


甲斐市公共施設等総合管理計画



平成 29 年 2 月
(令和 4 年 2 月改訂版)

 甲 斐 市

目次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 計画の対象範囲	2
1.3. 計画の位置づけ	3
1.4. 計画策定年度及び改訂年度	3
1.5. 計画期間	3
2. 本市の現状及び将来の見通し	4
2.1. 市の概況	4
2.2. 人口	5
2.3. 財政の状況	8
3. 公共施設等の状況と将来の見通し	11
3.1. 施設保有量の状況	11
3.2. 施設保有量の推移(公共施設)	21
3.3. 過去に行った対策の実績	22
3.4. 有形固定資産減価償却率の推移	24
3.5. 現状や課題に関する基本認識	25
4. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	27
4.1. 公共施設等マネジメントの基本方針	27
4.2. 数値目標	28
4.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	29
4.4. 維持管理・更新に係る経費	34
5. 施設類型ごとの取組方針	49
5.1. 公共施設	49
5.2. インフラ資産	66
6. 推進体制	68
6.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有	68
6.2. フォローアップの実施方針	70
6.3. 地方公会計(固定資産台帳)の活用	73
資料編	74
1. 県内13市の比較(公共施設の人口1人当たりの延床面積)	74
2. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件	75

※文章及び図表の数値は、端数処理の都合により、合計が一致しない場合があります。

1.はじめに

1.1.計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体では、昭和50年頃に公共施設が集中的に整備され、その公共施設の建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い、扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増しているなかで、今後、全国的に既存の公共施設等の更新に充当できる財源は減少傾向にあります。

さらに、人口減少等によって既存の公共施設に対する需要が変化していくことが予想されることも踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を実現することが、全国共通の課題となっています。

このような状況を踏まえ、国では、平成25年11月「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、インフラの老朽化が急速に進展するなか、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月に全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。これにより、すべての地方公共団体は、庁舎・学校などの公共施設、道路・橋りょうなどのインフラ資産などすべての公共施設等を対象として、10年以上の視点を持ち、平成28年度に財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)に配慮した「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本市においても公共施設等の老朽化が進み、改修や建替えが必要な時期を迎えようとしています。また、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩み、社会福祉関連経費の増大による歳出の増加も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況が予測されます。

このような背景の中、本計画は、本市における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定したものです。

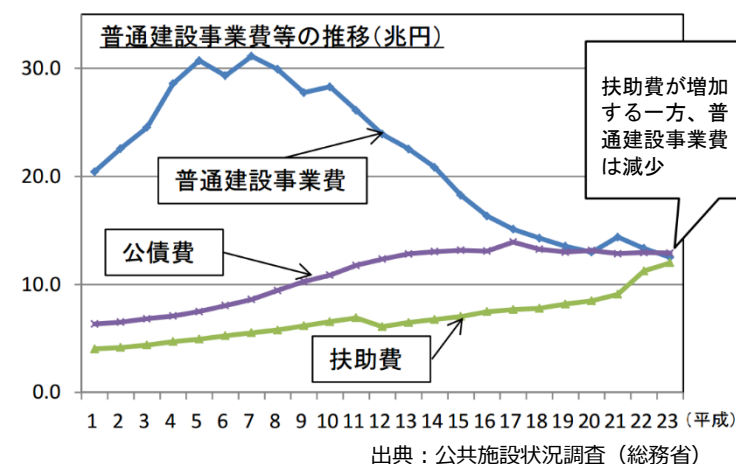
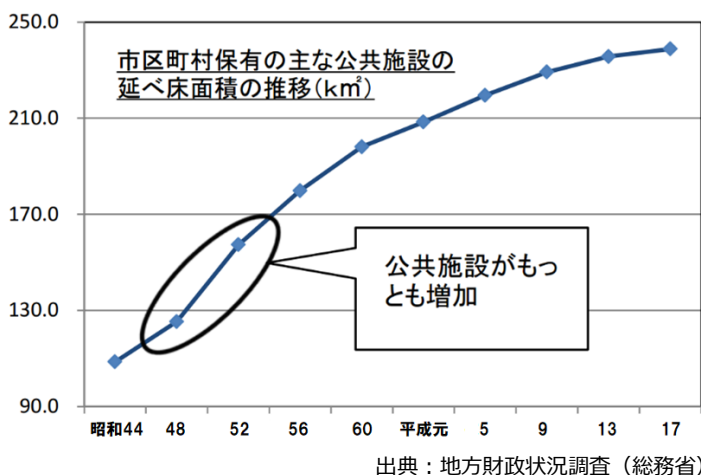


図1 市町村保有の主な公共施設の延床面積及び普通建設事業費等の推移

1.2.計画の対象範囲

以下の公共施設等を対象とします。

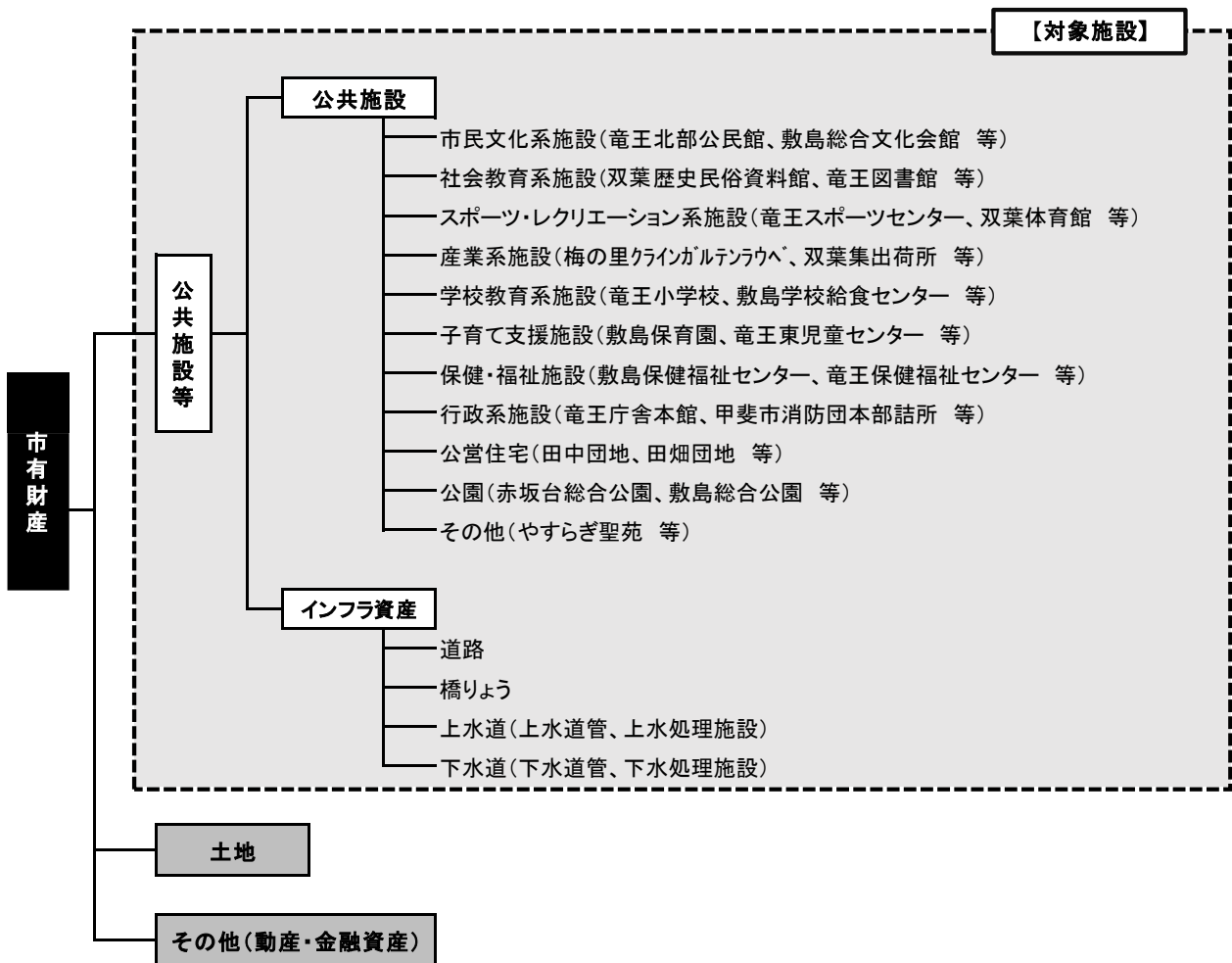


図 2 対象範囲

1.3.計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や市の「総合計画」、「行政改革大綱」等を踏まえて策定します。本市の今後の公共施設等の管理に関する『基本的な方針』を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた個別施設計画の指針となるものです。

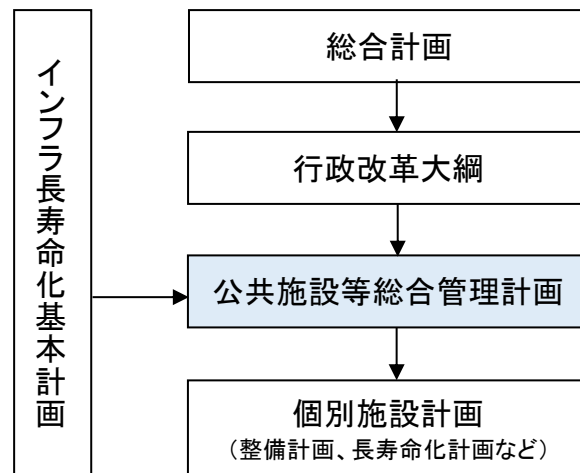


図 3 計画の位置づけ

1.4.計画策定年度及び改訂年度

本計画は平成 27 年度調査時点のデータをもとに、平成 28 年度に策定しました。

また、平成 30 年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が公表されたほか、令和 2 年度に国のインフラ長寿命化計画が見直されたことなどを踏まえて、本市においても令和 3 年度に本計画の改訂を行いました。

なお、今後も上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行うものとします。

1.5.計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 (2017) 年度から令和 28 (2046) 年度までの 30 年間とします。

2.本市の現状及び将来の見通し

2.1.市の概況

(1) 位置・地勢

本市は山梨県の北西部に位置し、北側は北杜市、南側は昭和町、東側は甲府市、西側は韮崎市、南アルプス市に接しています。市の北部には丘陵および山岳地域、南部には釜無川左岸の平地が広がっています。

本市の面積は 71.95km² で、山梨県全体の 1.6%を占めています。地区別には、竜王地区が 17.8%、敷島地区が 56.0%、双葉地区が 26.2%となっています。

(2) 沿革

明治以降の区制や郡区町村編成法などにより合併が進み、昭和 29 年から昭和 31 年にかけて、いわゆる「昭和の大合併」により竜王町・敷島町・双葉町が誕生しました。その後急速な都市化が進み、県内でも有数の人口増加地域として発展してきました。そして、平成 16 年 9 月 1 日、3 町の合併により甲斐市が誕生しました。

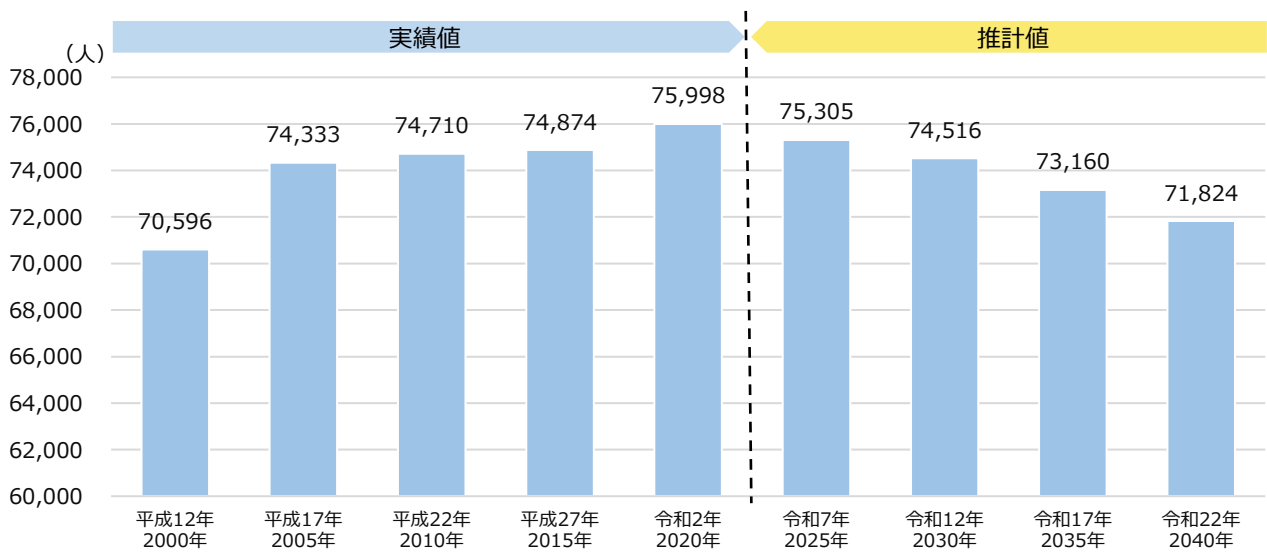


図 4 甲斐市の位置

2.2.人口

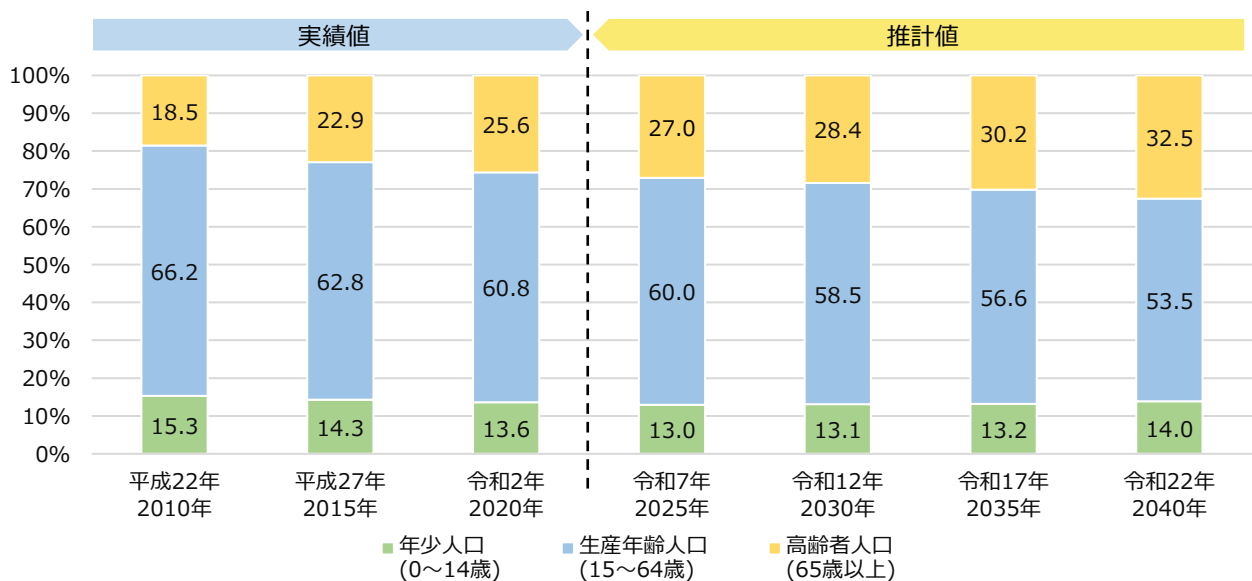
本市の総人口は、これまで右肩上がり増加していましたが、「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）」（以下、「人口ビジョン」という。）の推計によれば、人口減少社会の到来や大都市一極集中などの様々な社会情勢の影響により、総人口は減少傾向に転じ、令和22年では、約7万2千人まで徐々に減少する見通しとなっています。

また、3階層別の人口割合については、令和22年では生産年齢人口が53.5%に減少、高齢者人口が32.5%に増加し、比較的若年層が占める割合が高い本市においても高齢化が進み、令和22年には約3人に1人を65歳以上の高齢者が占めると予測されます。



出典：実績値は住民基本台帳、推計値は甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

図5 人口推計（人口ビジョン）

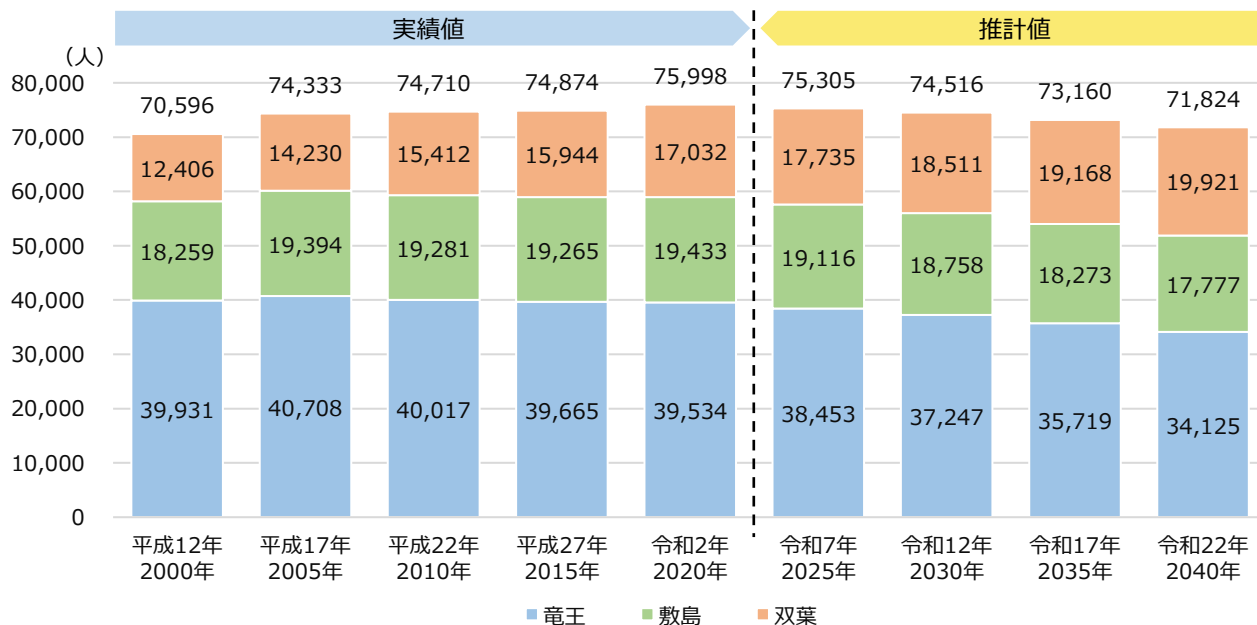


出典：実績値は住民基本台帳より算出、推計値は甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

図6 年齢3階層別人口の割合

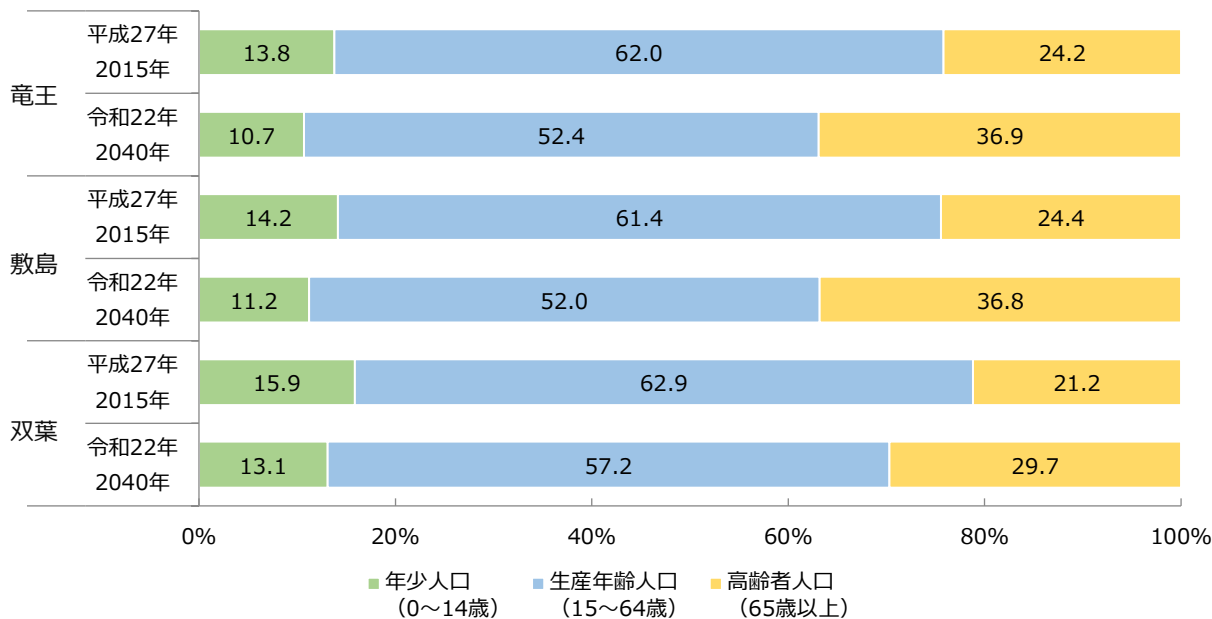
地区別にみると、双葉地区では人口増加が見込まれますが、竜王地区、敷島地区では人口減少が進むことが見込まれます。竜王地区、敷島地区では令和22年の人口が令和2年と比べて約1割減少することが見込まれます。

また、全ての地区で少子高齢化が進行するものと予測されています。



出典：実績値の総人口は住民基本台帳、地区別の内訳は国勢調査より算出
推計値は平成27年と令和2年の地区別人口を用いてコーホート変化率法にて推計

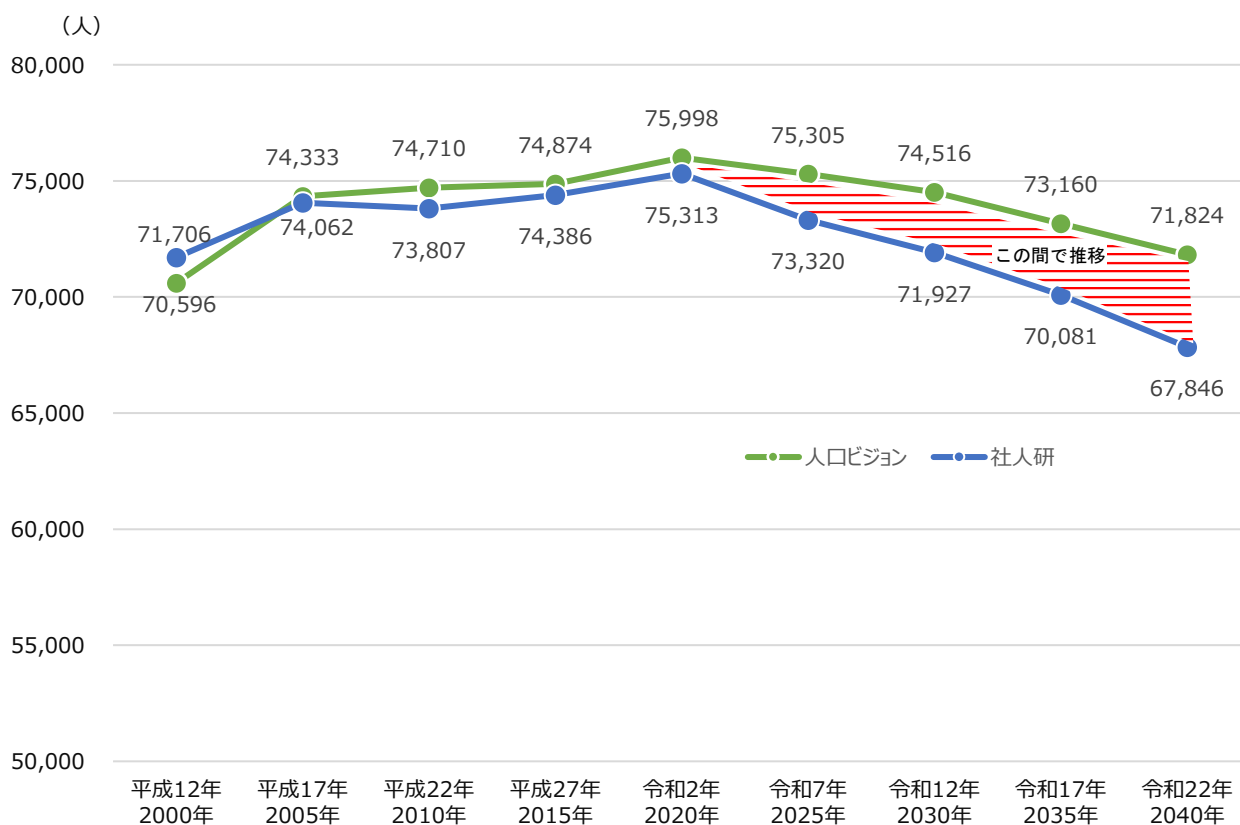
図7 地区別人口の推移



出典：平成27年は国勢調査の実績値、令和22年は平成27年と令和2年の地区別人口を用いてコーホート変化率法にて推計

図8 地区別年齢3階層別人口の割合

一方、「国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）」が推計した本市の将来人口は、令和22年では約6万8千人まで減少する見通しとなっており、今後は「人口ビジョン」と「社人研」の推計人口の間で推移していくものと考えられ、人口減少は避けて通れない状況にあります。



出典：人口ビジョン：実績値は住民基本台帳、推計値は甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
 社人研：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口」

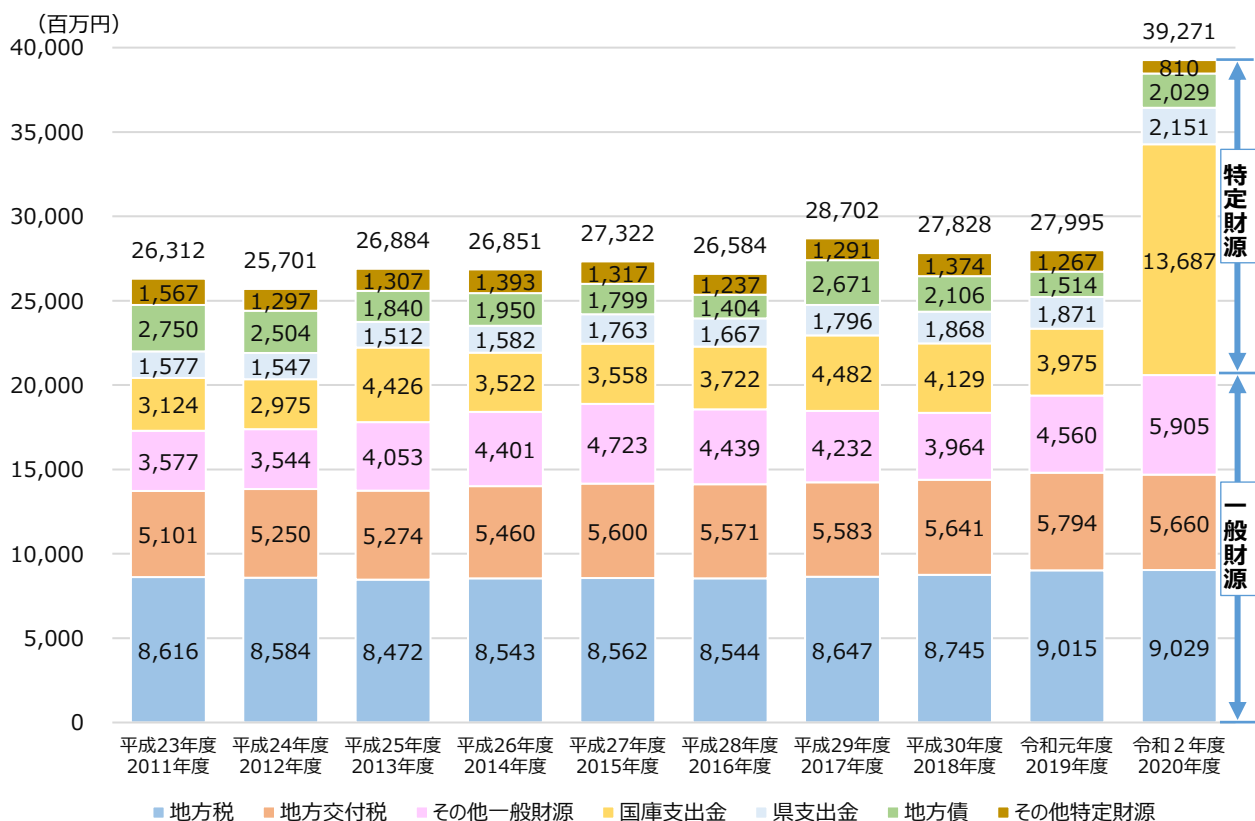
図 9 人口ビジョンと社人研の推計

2.3.財政の状況

本市の歳入（普通会計）の状況をみると、令和元年度までの歳入総額は約 280 億円であり、そのうち、市の歳入の根幹を占める地方税（市税）収入は約 90 億円で、歳入総額の約 32%を占めています。

歳入総額の推移をみると、平成 23 年度から平成 28 年度まではおおむね 260 億円前後、平成 29 年度以降は地方税等の増加により約 280 億円で推移しています。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策による特別定額給付金給付事業費補助金等の国庫支出金が一時的に急増しています。

今後は生産年齢人口の減少が見込まれている中で、市の歳入の根幹を占める地方税収入は減少傾向となる見通しであり、大幅な税収の伸びも期待できないため、非常に厳しい歳入状況となる見込みです。



- ※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。
- ※地方税：市が収入する税の総称。市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。
- ※地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金。
- ※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、県支出金、地方債等。
- ※国庫支出金：国から市へ交付される補助金等。
- ※県支出金：県から市へ交付される補助金等。
- ※地方債：公共事業等を行うための借入れ。

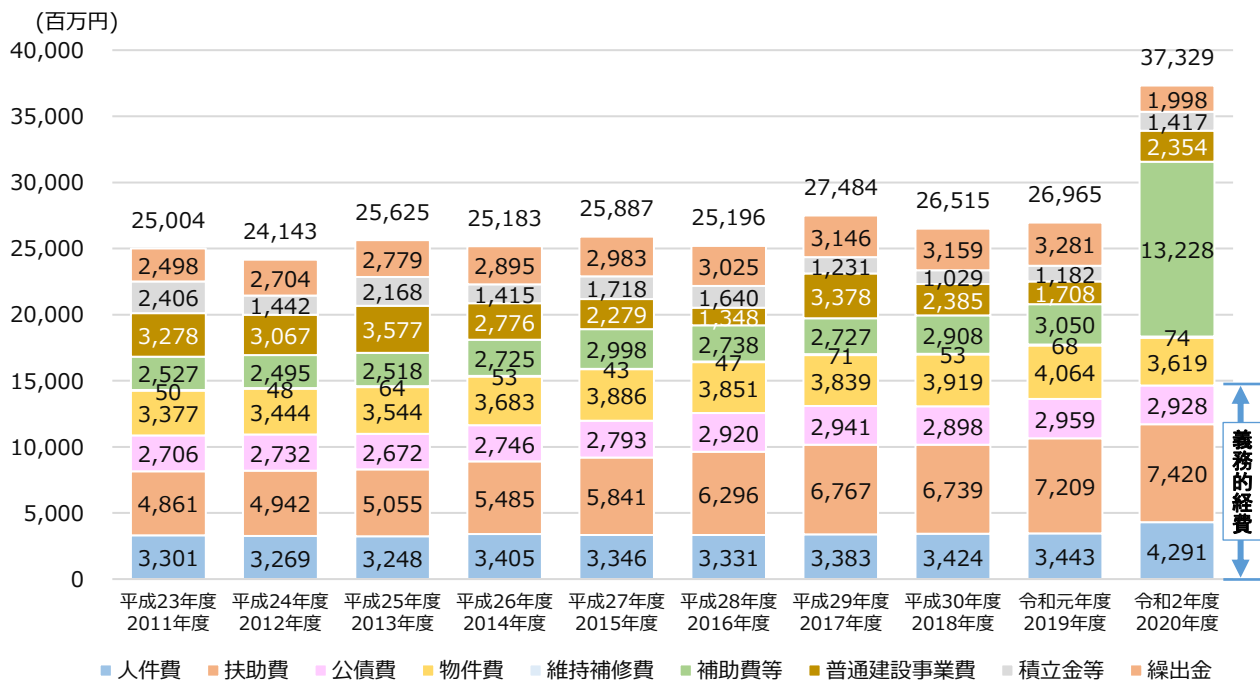
図 10 普通会計歳入の推移

本市の歳出（普通会計）の状況をみると、令和元年度までの歳出総額は約 270 億円であり、そのうち、支出が義務的で任意では削減できない経費である義務的経費は約 136 億円で、歳出総額の約 50%を占めています。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策による特別定額給付金の支給に伴い、補助費等の支出が一時的に急増するとともに、義務的経費も増加しています。

義務的経費の内訳の状況をみると、人件費及び公債費はおおむね横ばいであるのに対して、扶助費は増加傾向を示しており、令和 2 年度の扶助費は平成 23 年度の約 1.5 倍となっています。

比較的若年層が占める割合が高い本市においても、扶助費の増加は避けられない状況にあり、このことにより支出総額の半分以上を義務的経費で占めることが予想されるなかで、現在の物件費や普通建設費などの他の経費の水準を維持していくことが困難になる見通しであることから、これらの経費を圧縮せざるを得ない状況です。

また、本市の経常収支比率は全国平均と比べて良い水準にあるものの、90%近くまで上昇しており、財政構造はやや硬直している状態といえます。



- ※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。
- ※扶助費：社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費、及び地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費。
- ※公債費：地方自治体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金及び一時借入金の利子の合算額。
- ※物件費：消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託などに要する経費。
- ※維持補修費：公共用施設等の維持に要する経費。
- ※補助費等：法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等。
- ※普通建設事業費：道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費。
- ※繰出金：一般会計から特別会計等に対して支払う経費であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療（老人保健医療）等に対する一般会計の負担金。
- ※義務的経費：人件費、扶助費、公債費など、性質上容易に削減することができない経費。

図 11 普通会計歳出の推移

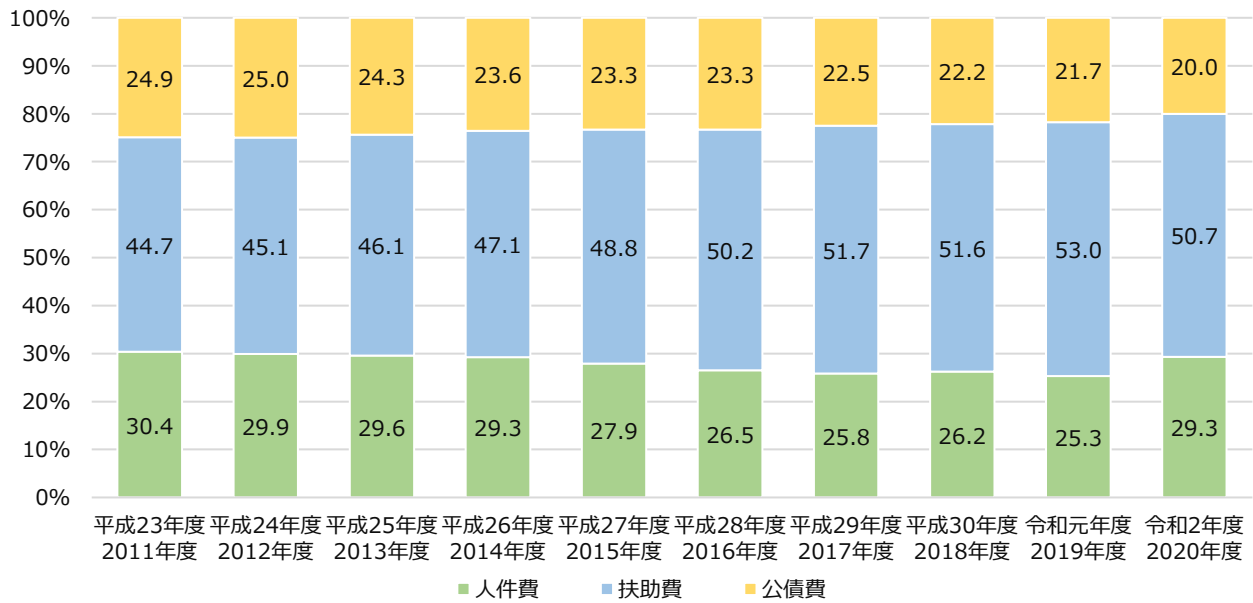
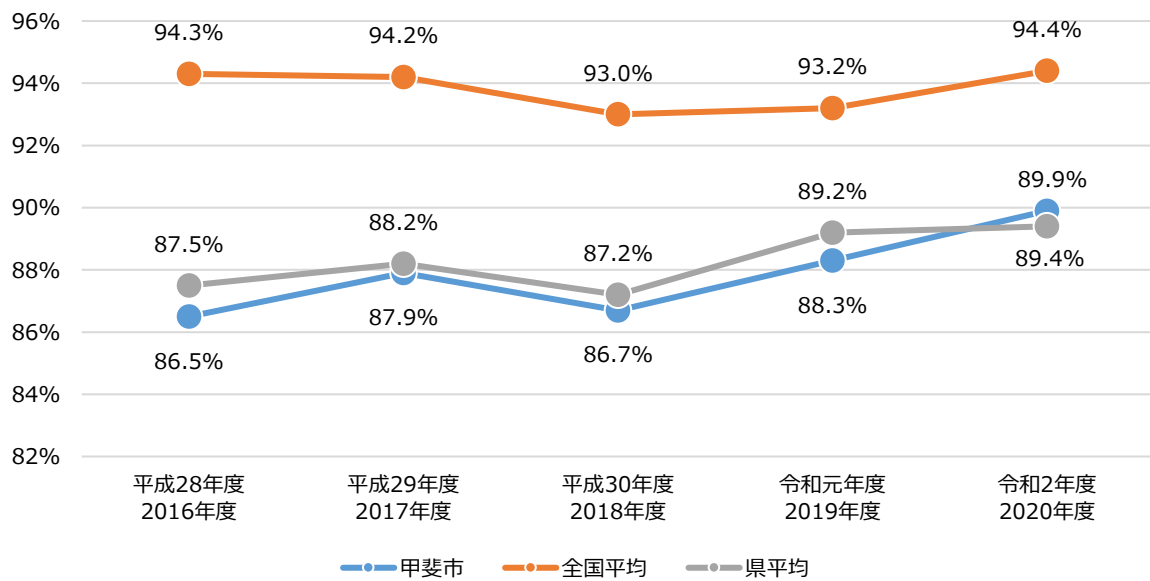


図 12 義務的経費の構成比の推移



出典：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）（平成28年度～令和2年度）

※経常収支比率：自治体の財政構造の弾力性を測る比率。人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、都市にあっては75%程度が妥当であり、80%を超えるとその自治体は弾力性を失いつつあるといわれている。

図 13 経常収支比率の推移

3.公共施設等の状況と将来の見通し

3.1.施設保有量の状況

(1) 公共施設の状況

① 施設の保有状況

本市では 201 施設、総延床面積約 20.5 万㎡の公共施設を有しています。

施設分類別でみると、学校教育系施設の延床面積が約 10.5 万㎡と最も多く、総延床面積の約半分を占めています。

学校教育系施設に次いで、スポーツ・レクリエーション系施設（約 1.9 万㎡）が 9.2%、市民文化系施設（約 1.5 万㎡）が 7.5%となっています。

表 1 施設数と施設規模

施設分類	施設		延床面積	
	施設数	%	㎡	%
市民文化系施設	9	4.5	15,335	7.5
社会教育系施設	3	1.5	3,033	1.5
スポーツ・レクリエーション系施設	14	7.0	18,852	9.2
産業系施設	9	4.5	6,879	3.3
学校教育系施設	18	9.0	105,197	51.2
子育て支援施設	18	9.0	10,642	5.2
保健・福祉施設	3	1.5	5,648	2.8
行政系施設	27	13.4	15,251	7.4
公営住宅	12	6.0	15,437	7.5
公園	20	10.0	1,978	1.0
その他	68	33.8	7,134	3.5
総計	201	100.0	205,385	100.0

令和 3 年度調査時点

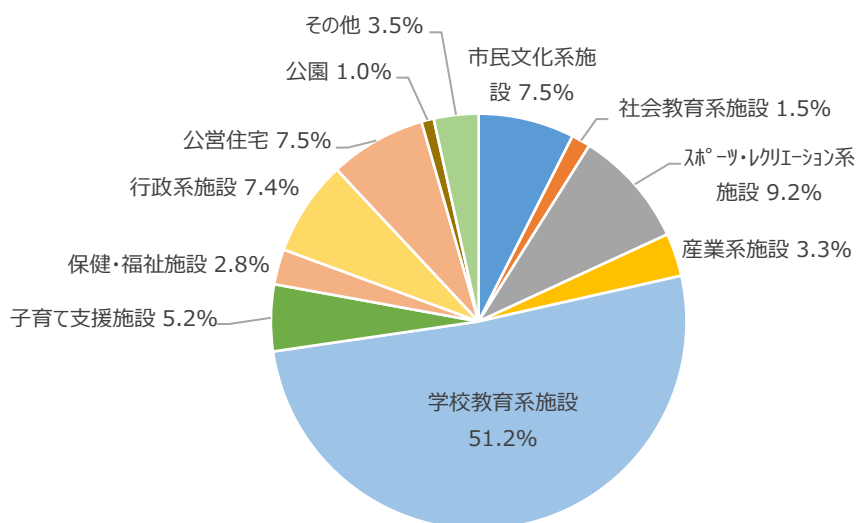


図 14 施設分類別延床面積

表 2 主な公共施設一覧

施設分類	中分類	主な施設
市民文化系施設	集会施設	竜王北部公民館、竜王南部公民館、竜王中部公園セミナーハウス、敷島公民館※ 1、双葉公民館、睦沢地域ふれあい館、清川地域ふれあい館、吉沢地域ふれあい館
	文化施設	敷島総合文化会館（敷島公民館）、双葉ふれあい文化館
社会教育系施設	図書館	竜王図書館、敷島図書館※ 2、双葉図書館※ 2
	博物館等	文化財整理室、双葉歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	竜王スポーツセンター、玉幡体育館、竜王武道館、敷島体育館、双葉スポーツ公園、双葉体育館、双葉弓道場、敷島 B&G 海洋センター、双葉 B&G 海洋センター、玉幡公園総合屋内プール、釜無川スポーツ公園
	保養施設	釜無川レクリエーションセンター、神明温泉志麻の湯・志麻の里ことぶきセンター、百楽泉・双葉共同福祉施設
産業系施設	産業系施設	自然休養村管理センター、勤労者会館、梅の里クラインガルテラウベ、梅の里クラインガルテラクラブハウス、双葉集出荷所、コミュニティホール双葉、双葉農の駅、働く婦人の家、勤労青少年ホーム
学校教育系施設	学校	竜王小学校、玉幡小学校、竜王南小学校、竜王北小学校、竜王西小学校、竜王東小学校、敷島小学校、敷島北小学校、敷島南小学校、双葉東小学校、双葉西小学校、竜王中学校、玉幡中学校、竜王北中学校、敷島中学校、双葉中学校
	その他教育施設	敷島学校給食センター、双葉学校給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	竜王北保育園、竜王東保育園、竜王西保育園、竜王中央保育園、敷島保育園、双葉西保育園
	幼児・児童施設	敷島子育てひろば、玉幡児童館、竜王北児童館、竜王東児童センター、竜王西児童館、竜王南児童館、敷島ふれあい中央児童館、敷島みなみ児童館、敷島なかよし児童館、双葉西児童館、双葉東児童館、竜王ふれあい館
保健・福祉施設	保健施設	敷島保健福祉センター、双葉保健福祉センター、竜王保健福祉センター
	介護福祉施設	志麻の里ことぶきセンター※ 3
	その他福祉施設	双葉共同福祉施設※ 3
行政系施設	庁舎等	竜王庁舎本館、竜王庁舎新館、竜王庁舎南別館、敷島庁舎、双葉庁舎
	その他行政系施設	甲斐市消防団本部詰所、竜王 1 分団 1 部消防詰所、竜王 1 分団 2 部消防詰所、竜王 1 分団 3 部消防詰所、竜王 1 分団 4 部消防詰所、竜王 2 分団 1 部消防詰所、竜王 2 分団 2 部消防詰所、竜王 2 分団 3 部消防詰所、竜王 2 分団 4 部消防詰所、竜王 3 分団 1 部消防詰所、竜王 3 分団 2 部消防詰所、竜王 3 分団 3 部消防詰所、竜王 3 分団 4 部消防詰所、敷島 1 分団コミュニティ消防センター、敷島 2 分団コミュニティ消防センター、敷島 3 分団コミュニティ消防センター（睦沢）、敷島 3 分団コミュニティ消防センター（清川）、敷島 5 分団コミュニティ消防センター、敷島 1 分団 2 部消防詰所、双葉 1 分団消防詰所、双葉 2 分団消防詰所、防災備蓄倉庫
公営住宅	公営住宅	田中団地、川辺町団地、金の宮住宅、三島の木住宅、泉尻団地、寺前住宅、中河原住宅、天狗沢住宅、一里塚住宅、市子石住宅、田畑団地、南団地
公園	公園	島上条公園、やはた公園、赤坂台総合公園、敷島総合公園、響が丘中央公園、玉幡公園、竜王中部公園、信玄堤公園、西八幡公園、カルチャーパーク、境公園、中下条公園、矢木羽湖（北便所、南便所）、双葉水辺公園、竜王南部公園、名取公園、鳥ヶ池芝生公園、釜無川スポーツ公園、竜地公園
その他	その他	貸付住宅、やすらぎ聖苑、機械器具倉庫、竜王駅南北自由通路、生産技術高度化施設、自主防資機材倉庫、睦沢ポンプ置場、消防ポンプ小屋、車庫、消防車両車庫、水防倉庫、防災倉庫、倉庫、灌漑用水ボーリングポンプ室、剪定枝粉碎機収納庫、塩崎駅南北駅前周辺施設、竜王リサイクルステーション、双葉リサイクルステーション、敷島リサイクルステーション、羅漢寺保存庫、輿石住宅集会所、バイオマスセンター、中村菩提集荷所前給水栓

令和 3 年度調査時点

※ 1 「敷島公民館」と「敷島総合文化会館」は複合施設であり、P.11 等の表中の施設数においては、1 施設として計上されている。

※ 2 「敷島図書館」、「双葉図書館」は、それぞれ「敷島総合文化会館」、「双葉ふれあい文化館」の中に設置されている施設であり、P.11 等の表中の施設数や面積においては、市民文化系施設の中に含まれている。

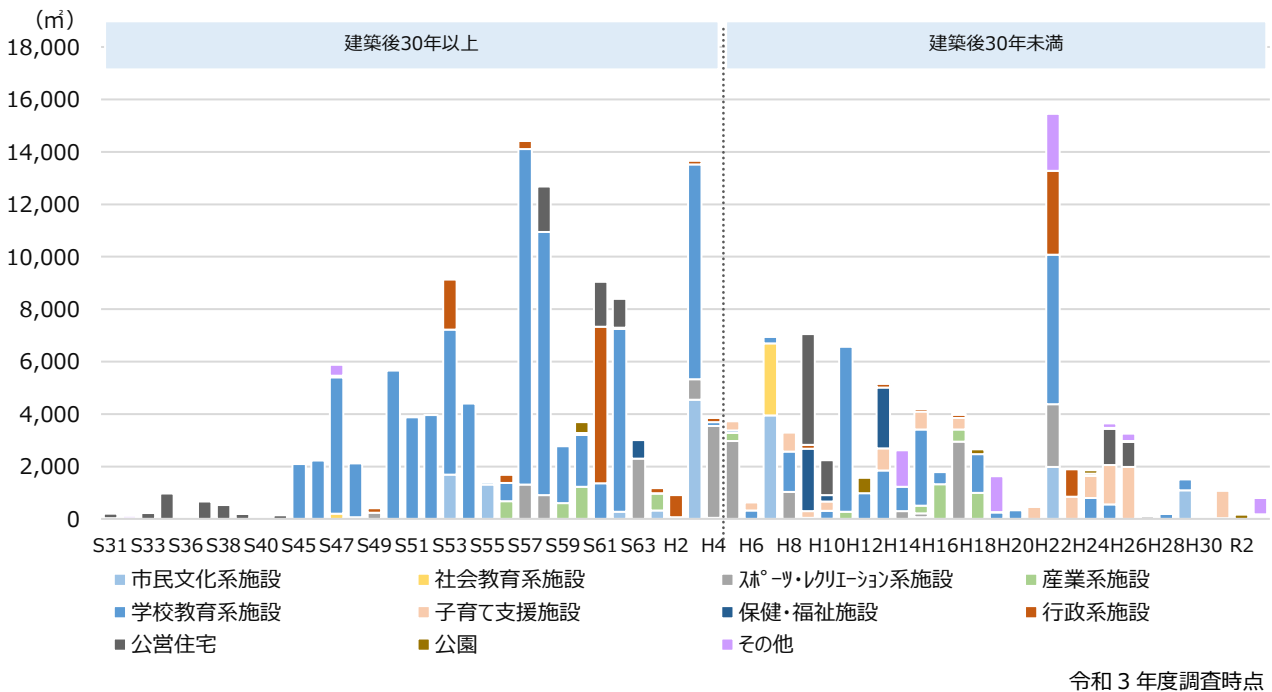
※ 3 「志麻の里ことぶきセンター」、「双葉共同福祉施設」は、それぞれ「神明温泉志麻の湯」、「百楽泉」との複合施設であり、P.11 等の表中の施設数や面積においては、スポーツ・レクリエーション系施設の中に含まれている。

② 老朽化の状況

本市では、高度経済成長期の昭和 40 年頃から多くの公共施設が整備されています。特に、昭和 40 年代後半から昭和 60 年代にかけては、主に学校教育系施設を中心に多くの施設が整備されています。

経過年別にみると、建築後 30 年以上の公共施設は、総延床面積の 56.5%を占めており、その内、建築後 30 年以上 40 年未満経過の公共施設は総延床面積の 34.6%を占めています。

一般的に鉄筋コンクリート造の建築物は、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で建替えが必要なため、今後、大規模改修や建替えなどの施設の更新が、一時期に集中することが見込まれます。



令和 3 年度調査時点

図 15 公共施設の建築年度別延床面積

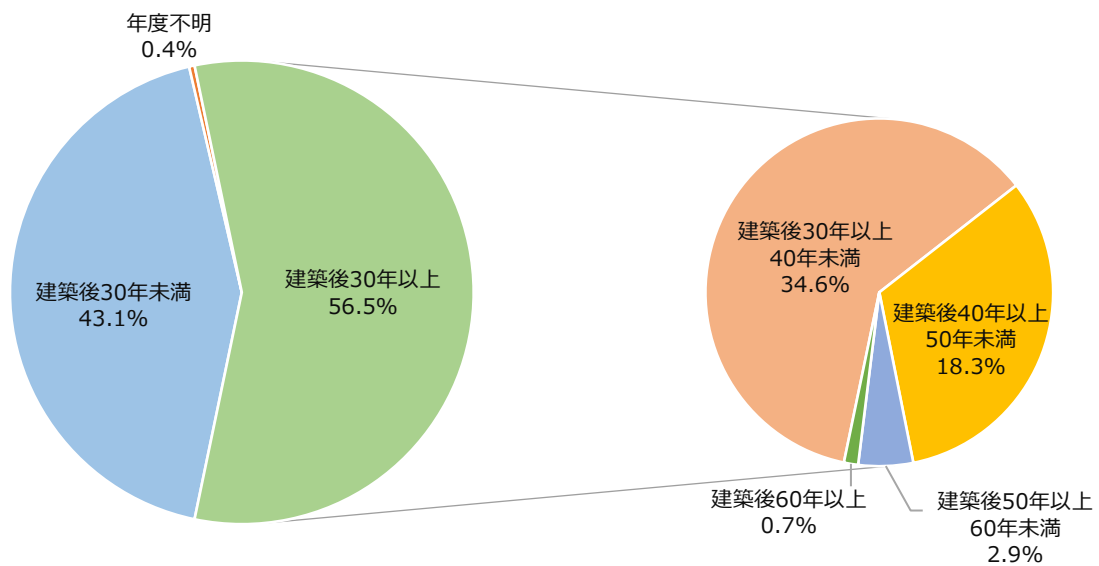


図 16 公共施設の経過別延床面積

③ 耐震化の状況

新耐震基準の公共施設は約 16.0 万㎡であり、総延床面積の 78.0%を占めています。一方、旧耐震基準の延床面積は約 4.4 万㎡であり、総延床面積の 21.6%を占め、そのうち、耐震化未実施の公共施設は、公共施設全体の 2.5%となっています。

耐震化の状況を施設分類別にみると、耐震化未実施の割合は公営住宅が 18.8%で最も多く、次いで、社会教育系施設の 9.6%となっています。

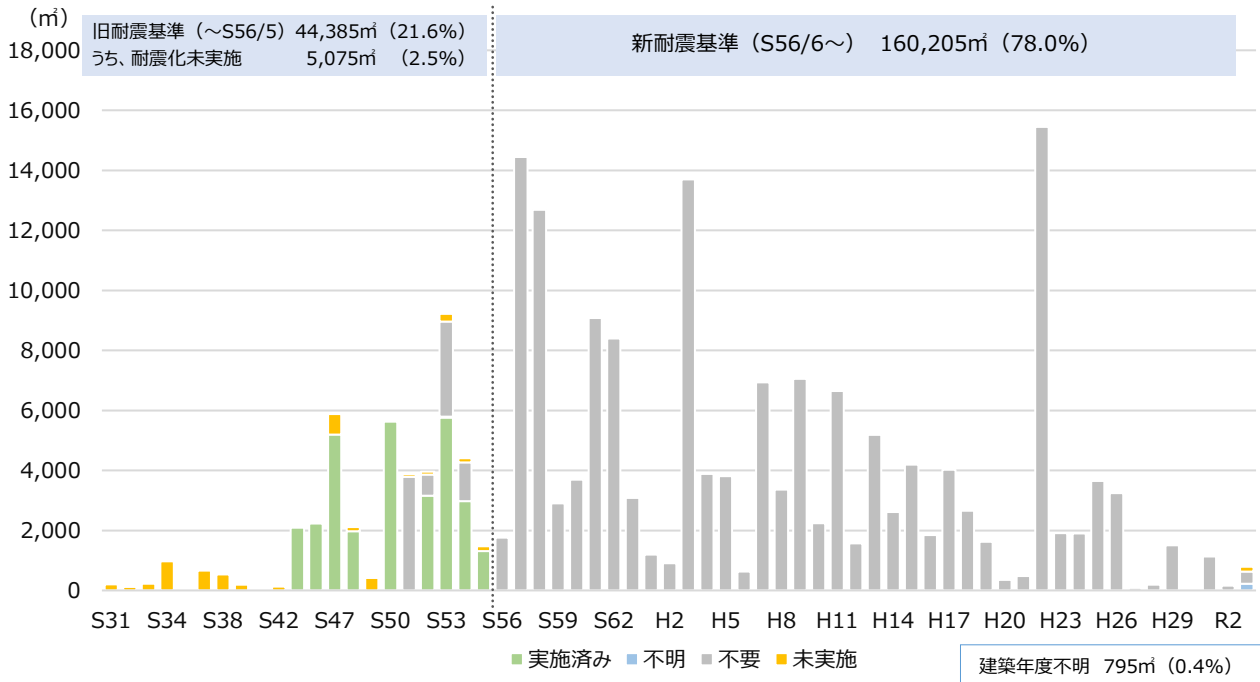
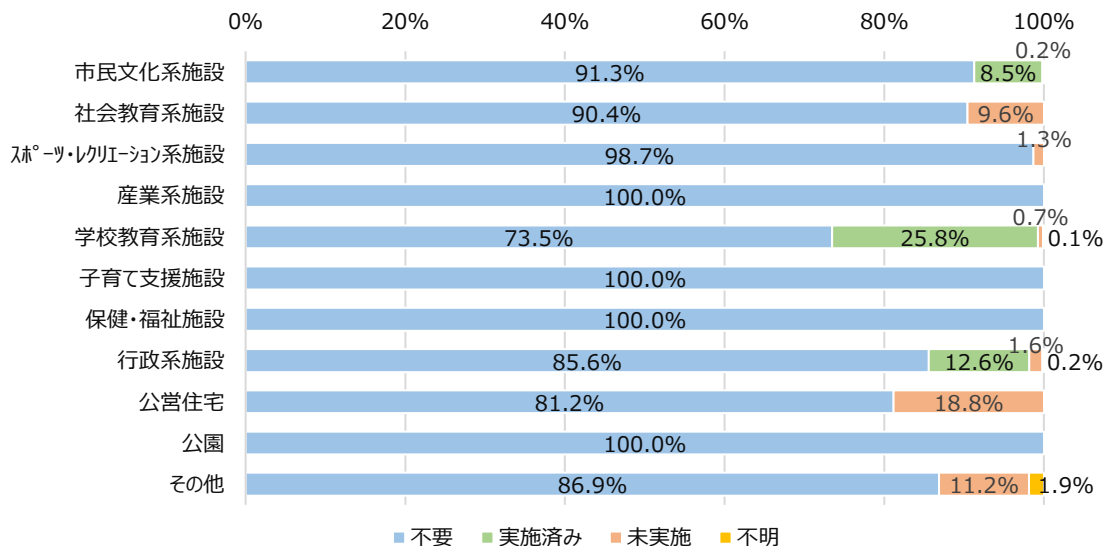


図 17 公共施設の耐震化状況



※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度 5 程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認において適用されていた基準

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度 6 強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準

※耐震化不要には新耐震基準を含む

図 18 施設分類別耐震化状況の構成比

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、市民の生活や産業を支えるものです。更なる施設建設の需要が見込まれることから、将来にわたって管理する資産が増加していくことが予測されます。

なお、令和2年度末のインフラ資産の保有量は、次のとおりです。

表 3 インフラ資産の保有状況

分類	種別	施設数等
道路	一級市道	51 km
		372,986 m ²
	二級市道	33 km
		184,490 m ²
	自転車歩行者道	2 km
		5,580 m ²
	その他の市道	355 km
		1,809,429 m ²
農道	165 km	
	557,321 m ²	
林道	21 km	
	59,331 m ²	
	計	627 km 2,989,137 m ²
橋りょう	橋りょう	195 橋
		3 km
		17,912 m ²
上水道	管路	408 km
	ポンプ場、配水池等	42 施設 3,911 m ²
下水道	管路	298 km
	し尿処理施設、農集排施設	4 施設 655 m ²

令和2年度末時点

① 道路

本市の道路の総面積は、約 299 万 m² となっています。内訳は、その他の市道が約 181 万 m² で 60.5% を占めており最も多く、以下、農道が約 56 万 m² で 18.6%、一級市道が約 37 万 m² で 12.5% の順となっています。

これまで多くの道路が整備されてきましたが、今後も舗装の打換えなどの更新が必要となります。

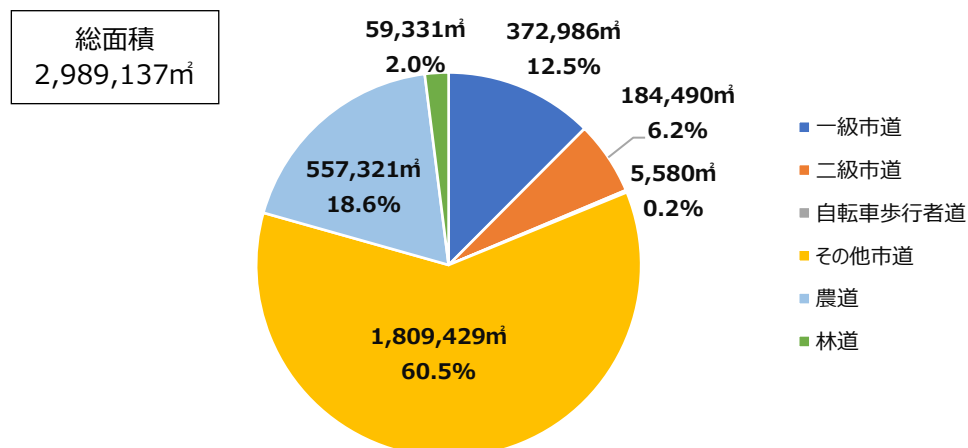


図 19 道路の分類別整備状況

② 橋りょう

橋りょうの総面積は約 1.8 万㎡となっています。内訳は、PC 橋が 7,986 ㎡で 44.6%を占めており最も多く、以下、鋼橋が 6,800 ㎡で 38.0%、RC 橋が 2,557 ㎡で 14.3%、木橋・その他が 567 ㎡で 3.2%となっています。

橋りょうの耐用年数の 60 年を踏まえると、今後 10 年後から 20 年後にかけて、多くの橋りょうが更新時期を迎えます。

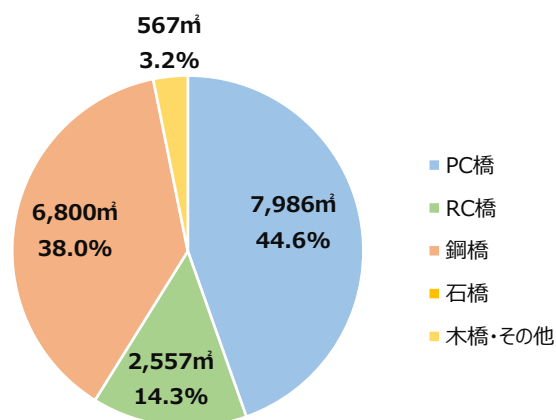


図 20 橋りょうの構造別整備状況

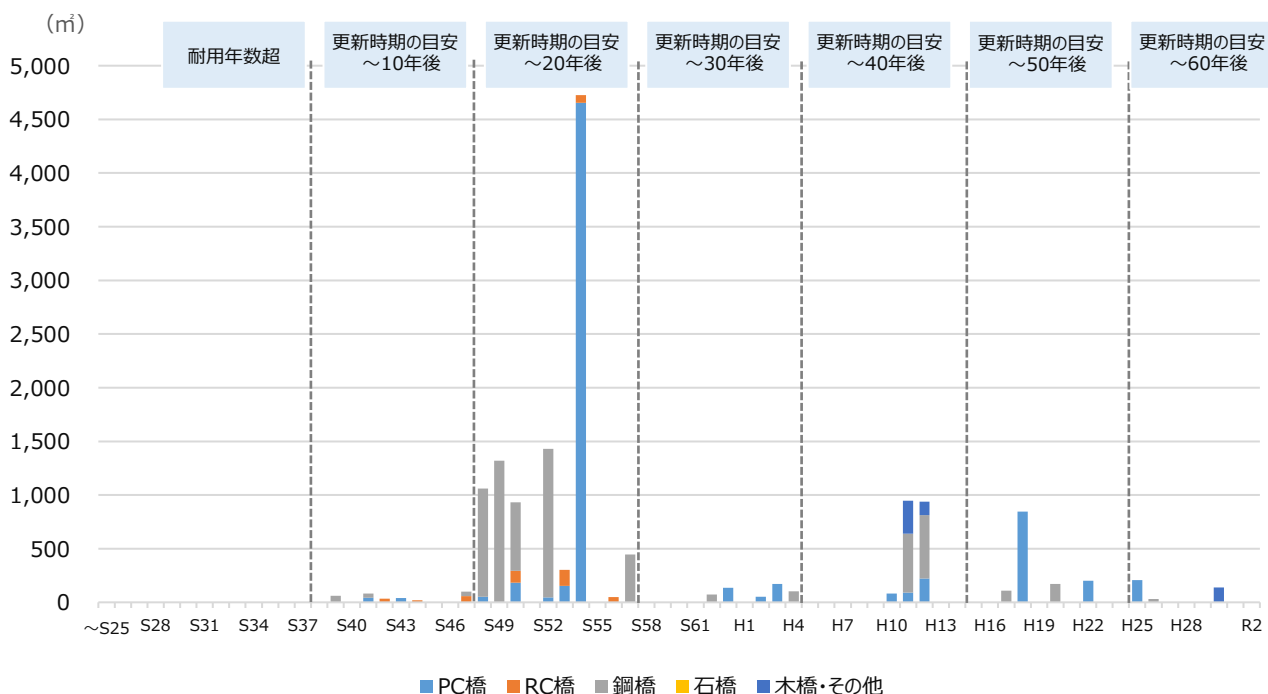


図 21 橋りょうの年度別整備状況

③ 上水道

<管路>

本市の上水道の総延長は約 408km となっています。内訳は、配水管が約 403km で 98.6%、送水管が約 6km で 1.4% となっています。

上水道の耐用年数の 40 年を踏まえると、今後多くの上水道が更新時期を迎えます。

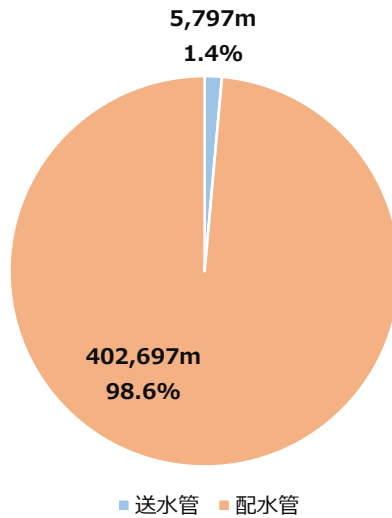


図 22 上水道の管種別整備状況

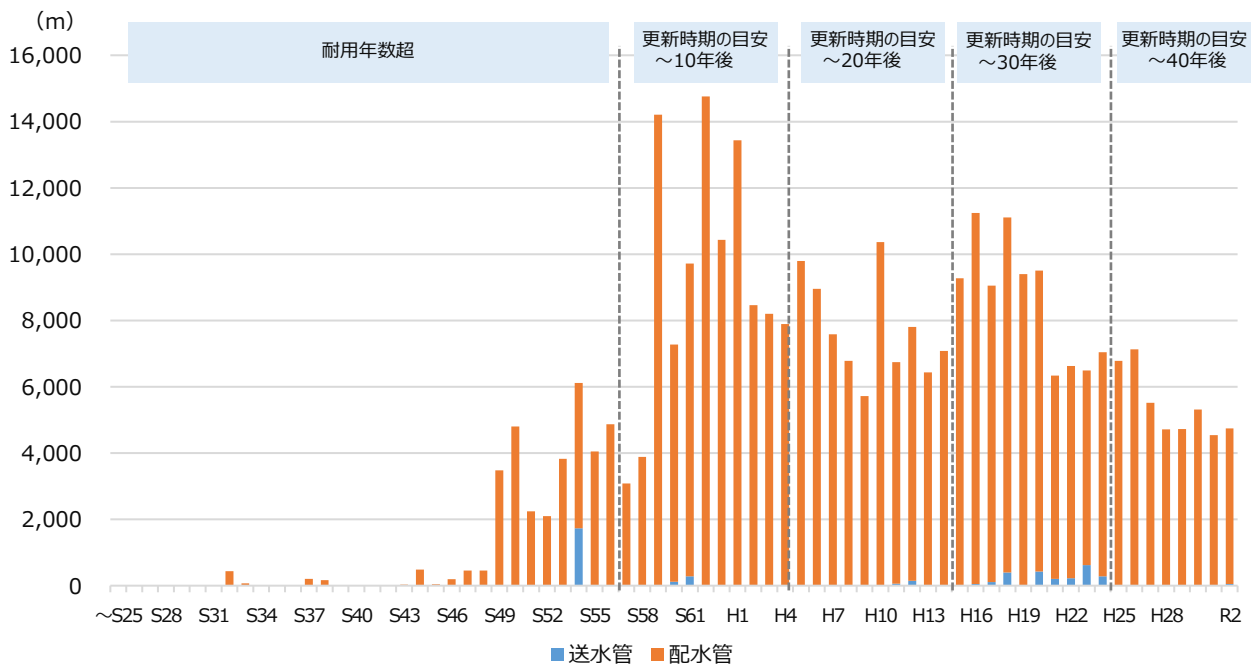


図 23 上水道の年度別整備状況

<ポンプ場、配水池等>

上水道の附帯施設の総延床面積は3,911 m²となっています。建築後30年以上60年未満の施設は3,055 m²で上水道の附帯施設全体の78.1%を占めており、今後30年間で更新時期を迎えます。

建築後30年未満の施設は856 m²で上水道の附帯施設全体の21.9%を占めており、今後30年間で大規模改修時期を迎えます。

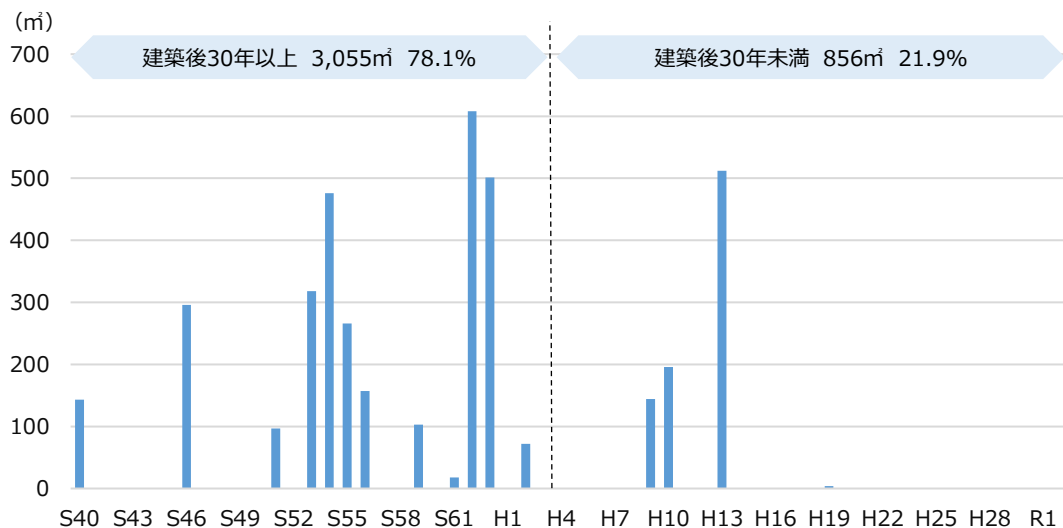


図 24 ポンプ場、配水池等の年度別整備状況

④下水道

<管路>

本市の下水道の総延長は約 298km となっています。内訳は、塩ビ管が約 293km で 98.5%、コンクリート管が約 4km で 1.2%となっています。

下水道の耐用年数の 50 年を踏まえると、今後 20 年後から 40 年後にかけて、多くの下水道が更新時期を迎えます。

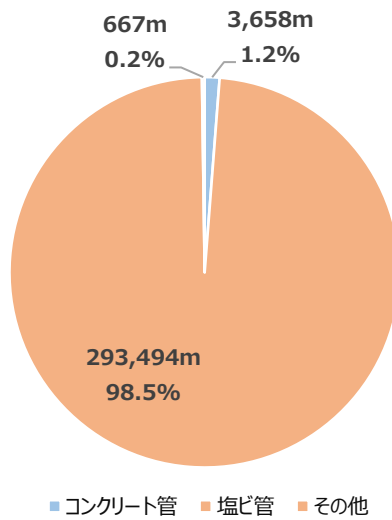


図 25 下水道の管種別整備状況

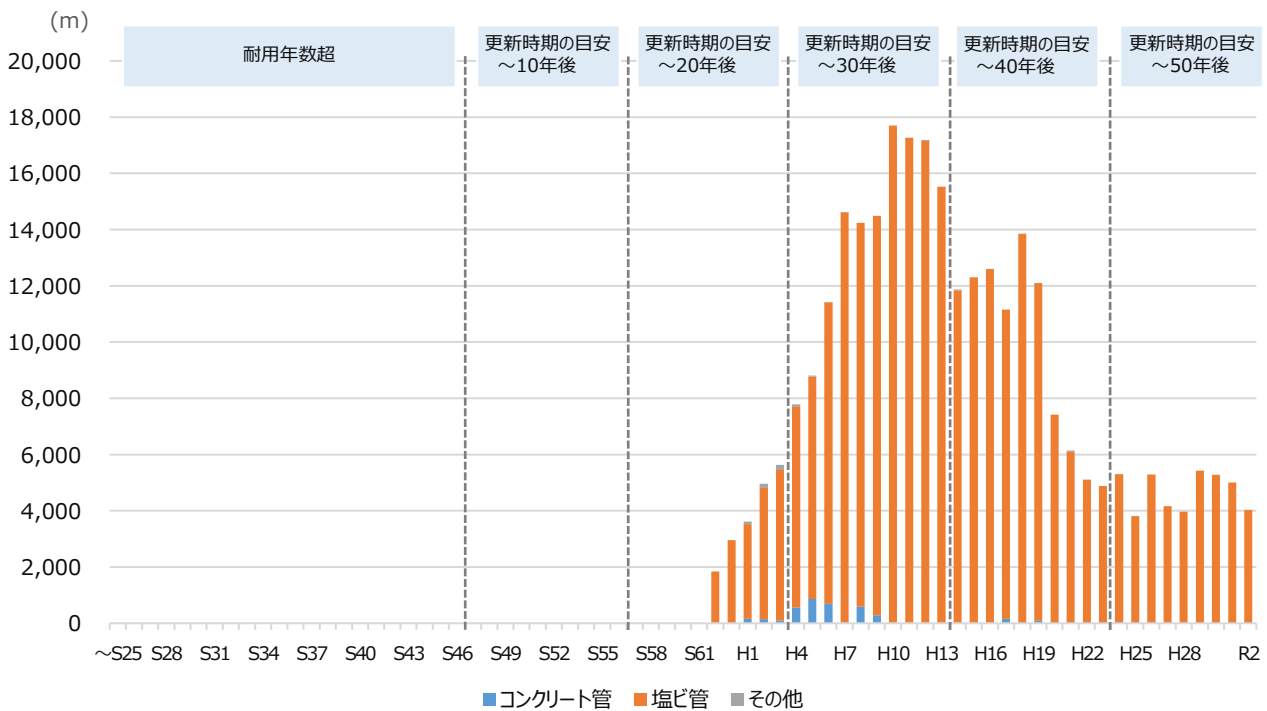


図 26 下水道の年度別整備状況

<し尿処理施設、農集排施設>

下水道の附帯施設の総延床面積は 655 m² となっています。建築後 30 年以上 60 年未満の施設は 549 m² で下水道の附帯施設全体の 83.9% を占めており、今後 30 年以内に更新時期を迎える見通しです。

建築後 30 年未満の施設は 105 m² で下水道の附帯施設全体の 16.1% を占めており、今後 30 年間で大規模改修時期を迎える見通しです。

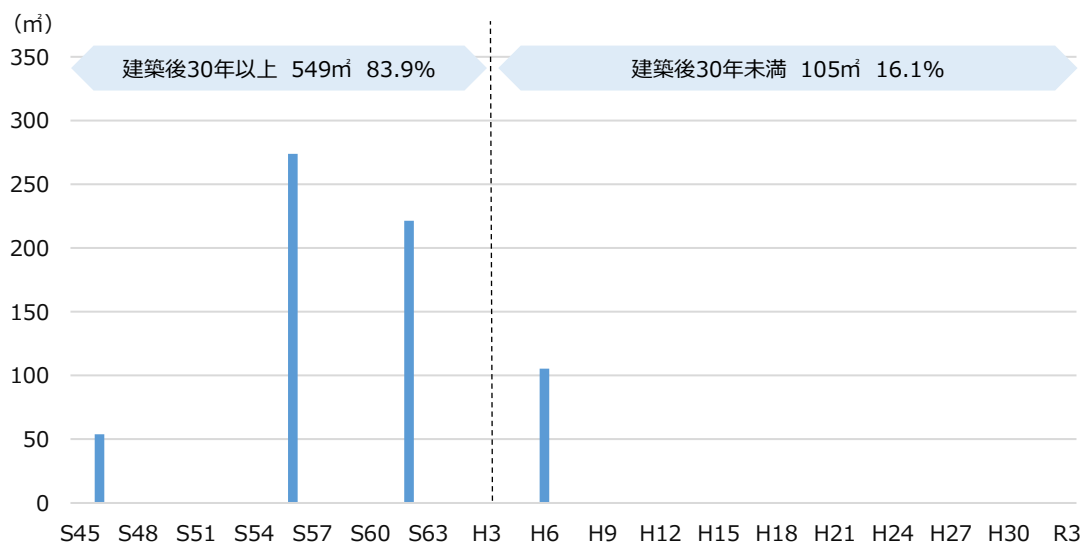


図 27 し尿処理施設、農集排施設の年度別整備状況

3.2.施設保有量の推移(公共施設)

令和3年度における公共施設の保有量は、本計画策定時の平成27年度と比較して2,329㎡削減されています。その大半は子育て支援施設の削減によるものです。一方で、学校教育系施設は、平成27年度と比較して234㎡増加しています。

表4 公共施設保有量の推移

施設分類	平成27年度(㎡)	令和3年度(㎡)	増減(㎡)
市民文化系施設	15,643	15,335	-309
社会教育系施設	3,162	3,033	-130
スポーツ・レクリエーション系施設	18,852	18,852	0
産業系施設	6,879	6,879	0
学校教育系施設	104,962	105,197	234
子育て支援施設	12,712	10,642	-2,070
保健・福祉施設	5,648	5,648	0
行政系施設	15,251	15,251	0
公営住宅	15,628	15,437	-191
公園	1,803	1,978	175
その他	7,173	7,134	-38
総計	207,714	205,385	-2,329

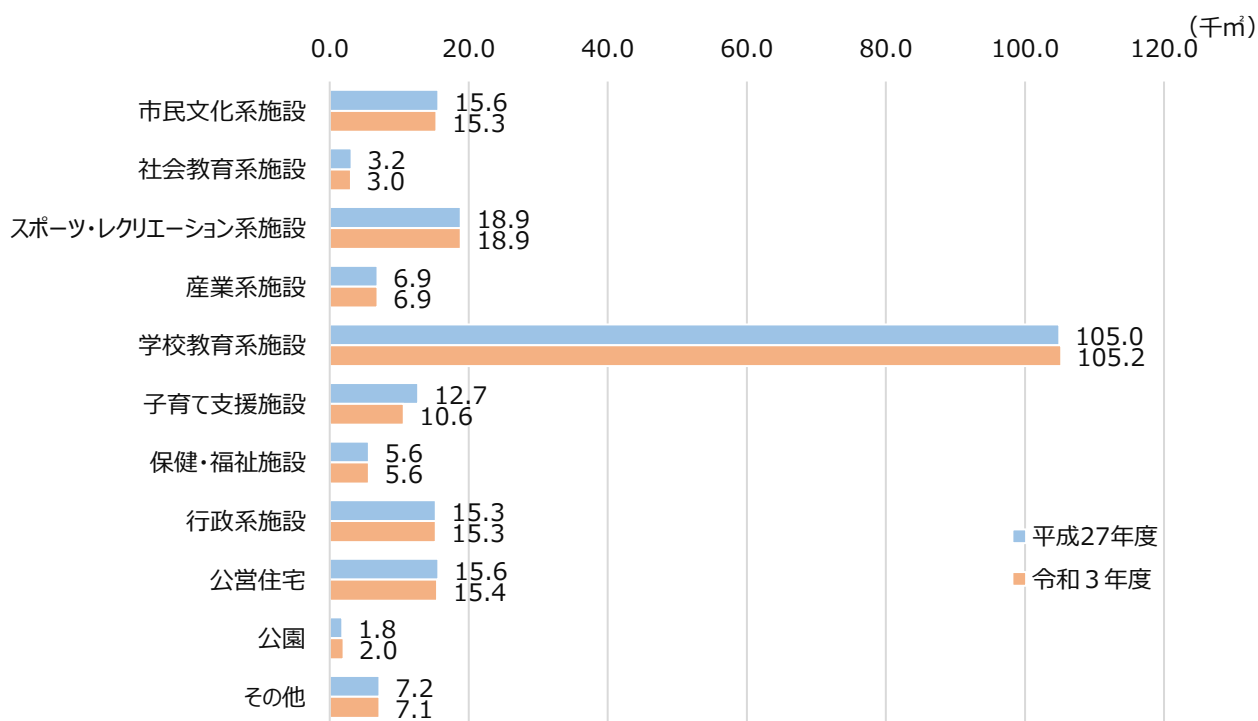


図28 公共施設保有量の推移

3.3.過去に行った対策の実績

本計画策定年度の平成 28 年度以降に除却または新設した建物は、以下の通りとなります。除却した建物の延床面積は 5,355 m²であるのに対して、新設した建物の延床面積は 3,026 m²となり、本市公共施設保有量の約 1%となる 2,329 m²を削減しました。

表 5 本計画期間に実施した対策（除却・新設）

施設分類	施設名称	建物	延床面積 (㎡)		
			除却	新設	増減
市民文化系施設	睦沢ふれあい館	便所	6	7	1
		倉庫	331	34	-297
	竜王中部公民館	公民館	1,045		-1,045
		技術棟	46		-46
		窯庫	16		-16
	竜王中部公園セミナーハウス	技術棟		69	69
		集会場		1,025	1,025
計		1,444	1,135	-309	
社会教育系施設	竜王歴史民俗資料館	倉庫	130		-130
	計		130	0	-130
学校教育系施設	竜王中学校	外便所	8	13	5
	玉幡中学校	給食棟	226	395	169
		倉庫	127		-127
	敷島南小学校	校舎		187	187
	計		361	595	234
子育て支援施設	しきしま幼稚園	管理棟	124		-124
		校舎	352		-352
		遊戯室	179		-179
		車庫	35		-35
		倉庫	27		-27
	松島保育園	保育所	656		-656
	竜王南保育園	保育所	899		-899
	双葉西保育園	保育所	841	1,043	202
計		3,113	1,043	-2,070	
公営住宅	金の宮住宅	住宅	31		-31
	御岳田住宅	住宅	31		-31
	寺前住宅	住宅	63		-63
	中河原住宅	住宅	35		-35
	天狗沢住宅	住宅	31		-31
	計		191	0	-191
公園	やはた公園	管理棟		165	165
	竜王中部公園	トイレ		10	10
	計		0	175	175
その他	消防ポンプ小屋（敷島 5-2）	消防詰所	36	26	-10
	消防車両車庫（双葉 2-3）	車庫	12	23	11
	倉庫（玉川東区）	倉庫	48		-48
	倉庫（古村区）1	倉庫	20		-20
	塩崎駅南北駅前周辺施設	便所		29	29
	計		116	78	-38
合計			5,355	3,026	-2,329

また、平成 28 年度以降の主な改修工事等の実績は以下のとおりとなります。市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設及び公営住宅において内外装の改修や機械・電気設備の更新などが行われています。

表 6 本計画期間に実施した対策（主な改修工事等）

施設分類	施設名称	大規模改修工事		
		実施年度	工事内容	費用 (千円)
市民文化系 施設	敷島総合文化会館 (敷島公民館)	H28	外壁改修	20,676
		H30	大ホール天井耐震化	30,226
	双葉ふれあい文化館	H30	空調改修	77,459
	計			128,361
スポーツ・ レクリエーション系 施設	双葉スポーツ公園	H30	テニスコート人工芝改修	11,178
	敷島 B&G 海洋センター	H30	プール防水シート、屋根防水塗装	21,708
	双葉 B&G 海洋センター	H28	プール防水シート、屋根防水塗装	14,969
	竜王武道館	H29	天井改修	26,507
	竜王スポーツセンター 玉幡体育館 双葉体育館	R2	LED 化	25,300
	計			99,662
	学校教育系 施設	竜王中学校	H28	内外塗装、機械・電気設備改修、建具改修等
竜王北中学校		R2	屋内運動場屋根改修	26,983
玉幡中学校		H29	給食室改築	16,886
		R2	内部環境改善 (LED 化)	46,343
双葉中学校		H30	技術棟改修	29,176
		R1	空調 (エアコン更新)	74,613
竜王中学校 玉幡中学校 竜王北中学校 敷島中学校		H29	空調 (エアコン整備)	285,952
竜王北小学校		H29	内外塗装、機械・電気設備改修、建具改修等	196,833
敷島小学校		H28~29	校舎改修、屋内運動場屋根改修	129,298
		H30	外壁塗装、機械・電気設備改修、建具改修等	166,039
		R1	屋内運動場屋根改修	13,142
双葉東小学校		R2	内部環境改善 (LED 化)	41,470
双葉西小学校		H29	校舎西館防水塗装	23,222
双葉東小学校 双葉西小学校		R1	空調 (エアコン更新)	137,775
竜王小学校 玉幡小学校 竜王南小学校 竜王北小学校 竜王西小学校 竜王東小学校 敷島小学校 敷島北小学校 敷島南小学校		H29	空調 (エアコン整備)	528,464
計			1,869,825	
公営住宅	川辺町団地	R1	屋上防水・外壁改修	37,708
	田畑団地	H29~30	屋上防水・外壁改修	43,113
		R2	給湯設備改修	12,669
	計			93,490

3.4.有形固定資産減価償却率の推移

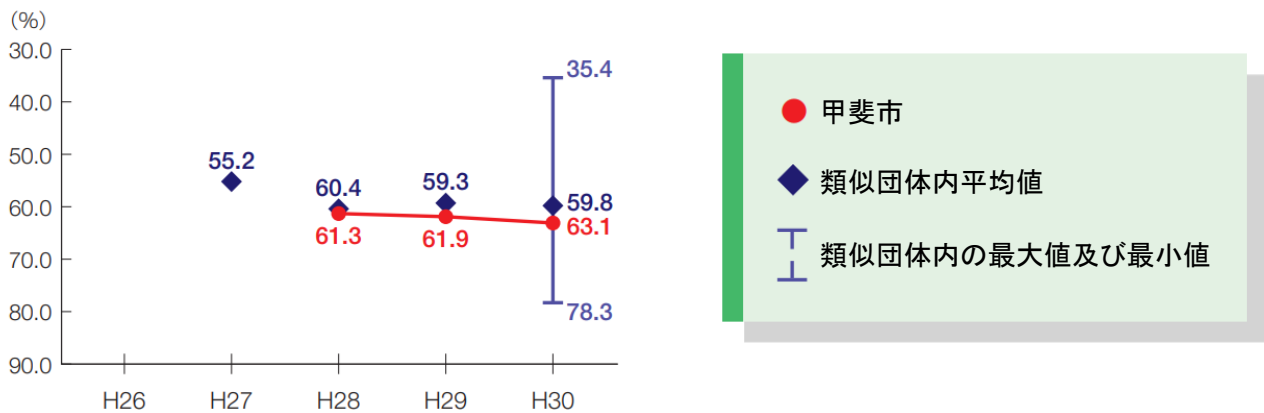
有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算出したものであり、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを示す指標（割合が大きいほど老朽化が進行）となっています。

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

本市における有形固定資産減価償却率は平成 30 年度で 63.1%となっており、直近では老朽化が確実に進んでいることがわかります。また、類似団体（本市と人口及び産業構造等が類似する市町村）の平均値は 59.8%となっており、本市の有形固定資産減価償却率は類似団体と比較してやや高位となっています。

なお、有形固定資産減価償却率は各施設の耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の工事等による使用期間の延長効果を精緻に反映するものではないため、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意する必要があります。



出典：令和元年度財政状況資料集（総務省）

図 29 有形固定資産減価償却率の推移

3.5.現状や課題に関する基本認識

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

今後の公共施設マネジメントの取組に当たっては、これらの課題認識を踏まえつつ、公共サービスの質の維持・向上とともに、公共施設等の適切な維持管理を進めていきます。

(1) 需要の変化への対応

本市の総人口は、これまで右肩上がり増加していましたが、今後は減少する見通しです。また、少子高齢化が進み、特に65歳以上の高齢者人口が占める割合は、令和22年には約3人に1人となる見通しです。

こうした人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に伴い、市民ニーズの量と質の変化が見込まれる中で、本市が所有する各種施設について、改めて公共関与の必要性や妥当性を精査し、民間等による機能の代替可能性等を検討する一方、行政需要への的確な対応に向け、施設が有する機能等を最適化するとともに、施設の規模や配置などの適正化を図ることが課題となってきます。

(2) 厳しい財政状況への対応

歳入の面では、生産年齢人口の減少による税収の落ち込みなどにより、歳入の増加は期待できない状況となっています。

また、歳出の面では、比較的若年層が占める割合が高い本市であっても、扶助費が増加傾向にあることを踏まえると、今後も高齢化の進行等に伴い扶助費の増加は避けられない状況にあります。また、経常収支比率は全国平均に比べてよい水準にあるものの、一貫して80%を上回っており財政構造がやや硬直している状況にあります。

財政構造の硬直や義務的経費の占める割合が増加していくことが予想されるなかで、公共施設等の整備に充当できる財源を現在の水準で維持することが困難となることが想定されます。

このため、今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

(3) 施設の老朽化への対応

本市は201の公共施設、道路627km、橋りょう195橋、上水道管路408km、下水道管路298km等のインフラ資産など多くの公共施設等を保有しており、それらの老朽化が進行しています。今後、施設の更新や改修が必要となる時期を順次迎える中、公共施設は10年後から30年後、インフラ資産は20年後から40年後に更新や改修のピークが到来します。

そして、施設の更新や改修には今後40年間で多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定されます。

そのため、施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化を図る必要があります。

(4) 重複する施設への対応

3 町合併で誕生した本市は、公共施設における市民 1 人当たり延床面積は県内 13 市の中では最も小さく、また、全国の類似団体においても、小さい方に位置しています。さらに、人口密度は県内 13 市の中では最も高く、人口密度が高いところに公共施設が配置されており、比較的コンパクトな街であるといえます。

しかしながら、合併前の段階において、各自治体がフルセットによる施設整備を進めてきたこともあり、類似施設がいくつも存在する一方、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況も認められています。

市内各地域の人口動態が異なる中、こうした状況を踏まえ、施設の目的と利用圏域（施設を使用する利用者のエリア）の視点からの整理とともに、地域バランスを考慮した配置をいかに進めていくかが課題となってきます。

(5) 取組の更なる推進に向けた体制の強化

平成 29 年 2 月に「甲斐市公共施設等総合管理計画」が策定され、それに基づいて公共施設等の適正な管理にかかる取組が進められてきました。今後多くの施設が更新時期を迎える中で、大規模改修による建物の長寿命化や、重複する施設の統廃合といった施設総量の削減などを、さらに推進していくことが必要です。

そのためには、全庁的な取組体制に基づいて、情報共有や計画の進捗管理を強化していくことが必要となります。

4.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4.1.公共施設等マネジメントの基本方針

公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、持続可能な公共サービスの実現に向けて、本市における公共施設等マネジメントの基本方針を以下のとおりとします。

基本方針 1：管理コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化などの様々な取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努めます。

基本方針 2：予防保全による長寿命化

更新や改修にかかる費用を抑制、平準化し、財政負担を軽減するため、予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性や性能を確保するとともに、施設の長寿命化を目指します。

基本方針 3：施設総量の削減と配置の適正化

将来のまちづくりを見据え、地域特性、市民需要、財政事情などを勘案しながら、施設の規模や配置の適正化に努めます。

基本方針 4：全庁的な公共施設等マネジメントの推進

既に構築されている全庁的な取組体制により、「施設カルテ」などを有効に活用しながら、公共施設等の情報を共有するとともに、それを踏まえた適正なマネジメントの推進を目指します。

4.2.数値目標

(1) 公共施設

<削減すべき更新等費用の算出>

今後も現在の公共施設を保有し続ける場合、今後40年間の将来の更新等費用の推計額は約812億円であり、年平均に換算すると約20.3億円/年が必要となります。投資的経費実績額（平成22年度から令和2年度の既存更新分と新規整備分の合計の平均）は約14.8億円/年であるため、年間で約5.5億円が不足する計算になります。よって、投資的経費実績額の約14.8億円以内に収めるためには、今後40年間の将来の更新等費用を27.1%程度削減する必要があります。

約5.5億円(年平均不足費用)

$$\div \text{約} 20.3 \text{ 億円(1年当たりの将来の更新等費用)} \times 100 = 27.1\%$$

<保有量の削減目標の設定>

本市の公共施設の更新等費用の推計では、今後20年から30年間に更新を中心にピークを迎える見通しとなっています。また、すべての公共施設は、今後30年間のうちに大規模改修（築30年目）や更新（築60年目）の節目を迎えることから、長寿命化や統廃合・機能集約の推進、民間活力等の活用を図りつつ、計画期間の今後30年間で公共施設の保有量（延床面積）を20%以上削減することを目標として設定します。

なお、今後の社会情勢の変化や財政状況等に応じて適宜、見直しを行います。

**公共施設の保有量の目標：
延床面積を今後30年間（令和28（2046）年度まで）で20%削減**

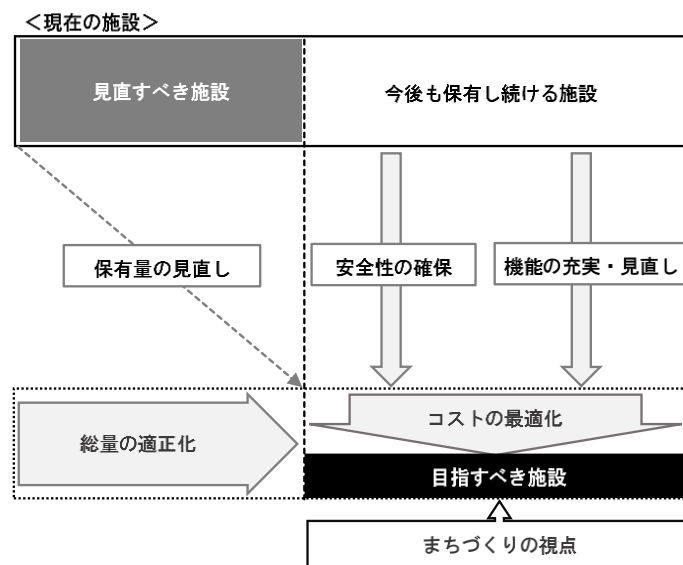


図 30 施設の目指すべき姿のイメージ

(2) インフラ資産

インフラ資産は、市民の生活を支える社会基盤施設であり、また、一度整備した施設を廃止することは現実的ではなく、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理への転換などにより長寿命化を進め、維持更新費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

4.3.公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 効率的・効果的な維持管理

【公共施設】

- 省エネルギー対策等による光熱水費の削減、委託内容の見直しや民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）などに取り組み、経常的な経費の削減に努めます。
- 施設の維持管理経費に対する使用料の割合を高めるため、利用者の増加及び施設稼働率の向上に向けた取組を推進します。
- 受益者負担の原則に基づき、受益者と公費負担の公平性、公正性を確保する中で利用者から応分な負担を求めるため、施設使用料の適正化を図るとともに、定期的な見直しを行います。
- 余剰スペースの貸付けなどにより、自主財源の確保を図ります。

【インフラ資産】

- 損傷状況や修繕履歴などを把握し、施設の需要や経済効果などを考慮のうえ整備の優先順位を明確化し、優先度に応じた計画的な維持管理を行います。

(2) 点検・診断及び安全確保の実施

【公共施設】

- 耐震診断が未実施である施設については、施設の今後のあり方を踏まえたうえで、計画的に耐震診断を実施します。
- 耐震性を満たしていない施設については、施設の耐用年数や老朽度を勘案のうえ、更新、耐震化、廃止などの判断を早期に行い、計画的に耐震改修を実施します。
- 点検・診断にあたっては、日常の「自主点検」と「定期点検・法定点検」を組み合わせることで実施することにより、施設や設備の機能を適正に維持していきます。
- 施設の劣化状況を把握するために、職員による劣化調査の実施を検討します。
- 点検・診断等により、危険性が認められた施設については、早期に更新、改修、解体等の対策を講じます。
- 供用廃止となっている施設や、今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等の対策を講じます。

【インフラ資産】

- 利用者の安全性確保や安定した供給等が行われるよう、各施設の特長や緊急性、重要性を考慮のうえ、計画的に耐震化を進めます。
- 点検・診断により各施設の劣化や損傷状況等を把握し、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）を構築し、継続的に取り組んでいきます。
- 点検・診断等により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修等の必要な措置を講じます。
- 高度の危険性が確認された施設については、速やかに立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、復旧作業や除却等の必要な措置を講じます。

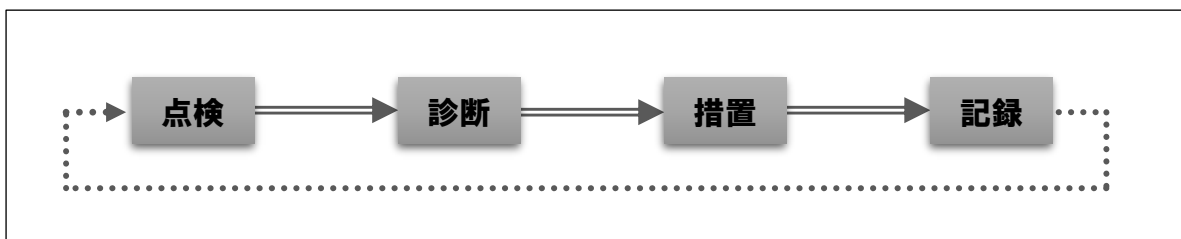


図 31 メンテナンスサイクルのイメージ

（3）適切な修繕・更新等の推進

【公共施設】

- 今後も継続的に保有し続ける施設のうち、長寿命化をすることによりライフサイクルコストの削減を見込むことができる施設を対象として、計画的に大規模修繕を実施することにより長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。
- 適正な点検・診断を施すことにより、損傷や故障の発生に伴い改修等を行う「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」に転換し、計画的な保全を目指します。
- 施設の更新にあたっては、周辺施設や類似施設との状況等を踏まえつつ、施設の劣化状況や市民ニーズ（利用動向・利用実態）を総合的に勘案する中で、施設評価や優先度等により必要性を十分検討するとともに、ライフサイクルコストの平準化も考慮して計画的に更新等を行います。
- 施設の更新等を行う場合は、施設の本来の目的や機能に着目し、人口や財政規模などを考慮した適正な規模とサービスの質を検討するとともに、効率的な施設の配置を目指します。また、施設を新たに整備する際には、スケルトンインフィル工法※を取り入れて転用のしやすい構造とするなど、整備後のフレキシブルな利活用を目指します。

※スケルトンインフィル工法：建物のスケルトン（柱・梁・床等の構造躯体）とインフィル（内装・設備等）とを分離した工法。

【インフラ資産】

- 原則として、計画的に長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。
- 点検・診断を施すことにより、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。
- 費用対効果や経済波及効果を考慮するとともに、リスクベースメンテナンス※の考え方を基に優先順位を定めるなど、効果的・計画的に新設及び更新、維持保全を実施します。
- 施設の整備や更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

※リスクベースメンテナンス：リスクを基準に検査及びメンテナンス（検査、補修、改造、更新など）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法。

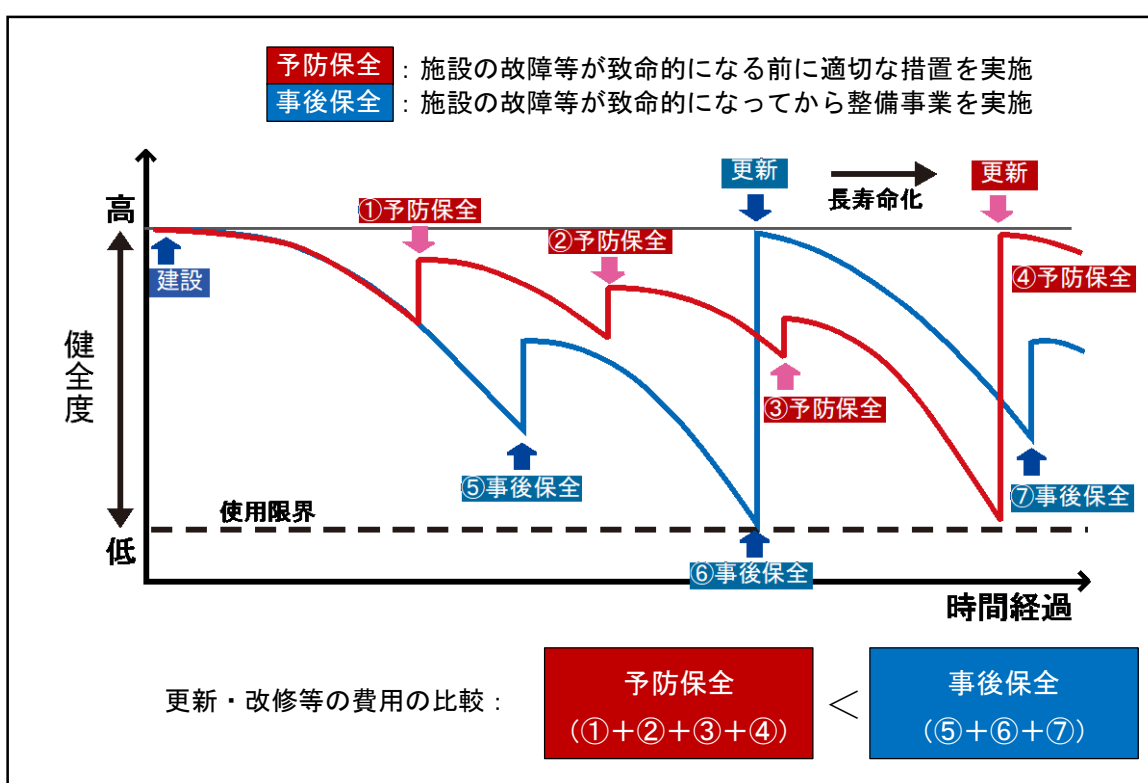


図 32 予防保全による長寿命化のイメージ

（４）ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザイン※のまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等の改修や更新に際しては、市民ニーズや施設の状態等を踏まえながら、ユニバーサルデザイン化等を推進し、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。

※ユニバーサルデザイン：障がいのある人の便利さ・使いやすさという視点ではなく、障がいの有無に関わらず、全ての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

(5) 統廃合・機能集約等の推進

【公共施設】

- 人口動向や財政状況等を踏まえ、必要な公共サービスの水準を維持していくため、複数ある同一用途の施設については、施設の更新時等において順次、集約化を目指します。
- 施設の更新を行う場合は、機能の複合化や減築を原則とし、人口の動向や住民需要、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ、適正な規模を検討します。
- 統廃合・複合化に際しては、総量適正化の観点から延床面積縮減のため、原則、既存施設と同等面積以下とすることとします。
- 合理的理由により、新たに施設を整備する場合は、施設の統廃合等を行い、市全体の施設総量（総延床面積）が増加しないようにします。
- 施設の利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件などにより施設評価を実施するとともに、市民意向やまちづくりの視点も踏まえ、施設の再編を検討します。
- 大規模な改修や多額の設備の更新が求められる場合は、原則として施設の廃止または一部機能の廃止を検討します。
- 低未利用施設については、今後の需要見込みや財政状況等を踏まえ、廃止や用途変更など、客観的な視点から施設の今後のあり方を検討します。
- 施設の廃止により生じる跡地は、売却や貸付等を行い、有効活用を図ります。

【インフラ資産】

- 今後の社会情勢の変化や住民需要、財政状況等を踏まえ、必要に応じて整備計画の見直しなどを行い、適正な供給を図ります。

表 7 主な公共施設の再編パターン

方法	内容	イメージ	例
集約化	同一用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約		・更新や改築の際に 2 つの集会施設を 1 つに統合
複合化	余剰・余裕スペース等を活用して、周辺の異種用途施設と複合		・学校の余裕教室に児童館の機能を移転 ・公営住宅の更新の際に、低層階部分に高齢福祉施設を整備
類似機能の統合	設置目的は異なるものの、機能が似通っている複数施設を統合		・更新や改築の際に集会施設と文化施設を統合
廃止	未利用施設等を廃止し、跡地を売却や貸付		・未利用施設を廃止し、跡地を売却

(6) 民間活力等の活用

【公共施設】

- 本市としてあるべき公共サービスの水準を検討するとともに、効率的かつ効果的な利活用を推進するため、市による直接的なサービスや機能の提供にこだわらない最適な主体によるサービスの提供（民間代替可能性等）を検討します。
- 利用者が特に少ない施設又は固定化している施設は、地元への譲渡、民間への売却等により廃止します。
- 公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、地域社会の実情に合った将来のまちづくりにおいて、PPP/PFI※の活用について検討するなど民間事業者の参入促進を図ります。
- 近隣市町との施設相互利用等可能性がある場合は、広域行政による施設整備について検討します。
- 公共施設等の情報については、広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、その公開に努めます。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等について民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

【インフラ資産】

- 必要に応じて民間事業者との連携により、効率的な施設運営を目指します。

表 8 民間等の活用パターン

方法	内容	イメージ	例
民間施設の活用	周辺の民間施設を活用		・民間住宅を借り上げて公営住宅として供給
実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更		・集会施設を地元自治会へ譲渡
広域連携	近隣自治体の施設の機能、配置状況等を踏まえ、施設を広域利用		・スポーツ施設を近隣自治体と相互利用

4.4.維持管理・更新に係る経費

(1) 現在要している経費

公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを把握するため、過去の投資経費（平成 22 年度から令和 2 年度の既存更新分と新規整備分の合計）の状況を整理しました。

公共施設における投資的経費の実績額（平成 22 年度から令和 2 年度の平均）は約 14.8 億円で推移しています。また、インフラ資産における投資的経費の実績額（平成 22 年度から令和 2 年度の平均）は約 10.8 億円で推移しています。

表 9 公共施設及びインフラ資産の投資的経費の推移

	既存更新分と新規整備分の合計（億円）											
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	H22～R2 平均
公共施設	37.9	11.4	15.7	18.0	14.6	6.5	6.0	19.9	10.1	10.5	11.8	14.8
インフラ資産	12.0	11.8	13.9	10.1	12.4	9.9	9.0	10.3	9.6	9.3	10.6	10.8
合計	49.9	23.2	29.6	28.1	26.9	16.4	15.0	30.2	19.7	19.7	22.5	25.6

(2) 施設を耐用年数で経過時に単純更新した場合の見込み

① 公共施設

令和 4 年度から令和 43 年度までの 40 年間に必要となる公共施設の更新等にかかる費用を試算します。その際、建物の耐用年数を 60 年とし、建築後 30 年が経過した時点で大規模改修を行うこととしました。

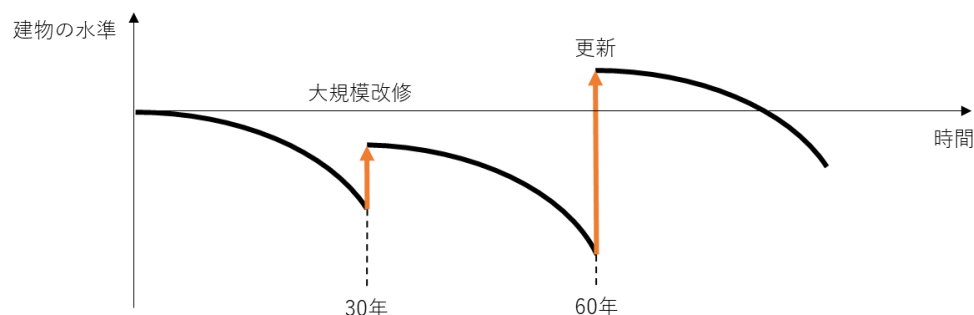
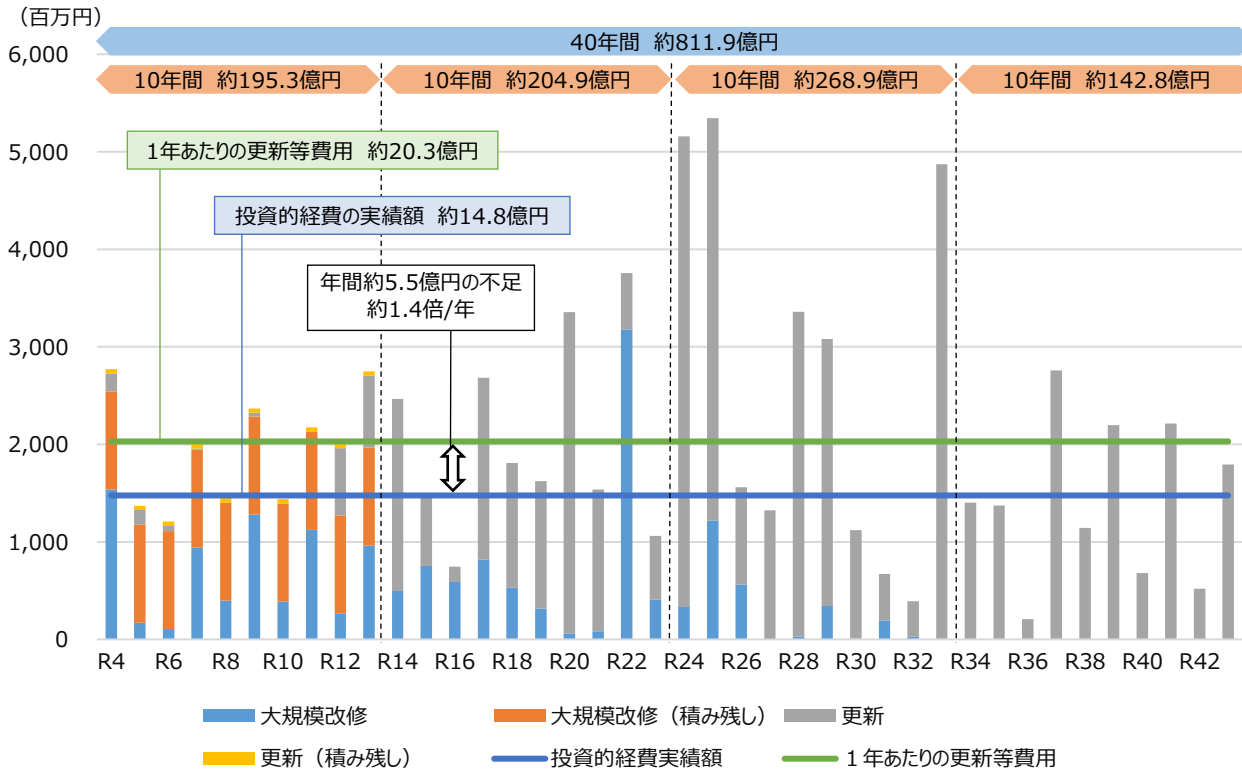


図 33 大規模改修及び更新周期（単純更新した場合）

その結果、その総額は約 811.9 億円（1 年当たり約 20.3 億円）となり、投資的経費実績額の 1 年当たり約 14.8 億円に比べて、年間約 1.4 倍の費用がかかることが想定されます。

10 年ごとにみると、令和 4 年度から令和 13 年度までは、大規模改修を中心に約 195.3 億円の費用が必要であり、令和 14 年度以降は更新を中心に、令和 23 年度までに約 204.9 億円、令和 33 年度までに約 268.9 億円、さらに令和 43 年度までには約 142.8 億円の費用が必要となる見込みです。



※投資的経費実績額：平成 22 年度から令和 2 年度までの既存更新分と新規整備分の合計の平均

※積み残し：令和 3 年度時点で大規模改修実施年または更新年を経過している施設について、令和 4 年度から 10 年間で均等に実施すると仮定して費用を計上

図 34 公共施設の将来の更新等費用の推計

施設分類別にみた場合、公共施設の中で、最も多く延床面積を占めている学校教育系施設は、令和4年度から令和43年度までの40年間で約429.2億円の更新等費用が必要となり、特に令和24年度から令和33年度までの10年間で約146.9億円の更新等費用が必要となることが想定されます。

表 10 施設分類ごとの将来の更新等費用の推計

施設分類	将来の更新等費用（百万円）				
	R4～13年度	R14～23年度	R24～33年度	R34～43年度	40年間合計
市民文化系施設	259	1,708	2,338	1,596	5,901
社会教育系施設	702	106	0	1,097	1,905
スポーツ・レクリエーション系施設	1,231	1,243	2,503	2,702	7,679
産業系施設	924	1,066	1,019	233	3,242
学校教育系施設	11,897	12,423	14,691	3,908	42,918
子育て支援施設	480	415	914	932	2,741
保健・福祉施設	988	142	255	1,778	3,163
行政系施設	567	2,105	3,093	211	5,975
公営住宅	2,066	0	1,686	1,557	5,309
公園	213	64	224	241	743
その他	207	1,220	163	29	1,618
合計	19,533	20,491	26,886	14,284	81,194

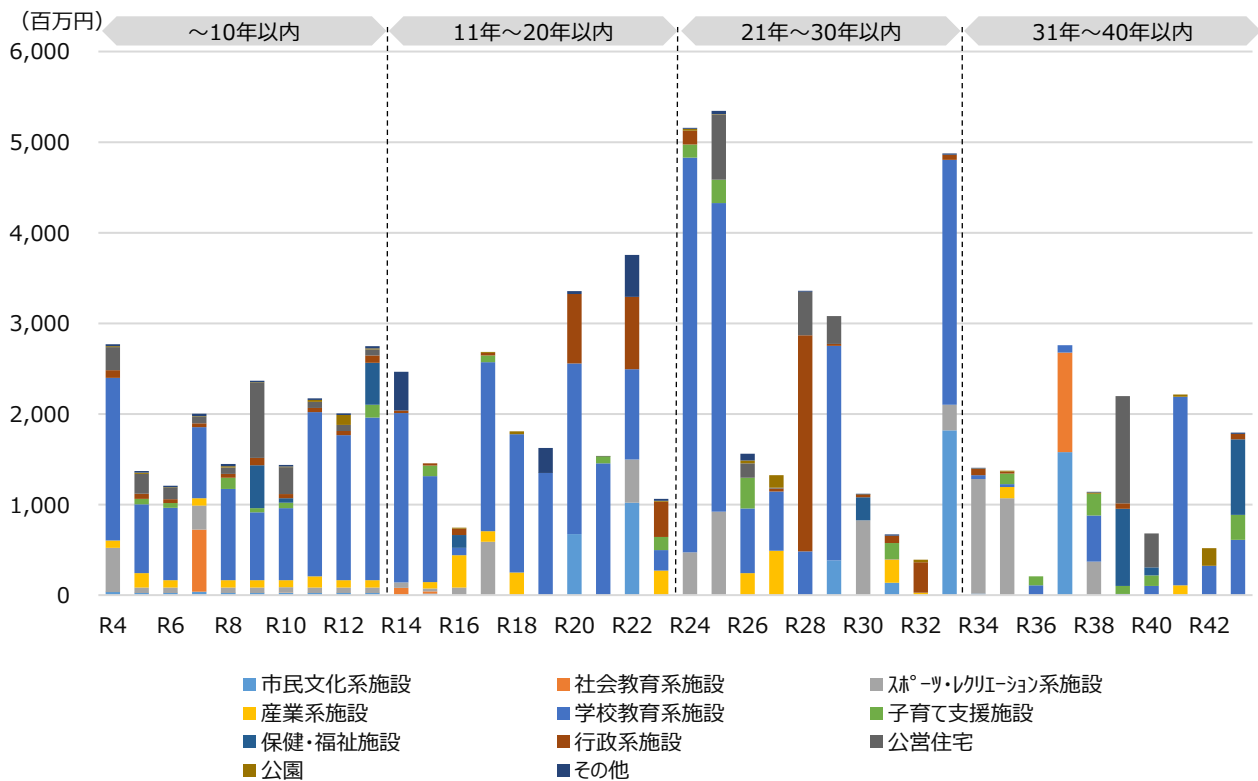


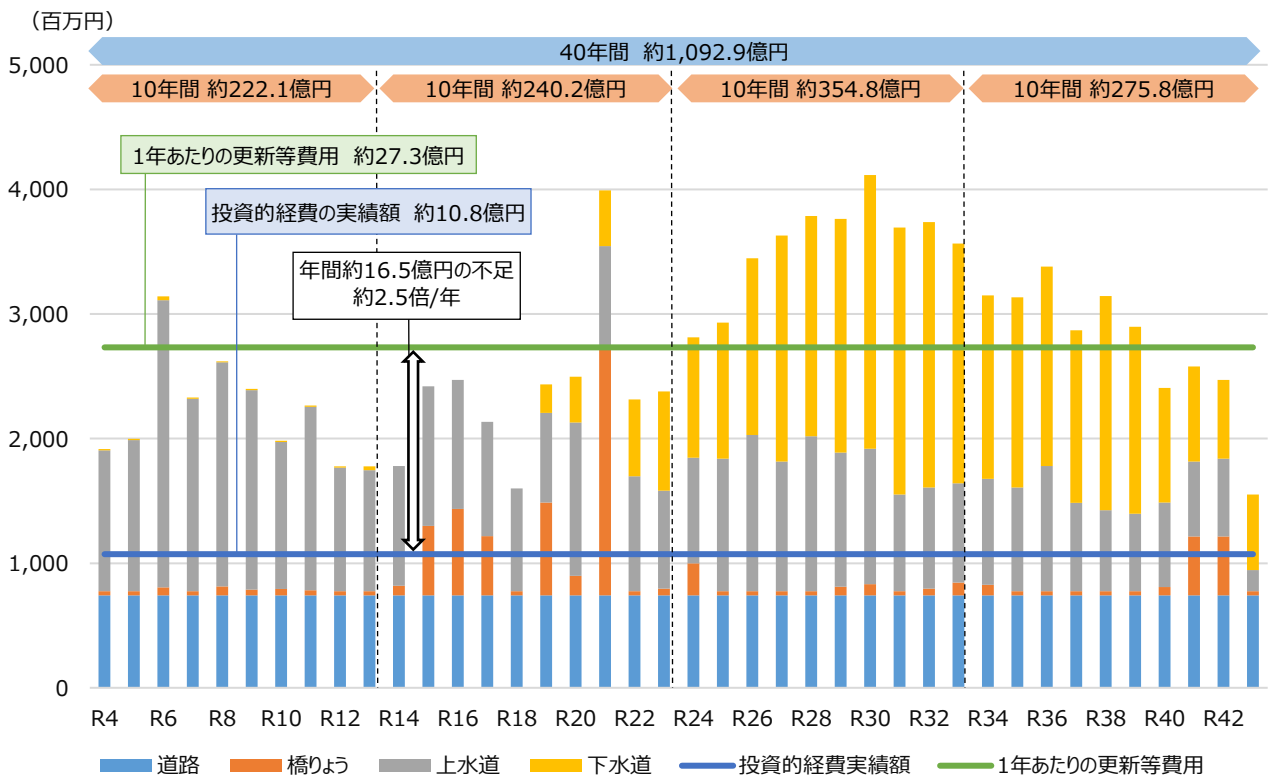
図 35 施設分類ごとの将来の更新等費用の推計

② インフラ資産

令和4年度から令和43年度までの40年間に必要となるインフラ資産の更新等にかかる費用を試算した結果、その総額は約1,092.9億円（1年あたり約27.3億円）となり、投資的経費実績額の約10.8億円に比べて、年間約2.5倍の費用がかかることが想定されます。

10年ごとにみると、令和4年度から令和13年度までは、道路、上水道の更新を中心に約222.1億円の費用が必要であり、令和14年度から令和23年度までは、道路、上水道に加えて、橋りょうの更新が発生し、約240.2億円の費用が必要となります。

令和24年度以降は、さらに下水道の更新が発生し、令和24年度から令和33年度までは約354.8億円、令和34年度から令和43年度までは約275.8億円の費用が必要となる見込みです。



※投資的経費実績額：平成22年度から令和2年度までの既存更新分と新規整備分の合計の平均

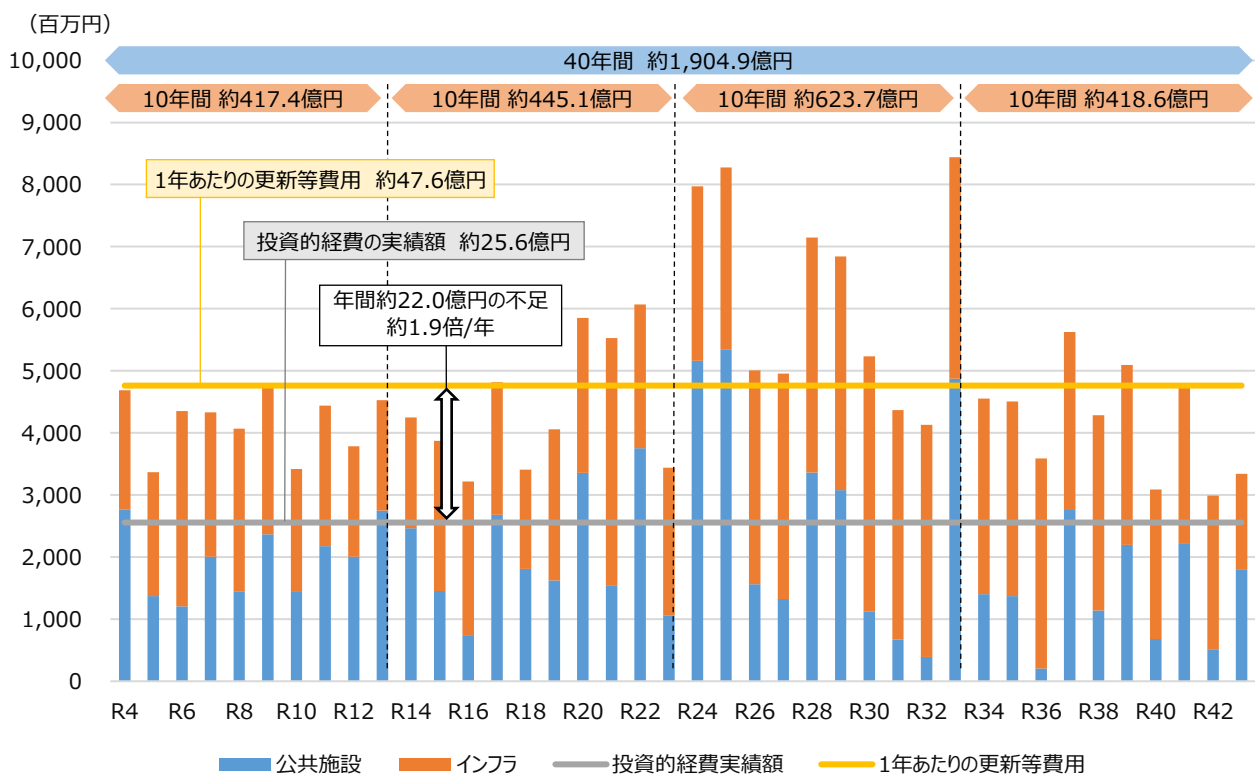
図 36 インフラ資産の将来の更新等費用の推計（単純更新）

③ 公共施設及びインフラ資産

令和4年度から令和43年度までの40年間に必要となる公共施設等の更新等にかかる費用を試算した結果、その総額は約1,904.9億円（1年あたり約47.6億円）となり、投資的経費実績額の約25.6億円に比べて、年間約1.9倍の費用がかかることが想定されます。

10年ごとにみると、令和4年度から令和13年度までは約417.4億円、令和14年度から令和23年度までは約445.1億円の費用が必要となります。

令和24年度以降は、公共施設の更新が増加することや下水道の更新が発生し、令和24年度から令和33年度までは約623.7億円、令和34年度から令和43年度までは約418.6億円の費用が必要になる見込みです。



※投資的経費実績額：公共施設にかかる投資的経費とインフラ資産にかかる投資的経費を合計したもの

図 37 公共施設及びインフラ資産の将来の更新等費用の推計（単純更新）

(3) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

① 公共施設（長寿命化）

本市における長寿命化対策として、単純更新では建築後 30 年を目安に実施することとしていた大規模改修工事を、建築後 30 年と 60 年の 2 回実施します。それにより、建物の耐用年数をこれまでの 60 年から 75 年に延ばします。

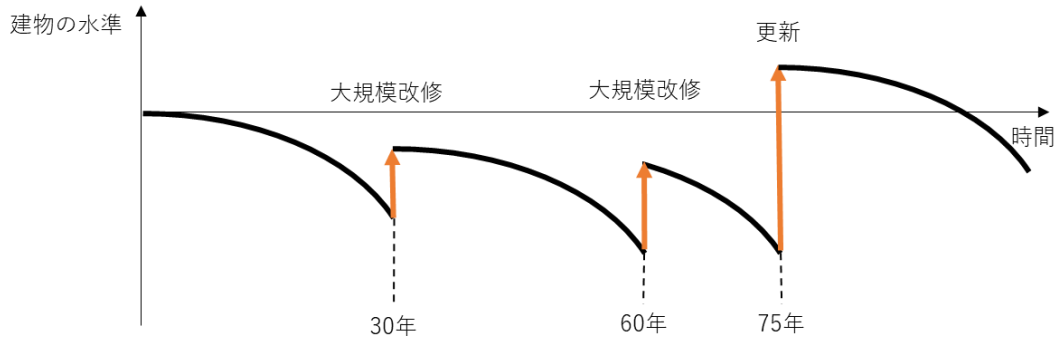


図 38 公共施設の長寿命化イメージ

その結果、将来の公共施設の更新費用の総額は約 764.1 億円（1 年当たり約 19.1 億円）となり、投資的経費実績額の 1 年当たり約 14.8 億円に比べて、年間約 1.3 倍の費用がかかることが想定されます。10 年ごとにみると、令和 4 年度から令和 13 年度までは、大規模改修を中心に約 187.9 億円の費用が必要であり、令和 14 年度以降は、長寿命化による大規模改修を中心に、令和 23 年度までに約 94.9 億円、令和 33 年度までに約 168.0 億円が見込まれます。しかし、令和 43 年度までの 10 年間は、多くの建物が建築後 75 年の更新時期を迎えることから、約 313.4 億円の費用が必要となる見込みです。

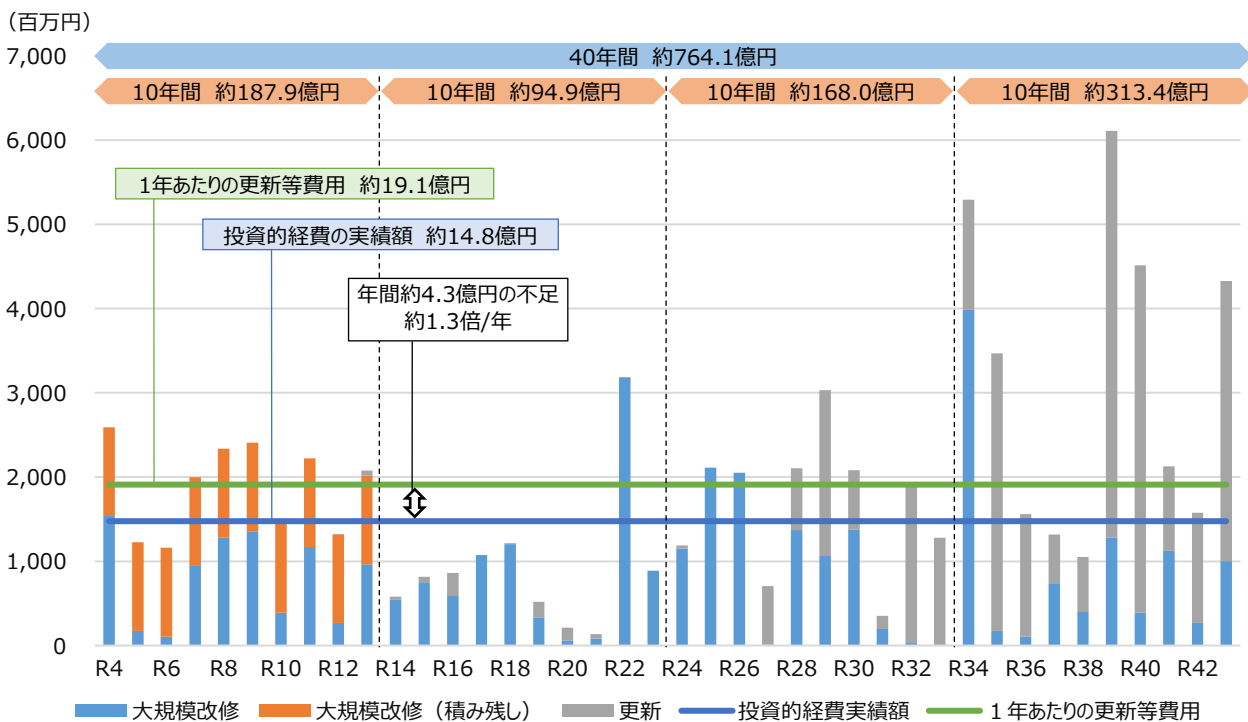


図 39 公共施設の将来の更新等費用の推計（長寿命化）

施設分類別にみた場合、公共施設の中で、最も大きい延床面積を占めている学校教育系施設が、40年間で約415.7億円と全体の54%を占め、次いで行政系施設の約78.1億円、公営住宅、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設の順となっています。

表 11 施設分類ごとの将来の更新等費用の推計（長寿命化）

分類	将来の更新等費用（百万円）				
	R4～13年度	R14～23年度	R24～33年度	R34～43年度	40年間合計
市民文化系施設	259	511	3,066	1,451	5,288
社会教育系施設	702	0	106	686	1,494
スポーツ・レクリエーション系施設	1,231	1,461	1,159	1,384	5,235
産業系施設	924	796	0	1,299	3,019
学校教育系施設	11,424	2,729	8,624	18,788	41,565
子育て支援施設	480	415	914	480	2,289
保健・福祉施設	988	142	0	988	2,118
行政系施設	612	1,608	1,684	3,900	7,805
公営住宅	1,764	730	915	1,941	5,351
公園	213	54	62	297	626
その他	188	1,041	263	129	1,621
合計	18,786	9,487	16,795	31,342	76,409

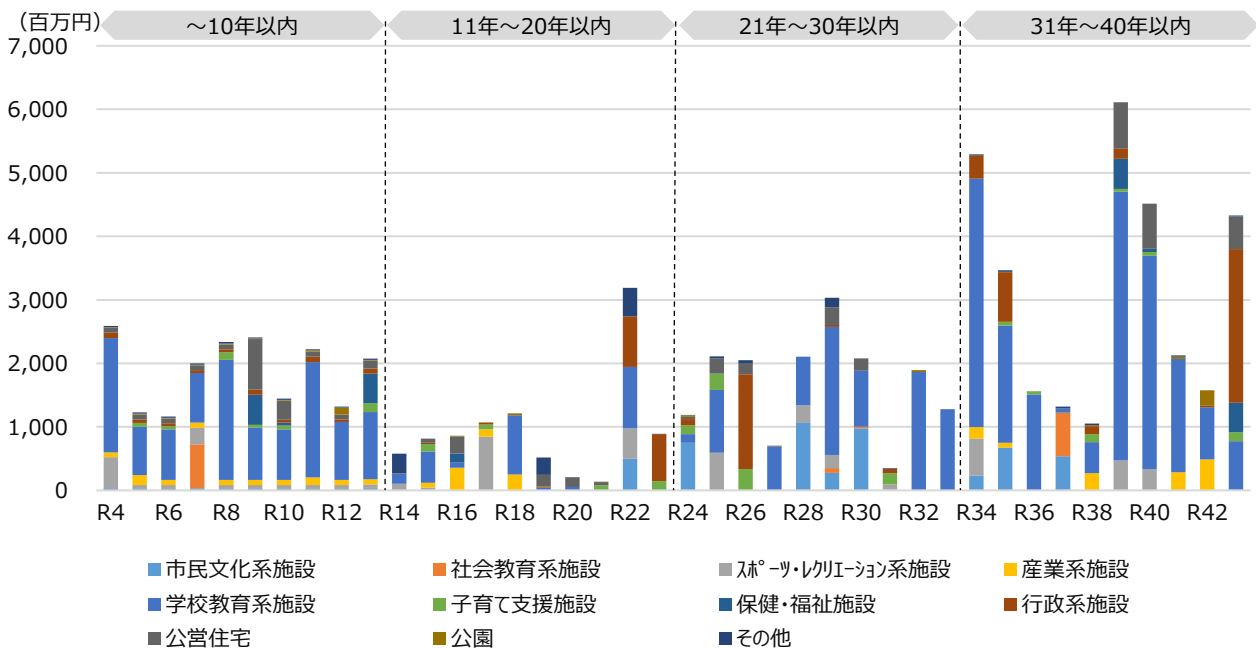


図 40 施設分類ごとの将来の更新等費用の推計（長寿命化）

② 公共施設（長寿命化＋総量削減）

本計画では、令和 28 年度までに公共施設の総量を 20%削減することを目標としています。そのためには、公共施設の延床面積の合計である約 20.5 万㎡から約 4.1 万㎡を削減する必要があります。

この目標を達成するためには、①の施設の長寿命化に加え、建物を更新する際の延床面積を既存建物の半分程度に抑えることが必要となります。このことから、既存建物の耐用年数を 75 年に長寿命化し、さらに更新の際の延床面積を既存面積の 50%に削減した場合の推計を行います。

その結果、将来の公共施設の更新費用の総額は約 613.3 億円（1 年あたり約 15.3 億円）となり、投資的経費実績額の 1 年あたり約 14.8 億円に比べて、年間約 1.0 倍まで削減されると想定されます。10 年ごとにみると、令和 4 年度から令和 13 年度までは、大規模改修を中心に約 187.6 億円の費用が必要であり、令和 14 年度以降は、長寿命化による大規模改修を中心に、令和 23 年度までに約 91.0 億円、令和 33 年度までに約 130.8 億円が見込まれます。しかし、令和 43 年度までの 10 年間は、多くの建物が建築後 75 年の更新時期を迎えることから、約 204.0 億円の費用が必要となる見込みです。

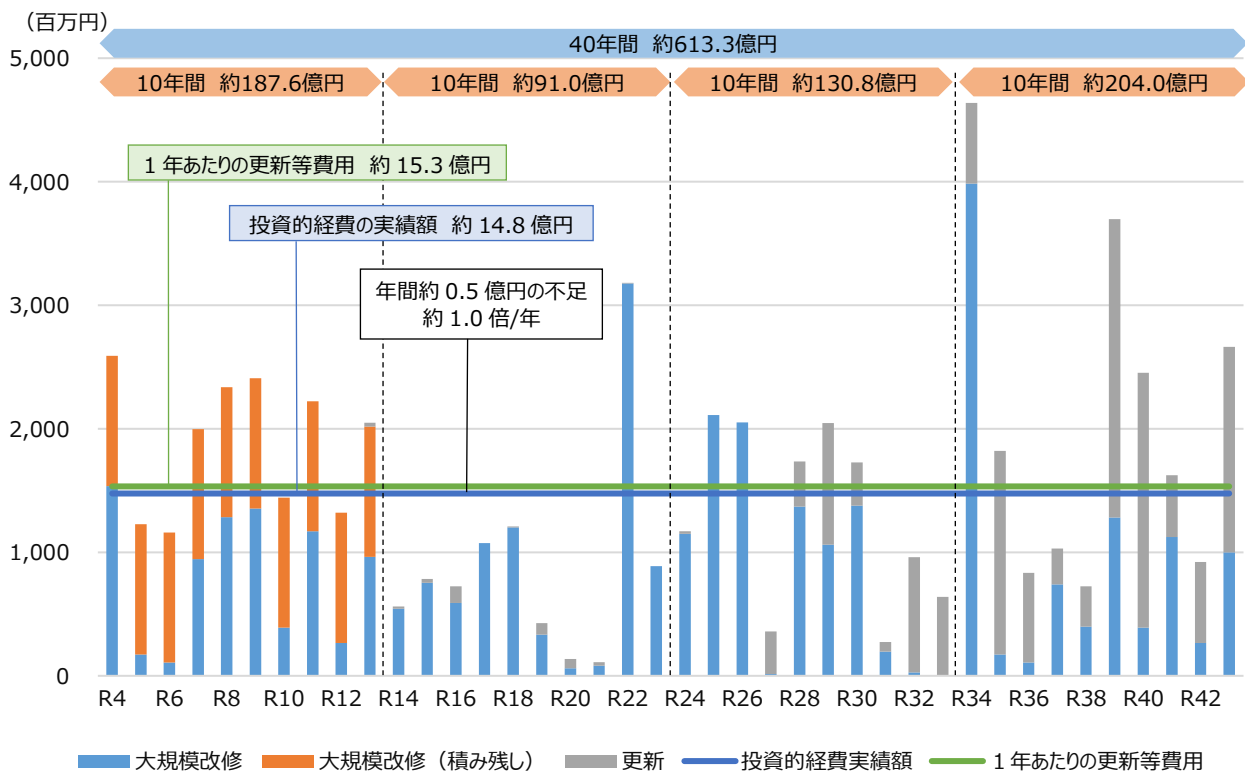


図 41 公共施設の将来の更新等費用の推計（長寿命化＋総量削減）

施設分類別にみた場合、公共施設の中で、最も大きい延床面積を占めている学校教育系施設が、40年間で約309.8億円と全体の51%を占め、次いで行政系施設の約60.3億円、スポーツ・レクリエーション系施設、市民文化系施設、公営住宅の順となっています。

表 12 施設分類ごとの将来の更新等費用の推計（長寿命化+総量削減）

分類	将来の更新等費用（百万円）				
	R4～13年度	R14～23年度	R24～33年度	R34～43年度	40年間合計
市民文化系施設	253	511	3,066	853	4,683
社会教育系施設	702	0	53	686	1,441
スポーツ・レクリエーション系施設	1,231	1,461	1,117	983	4,792
産業系施設	924	796	0	799	2,519
学校教育系施設	11,424	2,723	5,144	11,690	30,982
子育て支援施設	480	415	914	480	2,289
保健・福祉施設	988	142	0	988	2,118
行政系施設	612	1,608	1,635	2,180	6,034
公営住宅	1,741	365	897	1,457	4,460
公園	213	54	62	211	540
その他	188	1,020	189	77	1,474
合計	18,756	9,095	13,078	20,403	61,332

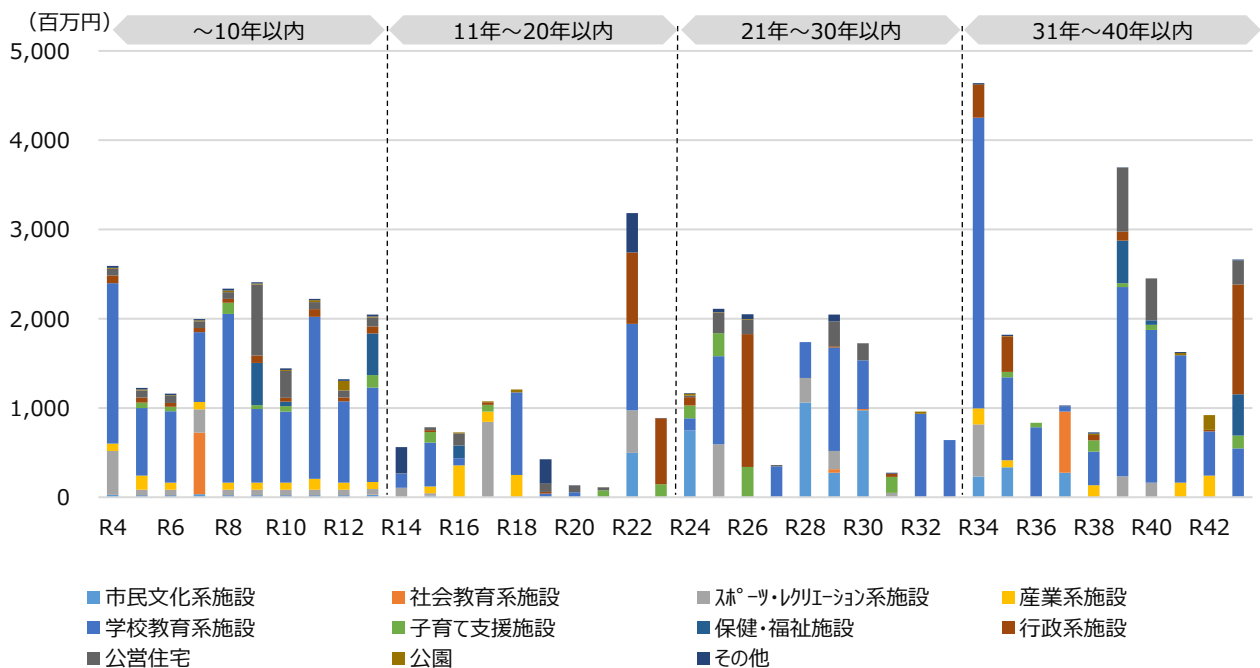


図 42 施設分類ごとの将来の更新等費用の推計（長寿命化+総量削減）

③ インフラ資産（長寿命化）

インフラ資産については、本計画に基づいて予防保全型の維持管理を推進することにより、以下の通り各インフラ資産を単純更新した際の耐用年数を3割程度延ばすことで更新費用の削減を図ることとします。

表 13 インフラ資産の長寿命化の目標

	単純更新	長寿命化	長寿命化率
道路	15年	20年	133%
橋りょう	60年	80年	133%
上水道	40年	50年	125%
下水道	50年	65年	130%

その結果、その総額は約731.6億円（1年あたり約18.3億円）となり、投資的経費実績額の約10.8億円に比べて、年間約1.7倍の費用がかかることが想定されます。

10年ごとにみると、令和4年度から令和13年度までは約110.9億円、令和14年度から令和23年度までは約166.9億円、また令和24年度から令和33年度までは約152.7億円と、道路及び上水道の更新を中心に費用が発生する見込みです。

令和34年度から令和43年度までは、上水道の更新費用の増加に加え、橋りょうや下水道が更新時期を迎えることから、約301.1億円の費用が必要となる見込みです。

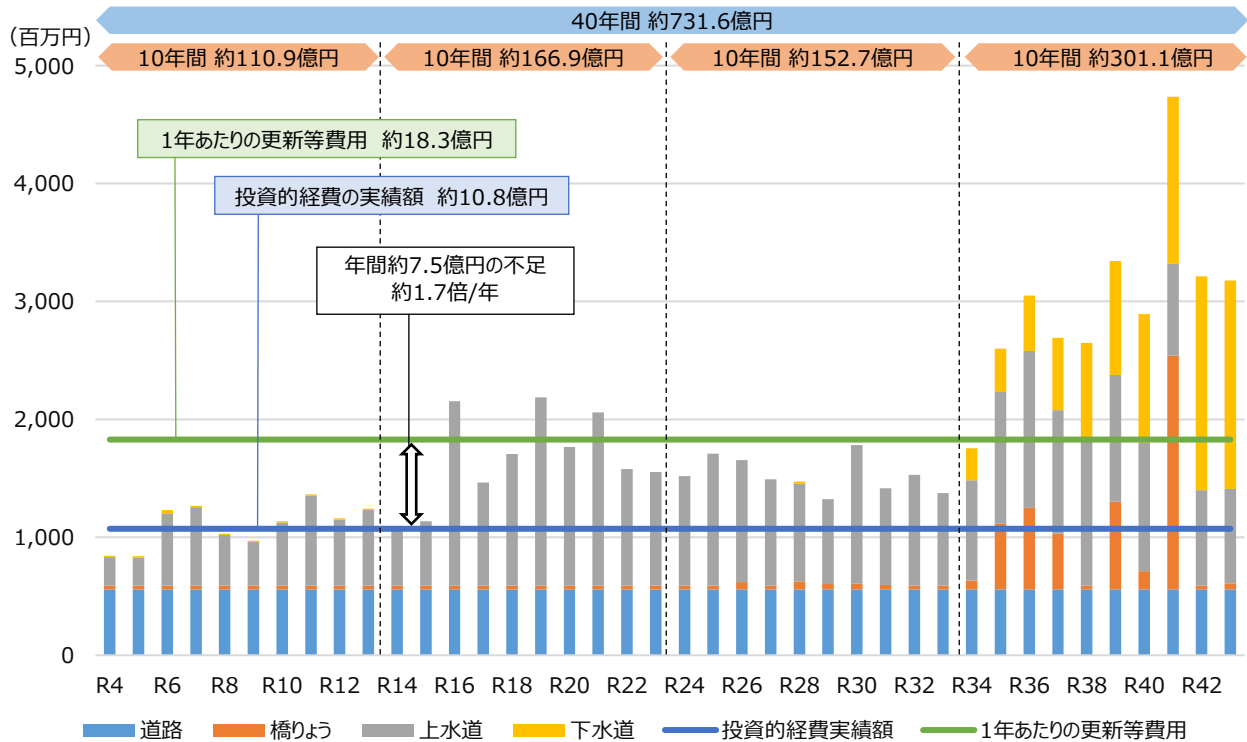


図 43 インフラ資産の将来の更新等費用の推計（長寿命化）

④ 公共施設及びインフラ資産（長寿命化）

公共施設及びインフラ資産の長寿命化対策を実施した場合、インフラを含めた将来の公共施設等の更新費用の総額は約 1,495.6 億円（1 年あたり約 37.4 億円）となり、投資的経費実績額の約 25.6 億円に比べて、年間約 1.5 倍の費用がかかることが想定されます。

10 年ごとにみると、令和 4 年度から令和 13 年度までは約 298.8 億円の費用が必要であり、令和 23 年度までに約 261.7 億円、令和 33 年度までに約 320.7 億円、令和 43 年度までの 10 年間は多くの建物が建築後 75 年の更新時期を迎えることから約 614.5 億円の費用が必要となる見込みです。

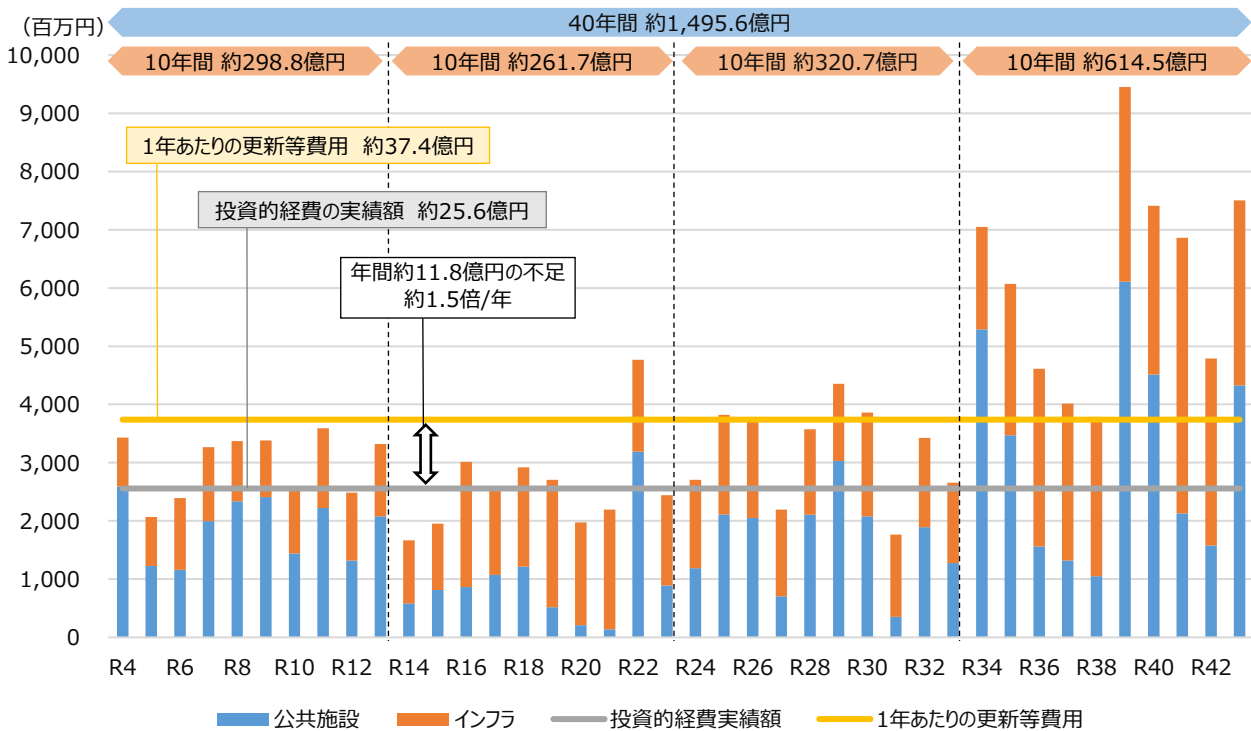


図 44 公共施設及びインフラ資産の将来の更新等費用の推計（長寿命化）

⑤ 公共施設及びインフラ資産（長寿命化＋総量削減）

公共施設及びインフラ資産の長寿命化対策に加え、公共施設の総量削減を実施した場合、インフラを含めた将来の公共施設等の更新費用の総額は約 1,344.9 億円（1 年あたり約 33.6 億円）となり、投資的経費実績額の約 25.6 億円に比べて、年間約 1.3 倍の費用がかかることが想定されます。

10 年ごとにみると、令和 4 年度から令和 13 年度までは、約 298.5 億円の費用が必要であり、令和 23 年度までに約 257.8 億円、令和 33 年度までに約 283.5 億円、令和 43 年度までの 10 年間は約 505.1 億円の費用が必要となる見込みです。

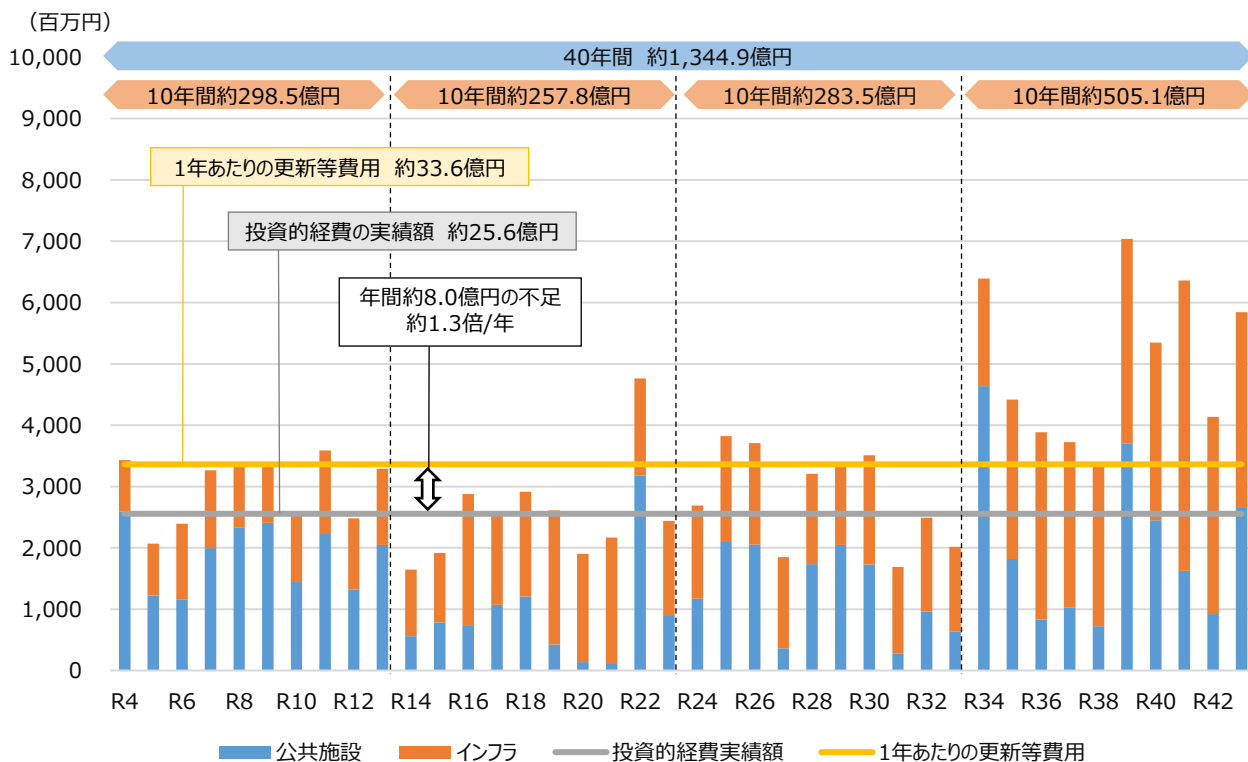


図 45 公共施設及びインフラ資産の将来の更新等費用の推計（長寿命化+総量削減）

（４）対策の効果額

① 公共施設

公共施設の長寿命化対策を行うことによる削減効果は、単純更新と比較した場合、長寿命化で約 47.9 億円（6%）、長寿命化+総量削減で約 198.6 億円（24%）の削減が見込まれます。このことから、長寿命化よりも更新せずに総量を削減することにより大幅に費用を削減することが出来ると考えられます。

表 14 将来の更新等費用の比較及び削減率（公共施設の合計）

	将来の更新等費用（百万円）	削減額（百万円）	削減率（%）
単純更新	81,194	0	0%
長寿命化	76,409	4,785	6%
長寿命化+総量削減	61,332	19,862	24%

また、10年ごとに比較すると、長寿命化により建物の更新時期を先送りすることにより、令和33年度までは更新等費用を大幅に削減することが可能となります。しかし、令和34年度から令和43年度の10年間では、建物の更新により、長寿命化及び長寿命化+総量削減の場合では単純更新した場合の約1.5倍から2倍程度の費用が発生すると推計されます。

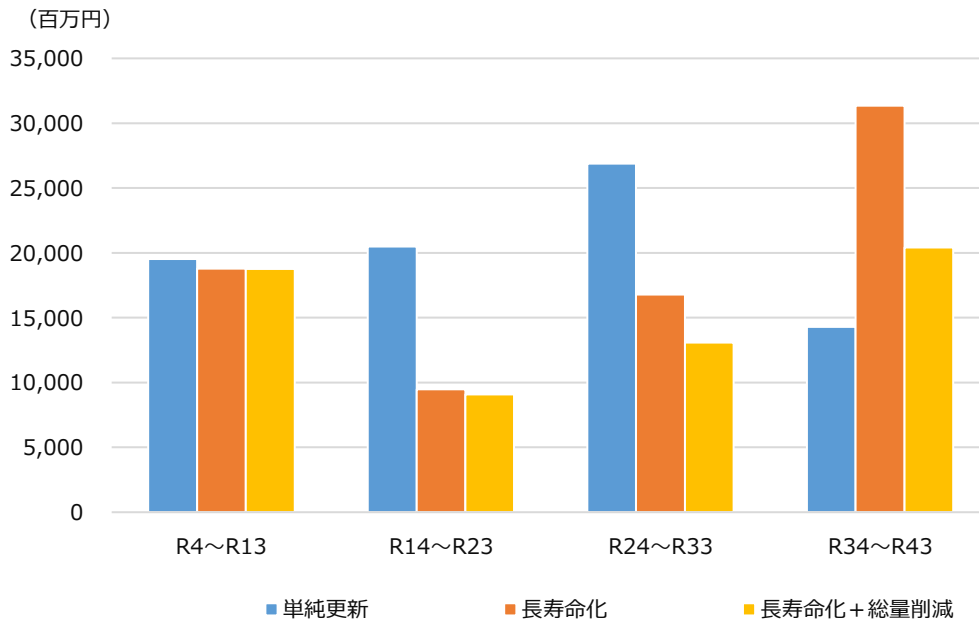


図 46 将来の更新等費用の比較 (公共施設)

表 15 将来の更新等費用の比較 (公共施設)

		将来の更新等費用 (百万円)				
		R4~R13	R14~R23	R24~R33	R34~R43	合計
大規模改修	単純更新	7,185	7,232	2,732	0	17,148
	長寿命化	8,187	8,703	9,360	9,464	35,716
	総量削減※	8,187	8,703	9,360	9,464	35,716
大規模改修 (積み残し)	単純更新	10,044	0	0	0	10,044
	長寿命化	10,539	0	0	0	10,539
	総量削減※	10,539	0	0	0	10,539
更新	単純更新	1,859	13,260	24,154	14,284	53,556
	長寿命化	59	783	7,434	21,878	30,154
	総量削減※	30	392	3,717	10,939	15,077
更新 (積み残し)	単純更新	445	0	0	0	445
	長寿命化	0	0	0	0	0
	総量削減※	0	0	0	0	0
合計	単純更新	19,533	20,491	26,886	14,284	81,194
	長寿命化	18,786	9,487	16,795	31,342	76,409
	総量削減※	18,756	9,095	13,078	20,403	61,332

※は、長寿命化+総量削減

② インフラ資産

インフラ資産の長寿命化対策を行うことによる更新等費用の削減効果は、単純更新と比較して約361.4億円（33%）の削減が見込まれます。この中には、予防保全等の長寿命化対策費用は見込まれていませんが、長寿命化により大幅なコスト削減効果が期待されます。

表 16 将来の更新等費用の比較及び削減率（インフラ資産の合計）

	将来の更新等費用（百万円）	削減額（百万円）	削減率（%）
単純更新	109,291	0	0%
長寿命化	73,155	36,136	33%

また、10年ごとに比較すると、長寿命化によりインフラ資産の更新時期を先送りすることにより、令和33年度までは更新等費用を大幅に削減することが可能となります。令和34年度から令和43年度の10年間では、インフラ資産の更新により単純更新を上回る費用が発生すると推計されます。

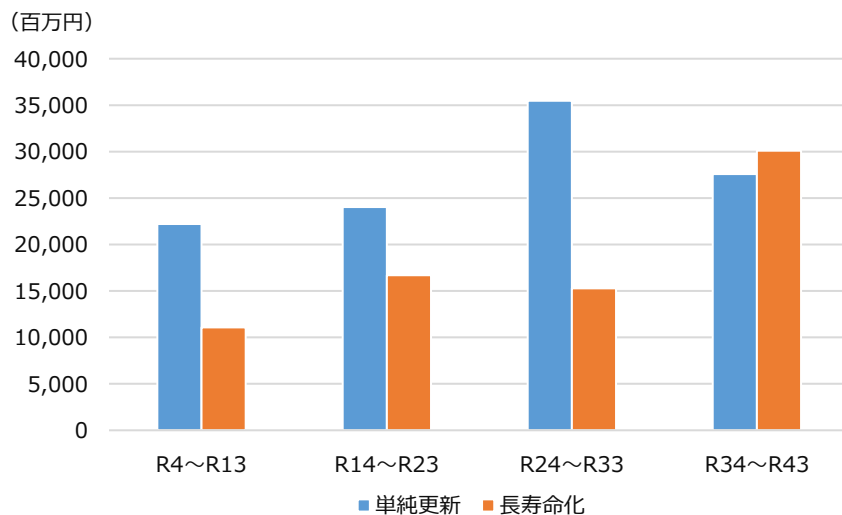


図 47 将来の更新等費用の比較（インフラ資産）

表 17 将来の更新等費用の比較（インフラ資産）

		将来の更新等費用（百万円）				合計
		R4~R13	R14~R23	R24~R33	R34~R43	
道路	単純更新	7,426	7,426	7,426	7,426	29,705
	長寿命化	5,570	5,570	5,570	5,570	22,279
橋りょう	単純更新	433	4,805	734	1,288	7,259
	長寿命化	326	326	433	4,805	5,890
上水道	単純更新	14,209	9,335	9,999	6,739	40,283
	長寿命化	5,065	10,790	9,248	10,155	35,259
下水道	単純更新	140	2,457	17,323	12,123	32,043
	長寿命化	131	0	19	9,577	9,727
合計	単純更新	22,208	24,023	35,483	27,577	109,291
	長寿命化	11,092	16,686	15,270	30,107	73,155

③ 公共施設及びインフラ資産

公共施設とインフラ資産をあわせた長寿命化対策による更新等費用の削減効果は、単純更新と比較した場合、長寿命化で約 409.2 億円（21%）、長寿命化+総量削減で約 560.0 億円（29%）の削減が見込まれます。

表 18 将来の更新等費用の比較及び削減率（公共施設及びインフラ資産の合計）

	将来の更新等費用（百万円）	削減額（百万円）	削減率（%）
単純更新	190,485	0	0%
長寿命化	149,564	40,921	21%
長寿命化+総量削減	134,487	55,998	29%

また、10 年ごとに比較すると、長寿命化によりインフラ資産の更新時期を先送りすることにより、令和 33 年度までは更新等費用を大幅に削減することが可能となります。令和 34 年度から令和 43 年度の 10 年間では、インフラ資産の更新により単純更新の約 1.5 倍の費用が発生すると推計されます。

長寿命化+総量削減では、令和 33 年度までは長寿命化と同様の傾向ですが、令和 34 年度からの 10 年間は、長寿命化よりも費用を 2 割程度削減することが出来ると見込まれます。

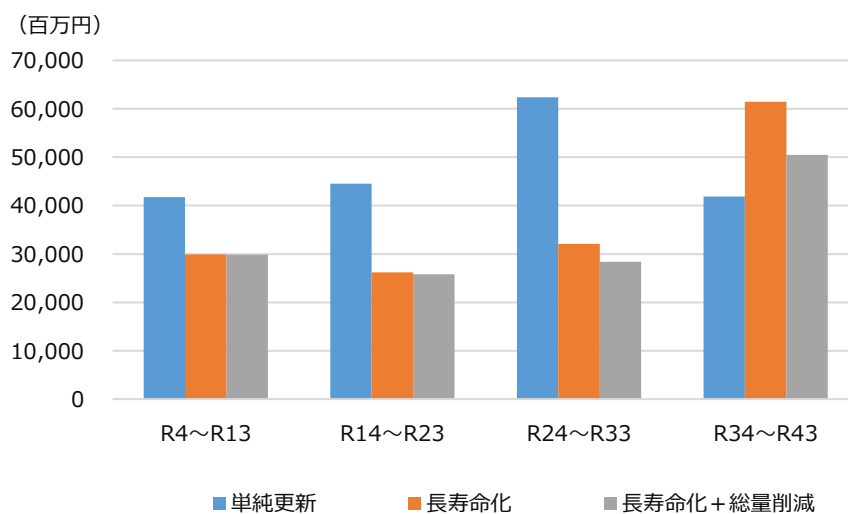


図 48 将来の更新等費用の比較（公共施設及びインフラ資産）

表 19 将来の更新等費用の比較（公共施設及びインフラ資産）

	将来の更新等費用（百万円）				合計
	R4~R13	R14~R23	R24~R33	R34~R43	
単純更新	41,741	44,514	62,368	41,861	190,485
長寿命化	29,878	26,173	32,065	61,449	149,564
長寿命化+総量削減	29,848	25,781	28,348	50,510	134,487

5.施設類型ごとの取組方針

5.1.公共施設

(1) 市民文化系施設

表 20 対象施設（市民文化系施設）

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
集会施設 (7施設)	竜王北部公民館	1	1,985	H22	直営	不要	
	竜王南部公民館	2	1,367	S55	直営	実施済み	H24
	竜王中部公園セミナーハウス	3	1,094	H29	直営	不要	
	双葉公民館	1	1,684	S53	直営	不要	
	睦沢地域ふれあい館	5	388	H1	直営	不要	
	清川地域ふれあい館	4	326	S62	直営	不要	
	吉沢地域ふれあい館	3	349	H3	直営	不要	
文化施設 (2施設)	敷島総合文化会館（敷島公民館）	1	4,244	H3	直営	不要	H28
	双葉ふれあい文化館	1	3,897	H7	指定管理者	不要	H30

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載

表 21 利用状況（集会施設）

施設名称	指標	H30年度	R元年度	R2年度	平均
竜王北部公民館	稼働率 (利用実績時間/利用可能時間)	45.3%	43.2%	29.7%	39.4%
竜王南部公民館		15.7%	15.2%	10.5%	13.8%
竜王中部公園セミナーハウス		24.0%	33.9%	27.4%	28.4%
双葉公民館		23.2%	21.3%	9.9%	18.1%
睦沢地域ふれあい館		3.8%	3.1%	0.9%	2.6%
清川地域ふれあい館		1.7%	2.0%	0.3%	1.3%
吉沢地域ふれあい館		4.7%	4.6%	3.9%	4.4%

表 22 利用状況（文化施設）

施設名称	指標	H30年度	R元年度	R2年度	平均
敷島総合文化会館 (敷島公民館)	稼働率 (利用実績時間/利用可能時間)	32.1%	30.1%	18.3%	26.9%
双葉ふれあい文化館		26.8%	21.0%	27.9%	25.2%

<集会施設>

- 公民館、地域ふれあい館の7施設があり、いずれも市の直営で、職員が常勤しています。「地域ふれあい館」の3館は、市役所出張所としての業務も行っていきます。
- 「竜王南部公民館」と「地域ふれあい館」の4館は、指定避難所になっています。
- 「竜王南部公民館」、「双葉公民館」は、建築後40年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。「竜王南部公民館」は、平成24年度に耐震化とともに大規模改修を実施しています。平成

29年度には、新たに「竜王中部公園セミナーハウス」が整備されています。

- いずれの施設も会議室や和室、研修室等があり、市民を対象として有料で貸し出しを行っています。「公民館」は、主に市民団体等の生涯学習・文化活動の拠点として利用され、「地域ふれあい館」は、主に地域住民が地域行事などで利用されています。
- 施設の平均稼働率は、「公民館」が約10～40%、「地域ふれあい館」が5%以下であり、十分に利用されていない状況です。

<文化施設>

- 「敷島総合文化会館」と「双葉ふれあい文化館」の2施設があり、ともに図書館との複合施設となっています。また、「敷島総合文化会館」の一部は、「敷島公民館」として位置付けられています。「敷島総合文化会館」は市の直営で職員が常勤し、「双葉ふれあい文化館」は、図書館の運営を除き、指定管理者により管理運営されています。
- 「敷島総合文化会館」は指定避難所になっています。
- 「敷島総合文化会館」は平成28年度に、双葉ふれあい文化館は平成30年度にそれぞれ大規模改修が実施されています。
- 大ホールや会議室等があり、有料で貸し出しを行っており、市民以外にも利用が可能となっています。音楽や芸能の発表などの文化活動の拠点として、主に週末を中心に利用されています。
- 施設の平均稼働率は20%台であり、十分に利用されていない状況です。

【取組方針】

- 定期的な点検等や老朽化に伴う設備の改修を実施しながら、利用者の安全確保に主眼を置き効率的に施設を維持します。
- 図書館との複合施設については、図書館(社会教育系施設)の公共施設個別施設計画による将来的な集約化等の施設のあり方や運営形態の検討に併せて、施設のあり方等について検討する必要があります。

(2) 社会教育系施設

表 23 対象施設 (社会教育系施設)

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
博物館等 (2施設)	文化財整理室	3	190	S48	直営	未実施	
	双葉歴史民俗資料館	1	199	S47	直営	未実施	H23
図書館 (3施設)	竜王図書館	1	2,643	H7	直営	不要	
	敷島図書館	-	-	-	-	-	-
	双葉図書館	-	-	-	-	-	-

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載

※「敷島図書館」、「双葉図書館」は、それぞれ「敷島総合文化会館」、「双葉ふれあい文化館」の中に設置されている施設であり、施設数や面積等においては、市民文化系施設の中に含まれている。

表 24 利用状況（図書館）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
竜王図書館	入館者数（人）	249,249	285,558	264,859	266,555
	利用者数（人）	125,007	130,462	135,786	130,418
	資料貸出数（冊）	379,904	376,051	373,215	376,390
敷島図書館	入館者数（人）	151,828	139,210	131,558	140,865
	利用者数（人）	65,465	62,408	60,015	62,629
	資料貸出数（冊）	197,809	183,763	173,482	185,018
双葉図書館	入館者数（人）	62,879	60,857	57,598	60,445
	利用者数（人）	36,395	33,241	31,271	33,636
	資料貸出数（冊）	119,764	104,069	98,387	107,407
合計	入館者数（人）	463,956	485,625	454,015	467,865
	利用者数（人）	226,867	226,111	227,072	226,683
	資料貸出数（冊）	697,477	663,883	645,084	668,815

<博物館等>

- 「文化財整理室」、「双葉歴史民俗資料館」の2施設があり、いずれも市の直営ですが、職員は常勤していません。
- 「文化財整理室」、「双葉歴史民俗資料館」は、建築後40年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。また、耐震診断が未実施であり、安全面に課題があります。
- 「文化財整理室」、「双葉歴史民俗資料館」は、文化財の増加に伴う収蔵スペースの不足が課題となっています。また「双葉歴史民俗資料館」については、市民等の利用者はほとんどいない状況です。

<図書館>

- 「竜王図書館」、「敷島図書館」、「双葉図書館」の3施設があり、いずれも市の直営で職員が常勤しています。「竜王図書館」は単独施設、「敷島図書館」と「双葉図書館」の2施設は、文化施設との複合施設となっています。
- 「敷島図書館」は、「敷島総合文化会館」内に2か所あり、一般用と子ども用に分かれた施設になっています。
- 3施設ともに建築後20年以上を経過しており、空調設備等の老朽化への対応が必要となってきています。
- 「竜王図書館」は視聴覚室や会議室などがあり、図書館事業を妨げない範囲において、有料で貸し出しを行っています。
- 入館者数は、「竜王図書館」が約27万人/年、「敷島図書館」が約14万人/年、「双葉図書館」が約6万人/年であり、大勢の市民等に利用されています。

【取組方針】

- 定期的な点検や施設の劣化状況を確認しながら、必要かつ緊急度の高い箇所から改修等を実施し、利用者の安全を確保しながら施設を維持します。
- 竜王図書館は単独施設、敷島図書館と双葉図書館の2施設は文化施設との複合施設となっていますが、同一用途の社会教育系施設であるため、将来的には集約化等を含めた施設のあり方や運営形態を検討する必要があります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

表 25 対象施設（スポーツ・レクリエーション系施設）

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度	
スポーツ施設 (16 施設)	竜王スポーツセンター	1	912	S58	直営	不要		
	玉幡体育館	1	1,312	S57	直営	不要		
	竜王武道館	1	1,025	H8	直営	不要	H29	
	敷島体育館	1	2,969	H4	直営	不要	H25	
	双葉スポーツ公園	3	293	S49	直営	未実施	H14	
	双葉体育館	1	2,394	H22	直営	不要		
	双葉弓道場	1	254	H14	直営	不要		
	敷島 B&G 海洋センター	2	1,083	H4	指定管理者	不要	H30	
	双葉 B&G 海洋センター	2	1,380	H4	指定管理者	不要	H28	
	玉幡公園総合屋内プール	1	2,948	H17	指定管理者	不要		
	釜無川スポーツ公園	1	169	H4	直営	不要		
	竜王南部公園運動場	-	-	-	-	-	-	-
	西八幡テニスコート	-	-	-	-	-	-	-
	敷島総合公園多目的運動場	-	-	-	-	-	-	-
	中下条公園テニスコート	-	-	-	-	-	-	-
	島上条公園テニスコート・多目的コート	-	-	-	-	-	-	-
保養施設 (3 施設)	釜無川レクリエーションセンター	1	1,279	S63	指定管理者	不要	H17	
	神明温泉志麻の湯・志麻の里ことぶきセンター	2	1,172	S63	指定管理者	不要	H7	
	百楽泉・双葉共同福祉施設	2	1,662	H3	指定管理者	不要		

※1 つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載

※「竜王南部公園運動場」、「西八幡テニスコート」、「敷島総合公園多目的運動場」、「中下条公園テニスコート」、「島上条公園テニスコート・多目的コート」は、それぞれの公園内に設置されているスポーツ施設であり、施設数や面積等においては、公園の中に含まれている。

表 26 利用状況（スポーツ施設）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
竜王スポーツセンター	利用者数 (人)	9,809	9,568	10,342	9,906
玉幡体育館		21,381	16,942	8,469	15,597
竜王武道館		18,748	17,730	16,150	17,543
敷島体育館		35,924	38,643	14,748	29,772
双葉スポーツ公園		28,081	30,379	19,661	26,040
双葉体育館		30,362	33,892	14,925	26,393
双葉弓道場		1,030	1,021	714	922
敷島 B&G 海洋センター		6,380	6,852	2,793	5,342
双葉 B&G 海洋センター		13,862	13,419	6,642	11,308
玉幡公園総合屋内プール		95,765	87,719	48,335	77,273
釜無川スポーツ公園		21,124	21,180	14,892	19,065
合計		282,466	277,345	157,671	239,161

表 27 利用状況（公園内のスポーツ施設）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
竜王南部公園運動場	利用者数（人）	13,649	8,879	13,484	12,004
西八幡テニスコート		11,563	12,682	12,392	12,212
敷島総合公園多目的運動場		14,188	18,199	13,333	15,240
中下条公園テニスコート		269	280	167	239
島上条公園テニスコート・多目的コート		21,918	24,436	19,396	21,917
合計		61,587	64,476	58,772	61,612

表 28 利用状況（保養施設）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
釜無川レクリエーションセンター	利用者数（人）	64,785	64,164	44,185	57,711
神明温泉志麻の湯・志麻の里 ことぶきセンター		90,854	84,899	55,102	76,952
百楽泉・双葉共同福祉施設		82,064	84,729	54,867	73,887
合計		237,703	233,792	154,154	208,550

<スポーツ施設>

- 「竜王スポーツセンター」などの 16 施設があります。そのうち「竜王南部公園運動場」、「西八幡テニスコート」、「敷島総合公園多目的運動場」、「中下条公園テニスコート」、「島上条公園テニスコート・多目的コート」の 5 施設については、都市公園内にあります。
- 「釜無川スポーツ公園」は、平成 26 年度に県から移管された施設です。
- 「敷島 B&G 海洋センター」、「双葉 B&G 海洋センター」、「玉幡公園総合屋内プール」の 3 施設は、指定管理者により管理運営されており、他の施設は市の直営となっています。市の直営の施設のうち「竜王スポーツセンター」、「双葉体育館」、「釜無川スポーツ公園」は、日中、委託による管理員が常勤しています。
- 「玉幡体育館」、「双葉体育館」は指定避難所になっています。
- 「竜王スポーツセンター」、「玉幡体育館」、「双葉スポーツ公園」は建築後 35 年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。また、「双葉スポーツ公園」は平成 14 年度、「敷島体育館」は平成 25 年度、「双葉 B&G 海洋センター」は平成 28 年度、「竜王武道館」は平成 29 年度、「敷島 B&G 海洋センター」は平成 30 年度に大規模改修を実施しています。
- いずれの施設も有料で貸し出しを行っており、多くのスポーツ協会加盟団体や市民団体等に利用されています。「玉幡体育館」は、平日の日中は「玉幡小学校」の授業等で利用している状況です。

<保養施設>

- 「釜無川レクリエーションセンター」、「神明温泉志麻の湯」、「百楽泉」の 3 施設があり、いずれも指定管理者により管理運営されています。「神明温泉志麻の湯」と「百楽泉」は、保健・福祉施設との複合施設となっています。
- 3 施設とも建築後 30 年以上を経過しており、特に施設の中核となるボイラーの老朽化への対応が必要ですが、今後、更新等を実施する場合は、多額の費用がかかる見込みです。
- 「釜無川レクリエーションセンター」は、増改築に伴い平成 17 年度に大規模改修を実施しています。また、「神明温泉志麻の湯」は、平成 15 年度に「志麻の里ことぶきセンター」を増築しています。

- 利用は有料となっており、市外の方にも利用が可能となっています。近年、利用者数の減少、光熱費等の高騰により赤字経営が続いたため、平成 28 年度から利用料金の値上げを実施しています。

【取組方針】

- 必要な改修を行うとともに、定期的な点検の結果や設備の不具合状況を確認しながら、利用者の安全確保を図り施設を維持します。
- 屋内プールは市内民間施設と重複していることから、施設の更新時等においては、利用状況等を踏まえ、集約化等の適正配置について検討します。
- 保養施設は 3 施設とも老朽化による修繕箇所が年々多くなっているため、建物や各設備の耐用年数等を鑑み、今後、大規模な改修や多額の設備の更新等が必要となるため、利用状況、費用対効果などを踏まえ、集約化を含めた、施設の存廃などを検討し、早期に検討結果の履行をします。

(4) 産業系施設

表 29 対象施設（産業系施設）

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
産業系施設 (9 施設)	自然休養村管理センター	1	675	S56	直営	不要	
	勤労者会館	1	67	H2	直営	不要	
	梅の里クライנגアルテンラウベ	50	2,476	H15	指定管理者	不要	
	梅の里クライングアルテンクラブハウス	1	464	H17	指定管理者	不要	
	双葉集出荷所	1	1,219	S60	無償貸付	不要	
	コミュニティーホール双葉	1	310	H5	指定管理者	不要	
	双葉農の駅	3	407	H11	指定管理者	不要	
	働く婦人の家	1	651	H2	直営	不要	
	勤労青少年ホーム	1	608	S59	直営	不要	

※1 つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載

表 30 利用状況（産業系施設）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
自然休養村管理センター	利用者数 (人)	10,231	16,251	7,855	11,446
勤労者会館		1,353	1,191	192	912
梅の里クライングアルテンクラブハウス		23,607	24,244	22,554	23,468
コミュニティーホール双葉		3,331	2,694	644	2,223
双葉農の駅		75,879	67,077	55,047	66,001
働く婦人の家		7,904	6,714	2,445	5,688
勤労青少年ホーム		2,229	1,533	508	1,423
合計		124,534	119,704	89,245	111,161

※基本的に一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外

<産業系施設>

- 「自然休養村管理センター」などの 9 施設があります。「梅の里クライングアルテンラウベ」、「梅の里クライングアルテンクラブハウス」、「コミュニティーホール双葉」、「双葉農の駅」の 4 施設は、指定管理者により管理運営されており、他の施設は直営です。市の直営施設のうち「働く婦人の家」、「勤労青少年ホーム」は、利用者がいる時間帯において、委託による管理員が勤務しています。
- 「双葉集出荷所」は、平成 27 年度末をもって指定管理者制度を終了し、平成 28 年度から梨北農

業協同組合に貸し付けています。

- 「自然休養村管理センター」、「勤労者会館」、「双葉集出荷所」、「働く婦人の家」、「勤労青少年ホーム」の5施設は、建築後30年以上を経過しており、また、「コミュニティーホール双葉」も、建築後30年近くが経過し、施設の老朽化が進んでいます。
- 農業活性化や産業等の振興などを目的として設置された施設であり、「自然休養村管理センター」などの研修室などがある施設については、有効利用するため有料で一般にも貸し出しを行っていますが、全体的に利用者は少なく、また、施設によっては主に特定の団体等の利用となっている施設があります。

【取組方針】

- 定期的な点検や施設の劣化状況を確認しながら、利用者の安全面に考慮して施設を維持します。
- クラインガルテンは老朽化に伴う計画的な改修を進め、施設を維持します。ただし、施設用地である借地の契約更新内容等により、今後の改修計画についても検討します。
- 「双葉集出荷所」及び「コミュニティーホール双葉」は梨北農業協同組合へ譲渡すべき施設として位置づけており、継続して同組合と協議します。
- 「自然休養村管理センター」は利用状況等を踏まえた中で、譲渡なども視野に入れ、施設のあり方を検討します。
- 「勤労者会館」、「働く婦人の家」、「勤労青少年ホーム」は将来的な施設の更新時等に稼働状況等を踏まえて、同一用途・機能が類似している施設との集約化などを検討します。

(5) 学校教育系施設

表 31 対象施設（学校教育系施設）

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
学校 (16施設)	竜王小学校	11	6,131	S47	直営	実施済み	H18
	玉幡小学校	8	4,033	S45	直営	実施済み	H25
	竜王南小学校	11	7,241	S50	直営	実施済み	H8
	竜王北小学校	10	6,134	S54	直営	実施済み	H29
	竜王西小学校	10	5,967	S57	直営	不要	
	竜王東小学校	9	6,464	S62	直営	不要	
	敷島小学校	9	5,128	S46	直営	実施済み	H30
	敷島北小学校	10	5,028	S52	直営	実施済み	
	敷島南小学校	8	5,444	S57	直営	不要	H25
	双葉東小学校	4	6,882	S58	直営	不要	
	双葉西小学校	5	5,153	S47	直営	実施済み	
	竜王中学校	18	7,740	S53	直営	実施済み	H28
	玉幡中学校	10	8,925	S58	直営	不要	H4
	竜王北中学校	5	8,137	H3	直営	不要	
	敷島中学校	10	7,972	S57	直営	不要	H4
	双葉中学校	12	6,469	S51	直営	不要	
その他 教育施設 (2施設)	敷島学校給食センター	3	1,400	H15	直営	不要	
	双葉学校給食センター	2	948	H12	直営	不要	

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、建築年度が最も古い校舎の内容を記載

表 32 利用状況（小学校）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
竜王小学校	児童数（人）	435	422	400	419
玉幡小学校		305	294	290	296
竜王南小学校		341	340	317	333
竜王北小学校		414	427	433	425
竜王西小学校		327	339	344	337
竜王東小学校		273	262	247	261
敷島小学校		372	381	392	382
敷島北小学校		204	193	196	198
敷島南小学校		438	457	428	441
双葉東小学校		680	680	678	679
双葉西小学校		269	270	281	273
合計		4,058	4,065	4,006	4,043

表 33 利用状況（中学校）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
竜王中学校	生徒数（人）	410	401	407	406
玉幡中学校		366	352	325	348
竜王北中学校		234	248	242	241
敷島中学校		517	485	459	487
双葉中学校		450	445	445	447
合計		1,977	1,931	1,878	1,929

表 34 利用状況（その他教育施設）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
敷島学校給食センター	配食数（食）	1,555	1,539	1,551	1,548
双葉学校給食センター		1,715	1,702	1,664	1,694
合計		3,270	3,241	3,215	3,242

<学校>

- 小学校が 11 校、中学校が 5 校あり、地区別では、小学校は竜王地区が 6 校、敷島地区が 3 校、双葉地区が 2 校で、中学校は竜王地区が 3 校、敷島・双葉地区が 1 校ずつとなっています。
- すべての小学校、中学校は、指定避難所となっています。
- 昭和 40～50 年代に建設された建物が多く、施設の老朽化が進んでおり、校舎については、優先度に応じて大規模改修の実施を進めています。また、校舎及び体育館の耐震化は平成 22 年度に完了しています。
- 竜王地区の小中学校 9 校の給食は自校方式となっており、築年数等に応じて順次、ドライ方式へ転換しています。「竜王北小学校」、「竜王中学校」、「玉幡中学校」の給食調理業務は民間委託により行っています。
- 児童・生徒数は、一部の学校を除き近年減少傾向にあり、今後は少子化に伴い、いずれの学校も減少が見込まれます。一部の学校では、余裕教室が生じてきており、今後更に増加することが想定されます。一方、少人数学級の実施や宅地開発等による児童・生徒数の増加により、一時的に教室が不足となる学校もあります。
- 現在、学年によっては 1 クラスしかない小学校があります。「竜王小学校」、「敷島小学校」等の 9 校では、余裕教室を放課後児童クラブとして有効活用しています。

- 一部の地域では、通学距離の関係から、複数の小・中学校から通学先を選択できることとしています。
- 学校教育活動に支障のない時間帯に、有料で体育館、グラウンド、武道館の貸し出しを行っており、地域住民のスポーツ活動に活用されています。

<その他教育施設>

- 「給食センター」が2施設あり、いずれも市の直営で、敷島地区の小中学校4校と双葉地区の小中学校3校にそれぞれ学校給食を提供しています。
- 2施設ともに建築後20年程度経過しており、調理器具等の老朽化への対応が必要となってきています。

【取組方針】

- 学校施設は長寿命化計画に基づき計画的な整備を進めます。また、学校ごとに学校カルテを作成し、保有施設の基礎情報や老朽化調査による評価、工事履歴等の記録を蓄積し、学校施設の効率的な維持管理を行います。
- 給食センターは各種設備等の不具合の早期発見に努め、改修等を実施しながら施設を維持します。なお、将来的な施設の更新時等においては、児童生徒数の推移や近隣地域に対する環境面、アレルギーへの対応等を考慮しながら、施設の統合など今後のあり方を検討します。

(6) 子育て支援施設

表 35 対象施設（子育て支援施設）

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
幼稚園・保育園・こども園 (6 施設)	竜王北保育園	1	996	H26	直営	不要	
	竜王東保育園	1	841	H24	直営	不要	
	竜王西保育園	1	990	H26	指定管理者	不要	
	竜王中央保育園	2	755	H24	直営	不要	
	敷島保育園	1	1,291	H26	直営	不要	
	双葉西保育園	1	1,043	R2	直営	不要	
幼児・児童施設 (12 施設)	敷島子育てひろば	1	216	H25	直営	不要	
	玉幡児童館	1	397	H15	直営	不要	
	竜王北児童館	1	351	H5	直営	不要	
	竜王東児童センター	2	725	H8	直営	不要	
	竜王西児童館	1	386	H13	直営	不要	
	竜王南児童館	1	442	H17	直営	不要	
	敷島ふれあい中央児童館	1	446	H13	直営	不要	
	敷島みなみ児童館	1	300	H5	直営	不要	
	敷島なかよし児童館	1	335	H10	直営	不要	
	双葉西児童館	1	265	H9	直営	不要	
	双葉東児童館	2	400	H15	直営	不要	
	竜王ふれあい館	1	462	H21	直営	不要	

※1 つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載

表 36 利用状況（幼稚園・保育園・こども園）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
竜王北保育園	在園者数（人）	137	135	137	136
竜王東保育園		136	141	135	137
竜王西保育園		146	147	147	147
竜王中央保育園		132	128	128	129
敷島保育園		130	131	132	131
双葉西保育園		161	156	159	159
合計		842	838	838	839

表 37 利用状況（幼児・児童施設）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
敷島子育てひろば	利用者数（人）	6,191	4,523	3,237	4,650
玉幡児童館		14,947	13,163	11,492	13,201
竜王北児童館		23,812	22,016	16,351	20,726
竜王東児童センター		19,971	16,765	13,187	16,641
竜王西児童館		19,815	15,760	9,875	15,150
竜王南児童館		17,866	17,832	14,718	16,805
敷島ふれあい中央児童館		19,503	21,004	13,131	17,879
敷島みなみ児童館		19,241	19,934	15,607	18,261
敷島なかよし児童館		12,574	9,724	5,696	9,331
双葉西児童館		9,031	11,126	11,364	10,507
双葉東児童館		34,176	35,547	27,630	32,451
竜王ふれあい館		19,937	18,748	14,253	17,646
合計		217,064	206,142	156,541	193,249

<幼稚園・保育園・こども園>

- 令和3年度現在、保育園が6施設あり、「敷島保育園」は、「敷島子育てひろば」との複合施設となっています。「竜王西保育園」は指定管理者により管理運営されており、その他の施設は市

の直営です。なお、「しきしま幼稚園」と「竜王南保育園」は、平成 27 年度末をもって閉園となりました。

- 「竜王南保育園」は、敷地が県有地のため解体後に県に返還し、別の市有地に民設民営による私立保育園を開園しています。
- 「松島保育園」は、「しきしま幼稚園」の跡地に民設民営により開園しています。
- 「竜王北保育園」、「竜王東保育園」、「竜王西保育園」、「竜王中央保育園」、「敷島保育園」は、近年整備された施設です。
- 老朽化が進んでいた「双葉西保育園」は、令和 2 年度に建て替えられています。
- 核家族世帯や共働き世帯の増加等により、高い需要があり、定員を超える入所申し込みがある状況です。

<幼児・児童施設>

- 「玉幡児童館」などの児童館が 11 施設と「敷島子育てひろば」の 1 施設があり、いずれも市の直営で、職員が常勤しています。「竜王東児童センター」の 2 階部分は、「竜王子育てひろば」としても位置付けられています。
- いずれの施設も、子育てに関する相談業務などを行っており、乳幼児やその保護者に無料で開放しています。また、「児童館」は、放課後児童クラブとしても利用しています。
- 建築後 20 年以上を経過している施設もあることから、今後、計画的な改修等が必要となってきます。
- 少子化や民間事業者の進出に伴い、乳幼児関連の利用者が減少傾向にあり、児童館利用者の約 8 割が放課後児童クラブでの利用者となっています。
- 放課後児童クラブでの利用者は、対象学年の拡大などにより増加しており、小学校の余裕教室や他の施設を利用しています。
- 公共施設に関する市民アンケート調査結果では、施設の存続優先度が高い施設となっています。

【取組方針】

- 定期的な点検を実施し、診断結果などに基づき、修繕等を行います。
- 学校の余裕教室を活用した児童館機能の複合化について、小中学校の少人数学級制の実施状況等の動向を踏まえながら検討を行う必要があります。

(7) 保健・福祉施設

表 38 対象施設（保健・福祉施設）

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
保健施設 (3 施設)	敷島保健福祉センター	1	2,318	H13	直営	不要	
	双葉保健福祉センター	1	708	S63	直営	不要	H16
	竜王保健福祉センター	2	2,621	H9	直営	不要	
介護福祉施設 (1 施設)	志麻の里ことぶきセンター	-	-	-	-	-	-
その他福祉施設 (1 施設)	双葉共同福祉施設	-	-	-	-	-	-

※1 つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載

※「志麻の里ことぶきセンター」、「双葉共同福祉施設」は、それぞれ「神明温泉志麻の湯」、「百楽泉」との複合施設であり、施設数や面積等においては、スポーツ・レクリエーション系施設の中に含まれている。

表 39 利用状況（保健施設）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
敷島保健福祉センター	利用者数（人）	27,262	26,181	14,806	22,750
双葉保健福祉センター		10,381	7,114	10,893	9,463
竜王保健福祉センター		12,003	11,770	7,106	10,293
合計		49,646	45,065	32,805	42,505

<保健施設>

- 「敷島保健福祉センター」、「双葉保健福祉センター」、「竜王保健福祉センター」の3施設があり、いずれも市の直営です。「敷島保健福祉センター」は、施設の一部を社会福祉協議会へ貸し出しており、社会福祉協議会の職員が常勤しています。また、「竜王保健福祉センター」には、甲斐市・中央市・昭和町で共同設置する介護認定審査会があり、その職員も常勤しています。
- 「双葉保健福祉センター」は、大規模改修後10年以上を経過しているほか、他の2施設についても建築後20年以上経過しているため、今後、空調設備等の老朽化への対応が必要となってきています。
- 3施設ともに保健・福祉事業の拠点施設として、総合健診や乳幼児健診等の市の各種保健事業を中心に利用しているほか、「竜王保健福祉センター」と「双葉保健福祉センター」は、事業に支障がない範囲内で多機能室などの施設の一部を市内の個人、団体に有料で貸し出しを行っています。また、「敷島保健福祉センター」には温水歩行浴プールと軽運動室の有料施設があり、市外の方も利用することができます。
- 「双葉保健福祉センター」は、事務室を「双葉東小学校」の放課後児童クラブとして利用しています。

<介護福祉施設>

- 「志麻の里ことぶきセンター」の1施設があり、「神明温泉志麻の湯」との複合施設で、指定管理者により管理運営されています。
- 平成15年度に温泉施設に増築したもので、建築後15年以上を経過しています。
- 介護予防拠点施設として位置付けられており、指定管理者による介護予防教室を開催しているほか、温泉施設の無料休憩所としても利用しています。

<その他社会福祉施設>

- 「双葉共同福祉施設」の1施設があり、「百楽泉」との複合施設で、指定管理者により管理運営されています。
- 建築後20年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- 多目的ホールや会議室があり、指定管理者による健康教室で利用しているほか、有料で貸し出しを行っています。

【取組方針】

- 定期的な点検等により、設備の不具合の早期発見に努めながら施設を維持します。
- 施設の空きスペースの活用について継続して検討します。

(8) 行政系施設

表 40 対象施設 (行政系施設)

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
庁舎等 (5 施設)	竜王庁舎本館	5	6,788	S61	直営	不要	H26
	竜王庁舎新館	1	3,193	H22	直営	不要	
	竜王庁舎南別館	1	285	S57	直営	実施済み	H24
	敷島庁舎	2	874	H23	直営	不要	
	双葉庁舎	3	2,257	S53	直営	実施済み	H23
その他行政系 施設 (22 施設)	甲斐市消防団本部詰所	1	179	S49	直営	未実施	H11
	竜王 1 分団 1 部消防詰所	1	75	S63	直営	不要	
	竜王 1 分団 2 部消防詰所	1	50	H1	直営	不要	
	竜王 1 分団 3 部消防詰所	1	50	S62	直営	不要	
	竜王 1 分団 4 部消防詰所	1	50	H1	直営	不要	
	竜王 2 分団 1 部消防詰所	1	79	S60	直営	不要	
	竜王 2 分団 2 部消防詰所	1	56	H5	直営	不要	
	竜王 2 分団 3 部消防詰所	1	49	H1	直営	不要	
	竜王 2 分団 4 部消防詰所	1	56	H4	直営	不要	
	竜王 3 分団 1 部消防詰所	1	50	H1	直営	不要	
	竜王 3 分団 2 部消防詰所	1	66	H3	直営	不要	
	竜王 3 分団 3 部消防詰所	1	50	H2	直営	不要	
	竜王 3 分団 4 部消防詰所	1	56	H13	直営	不要	
	敷島 1 分団コミュニティ消防センター	1	77	H3	直営	不要	
	敷島 2 分団コミュニティ消防センター	1	152	H9	直営	不要	
	敷島 3 分団コミュニティ消防センター (睦沢)	1	90	H15	直営	不要	
	敷島 3 分団コミュニティ消防センター (清川)	1	91	H13	直営	不要	
	敷島 5 分団コミュニティ消防センター	1	117	H4	直営	不要	
	敷島 1 分団 2 部消防詰所	1	38	S57	直営	不要	
	双葉 1 分団消防詰所	1	116	H17	直営	不要	
	双葉 2 分団消防詰所	1	69	S47	直営	未実施	H19
	防災備蓄倉庫	1	242	H23	直営	不要	

※1 つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載

<庁舎等>

- 庁舎が 5 施設あり、合併前の旧 3 町毎に庁舎が配置されています。「竜王庁舎新館」は、「竜王北部公民館」との複合施設となっています。
- 合併当初、旧町役場において分庁方式によって業務を行っていましたが、「敷島庁舎」や「竜王北部公民館」の老朽化による建替えなどに伴い、平成 23 年度の機構改革とともに本庁としての機能を「竜王庁舎本館」と「竜王庁舎新館」に集約し、「敷島庁舎」と「双葉庁舎」は、それぞれ「支所」としての業務を行っています。
- 「竜王庁舎南別館」は民間企業からの買い取りにより取得した施設であり、職員は常勤しておらず、主に会議や作業スペースとして使用しています。
- 「双葉庁舎」と「竜王庁舎南別館」は、施設の一部を民間団体に年間を通じて貸し出しています。
- 「竜王庁舎本館」、「竜王庁舎南別館」、「双葉庁舎」は、建築後 30 年以上を経過しており、老朽化が進んでいることから、大規模改修を実施するなど老朽化への対応を行っています。

<その他行政系施設>

- 「甲斐市消防団本部詰所」など、消防・防災関連の 22 施設があります。
- 「消防詰所」や「コミュニティー消防センター」は、各分団・部の拠点となる施設であり、消防車両の車庫も兼用しています。
- 「甲斐市消防団本部詰所」は、施設の一部を「陶芸教室」として有料で貸し出しを行っています。
- 「甲斐市消防団本部詰所」と「双葉 2 分団消防詰所」は耐震化されておらず、また、多くの施設の老朽化が進んでいます。

【取組方針】

- 市民の生活に直結する重要施設であるため、定期的な法定点検や保守点検、老朽化等の調査を実施し、調査結果に基づき必要に応じた改修等を行い、市民が安心して利用できる施設として安全確保を図り施設を維持します。
- 消防団詰所は利用状況等を踏まえて、施設の集約化なども検討します。

(9) 公営住宅

表 41 対象施設（公営住宅）

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
公営住宅 (12 施設)	田中団地	4	3,275	H9	直営	不要	
	川辺町団地	3	1,734	S58	直営	不要	R1
	金の宮住宅	9	970	S34	直営	未実施	
	三島の木住宅	5	167	S31	直営	未実施	
	泉尻団地	4	2,285	H9	直営	不要	
	寺前住宅	7	229	S33	直営	未実施	
	中河原住宅	1	28	S32	直営	未実施	
	天狗沢住宅	11	1,098	S37	直営	未実施	
	一里塚住宅	7	227	S37	直営	未実施	
	市子石住宅	6	188	S39	直営	未実施	
	田畑団地	3	2,824	S61	直営	不要	H29・30
	南団地	4	2,413	H25	直営	不要	

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載

表 42 利用状況（公営住宅）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均	
田中団地	入居戸数(戸)	39	37	38	38	
川辺町団地		21	20	20	20	
金の宮住宅		13	13	13	13	
三島の木住宅		5	4	4	4	
泉尻団地		23	21	20	21	
寺前住宅		6	6	6	6	
中河原住宅		1	1	1	1	
天狗沢住宅		19	17	15	17	
一里塚住宅		7	7	7	7	
市子石住宅		6	6	6	6	
田畑団地		31	25	22	26	
南団地		29	28	28	28	
合計			200	185	180	188

<公営住宅>

- 公営住宅が 12 施設あり、いずれも市の直営です。
- 「三島の木住宅」などの耐震化未実施施設は、木造やコンクリートブロック造で建築後 50 年以上を経過しており、老朽化が深刻な状況です。また、「川辺町団地」や「田畑団地」は、鉄筋コンクリート構造（RC 造）ですが、建築後 30 年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- 築浅の鉄筋コンクリート構造（RC 造）の住宅は需要が高く、空きが無い状況です。木造の住宅については、現在、新規募集を行っておらず、現在の入居者が退去した後は、解体することとしています。なお、御岳田住宅は、平成 28 年度に解体しています。
- 平成 25 年度に「甲斐市営住宅長寿命化計画」を策定し、計画的に修繕等を実施しています。

【取組方針】

- 長寿命化計画に基づいて定期的な点検を実施し、診断結果などに基づき、修繕等を行います。

(10) 公園

※建物を有する公園のみ該当

表 43 対象施設（公園）

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
公園 (20 施設)	島上条公園	1	135	H24	直営	不要	
	やはた公園	1	165	R2	直営	不要	
	赤坂台総合公園	3	558	H12	直営	不要	
	敷島総合公園	4	440	S60	直営	不要	
	響が丘中央公園	1	57	H12	直営	不要	
	玉幡公園	3	238	H18	直営	不要	
	竜王中部公園	1	10	H30	直営	不要	
	信玄堤公園	2	50	S60	直営	不要	
	西八幡公園	2	28	H5	直営	不要	
	カルチャーパーク	1	10	H4	直営	不要	
	境公園	2	37	H8	直営	不要	
	中下条公園	2	32	S56	直営	不要	
	矢木羽湖（北便所）	1	41	H11	直営	不要	
	矢木羽湖（南便所）	1	41	不明	直営	不要	
	双葉水辺公園	4	64	H16	直営	不要	
	竜王南部公園	2	7	S59	直営	不要	
	名取公園	1	7	S59	直営	不要	
烏ヶ池芝生公園	1	2	H21	直営	不要		
釜無川スポーツ公園	1	30	H26	直営	不要		
竜地公園	1	26	H25	直営	不要		

※1 つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載

表 44 利用状況（公園）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
島上条公園	利用者数（人）	21,918	24,436	19,396	21,917
赤坂台総合公園		68,545	66,413	73,125	69,361
敷島総合公園		14,188	18,199	13,333	15,240
西八幡公園		11,563	12,682	12,392	12,212
中下条公園		269	280	167	239
竜王南部公園		13,649	8,879	13,484	12,004
合計		130,132	130,889	131,897	130,973

※利用状況の把握が困難な施設は表から除外

表 45 利用状況（公園内のスポーツ施設※再掲）

施設名称	指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	平均
竜王南部公園運動場	利用者数（人）	13,649	8,879	13,484	12,004
西八幡テニスコート		11,563	12,682	12,392	12,212
敷島総合公園多目的運動場		14,188	18,199	13,333	15,240
中下条公園テニスコート		269	280	167	239
島上条公園テニスコート・多目的コート		21,918	24,436	19,396	21,917
合計		61,587	64,476	58,772	61,612

<公園>

- 建物（管理棟、便所等）を有する公園が 20 施設あり、いずれも市の直営です。職員が常勤している施設はなく、清掃や芝刈り等の日常の管理は、主に委託業者が行っています。
- 「竜王南部公園」、「信玄堤公園」、「名取公園」、「中下条公園」、「敷島総合公園」は、建築後 30 年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。
- 平成 29 年度に「甲斐市公園施設長寿命化計画」を策定し計画的に修繕等を実施しています。

【取組方針】

- 公園施設は健全度調査を実施し、施設の劣化及び損傷状況を確認して、適切な長寿命化対策により、施設の延命化を図ります。

（11）その他

表 46 対象施設（その他）

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
その他 (68 施設)	貸付住宅	1	75	S53	直営	未実施	
	やすらぎ聖苑	1	1,376	H14	指定管理者	不要	
	機械器具倉庫	1	78	S55	直営	未実施	
	竜王駅南北自由通路	2	1,256	H19	直営	不要	
	生産技術高度化施設	1	2,016	H22	その他	不要	
	自主防資機材倉庫（清川地域ふれあい館）	1	12	不明	直営	未実施	
	睦沢ポンプ置場	1	25	不明	直営	未実施	
	消防ポンプ小屋（竜王 2 分団 1 部）	1	29	H8	直営	不要	
	消防ポンプ小屋（敷島 5-2）	1	26	R1	直営	不要	
	車庫（敷島庁舎）	1	43	不明	直営	不要	
	車庫（双葉庁舎）	1	49	S56	直営	不要	
	消防車両車庫（敷島 1-3）	1	18	H24	直営	不要	
	消防車両車庫（敷島 2-1）	1	16	H3	直営	不要	
	消防車両車庫（敷島 2-2）	1	18	H26	直営	不要	
	消防車両車庫（敷島 2-3）天狗沢班	1	19	H21	直営	不要	
	消防車両車庫（敷島 2-3）大久保班	1	16	不明	直営	未実施	
	消防車両車庫（双葉 1-1）	1	15	H25	直営	不要	
	消防車両車庫（双葉 1-2）	1	11	S57	直営	不要	
	消防車両車庫（双葉 1-3）	1	15	H23	直営	不要	
	消防車両車庫（双葉 2-1）	1	28	H25	直営	不要	
	消防車両車庫（双葉 2-2）	1	13	H20	直営	不要	
	消防車両車庫（双葉 2-3）	1	23	R1	直営	不要	
	消防車両車庫（双葉 2-4）	1	13	H20	直営	不要	
	水防倉庫（川辺町）	1	33	不明	直営	未実施	
	竜王水防倉庫	1	48	S59	直営	不要	
	防災倉庫（竜王南部公民館）	1	16	不明	直営	不要	
	防災倉庫（清川地域ふれあい館）	4	34	H19	直営	不要	
防災倉庫（吉沢地域ふれあい館）	4	34	H19	直営	不要		

施設分類	施設名称	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
その他 (68 施設)	防災倉庫 (睦沢地域ふれあい館)	4	34	H19	直営	不要	
	防災倉庫 (赤坂台総合公園)	2	36	H13	直営	不要	
	防災倉庫 (玉幡小学校)	3	28	H3	直営	不要	
	防災倉庫 (敷島中学校)	3	28	H22	直営	不要	
	新居区防災倉庫	1	13	不明	直営	不明	
	倉庫 (竜王中学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (玉幡中学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (竜王北中学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (竜王小学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (竜王南小学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (竜王北小学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (竜王西小学校)	3	28	H4	直営	不要	
	倉庫 (竜王東小学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (敷島南小学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (敷島小学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (敷島北小学校)	4	38	H19	直営	不要	
	倉庫 (双葉中学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (双葉西小学校)	3	28	H1	直営	不要	
	倉庫 (双葉東小学校)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (双葉体育館)	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (敷島総合文化会館) ※旧中下条公園	3	28	H19	直営	不要	
	倉庫 (万才 1 区)	1	34	不明	直営	不明	
	倉庫 (竜王新町 3 区)	1	42	不明	直営	不明	
	倉庫 (上八幡)	1	15	不明	直営	不明	
	倉庫 (下八幡 2 区)	1	26	不明	直営	不明	
	大明神倉庫	1	85	S32	直営	未実施	
	敷島倉庫	1	411	S47	直営	未実施	
	灌漑用水ボーリングポンプ室 (東側)	1	3	S48	直営	未実施	
	灌漑用水ボーリングポンプ室 (冷田)	1	9	S48	直営	未実施	
	灌漑用水ボーリングポンプ室 (御証作)	1	9	S48	直営	未実施	
	灌漑用水ボーリングポンプ室 (三島の木)	1	9	S48	直営	未実施	
	剪定枝粉碎機収納庫	1	21	H14	直営	不要	
	塩崎駅南北駅前周辺施設	3	241	H26	直営	不要	
	竜王リサイクルステーション	2	50	H25	直営	不要	
双葉リサイクルステーション	1	33	H22	直営	不要		
敷島リサイクルステーション	1	52	H26	直営	不要		
羅漢寺保存庫	1	26	S61	直営	不要		
輿石住宅集会所	1	30	S40	直営	未実施		
バイオマスセンター	1	88	H25	直営	不要		
中村菩提集荷所前給水栓	1	4	不明	直営	不明		

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震化状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載

<その他>

- リサイクルステーション、倉庫、車庫などの 68 施設があります。
- 「やすらぎ聖苑」は令和 2 年度より指定管理者による管理運営がされています。
- 「やすらぎ聖苑」は、建築後 20 年近く経過しており、施設の中核である炉の積み替えを実施しています。必要不可欠な都市施設であり、今後も定期的な修繕等への対応が必要です。

【取組方針】

- 倉庫、車庫については施設の劣化状況を確認しながら適切に管理します。
- やすらぎ聖苑は火葬炉設備等の定期点検や劣化状況により改修を行い、施設を維持します。
- 竜王駅南北自由通路は天井の耐震対策も含め、調査点検等を行いながら適切に維持します。

5.2.インフラ資産

(1) 道路

表 47 対象施設 (道路)

分類	種別	施設数等
道路	一級市道	51 km
		372,986 m ²
	二級市道	33 km
		184,490 m ²
	自転車歩行者道	2 km
		5,580 m ²
	その他の市道	355 km
		1,809,429 m ²
	農道	165 km
		557,321 m ²
林道	21 km	
	59,331 m ²	
	合計	627 km
		2,989,137 m²

- 道路延長は約 627km となっています。
- 主要道路については、路面性状調査の結果に基づき、優先順位を決定し、計画的に打換え等を実施しています。その他の道路については、市職員により定期的に点検を実施し、適宜修繕等を実施しています。

(2) 橋りょう

表 48 対象施設 (橋りょう)

分類	種別	施設数等
橋りょう	橋りょう	195 橋
		3 km
		17,912 m ²

- 橋りょうは 195 橋となっています。
- 市職員による簡易点検と専門家による詳細点検を定期的に行っています。
- 平成 25 年度に「甲斐市橋の長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な修繕等を実施しています。

(3) 上水道

表 49 対象施設（上水道）

分類	種別	施設数等
上水道	管路	408 km
	ポンプ場、配水池等	42 施設
		3,911 m ³

- 上水道の管路延長は約 408km となっています。
- 給水区域は、竜王地区、双葉地区の全域と簡易水道事業により敷島地区北部（睦沢地区・清川地区・吉沢地区）となっています。なお、敷島地区南部については、甲府市水道局の給水区域となっています。
- 管路については、市職員又は業務委託により、定期的に漏水調査を実施し、適宜修繕等を実施しています。
- 建物や機械器具については、市職員が定期的に点検を実施し、適宜修繕等を実施しています。
- 管路や建物等は老朽化により、順次更新時期を迎えています。
- 平成 27 年度に「甲斐市第 2 次水道ビジョン（計画期間：平成 28～令和 7 年度）」を策定しています。また、平成 28 年度に「水道経営戦略及びアセットマネジメント計画」を策定し、これらの計画等は、令和 3 年度に中間見直しを行い、中長期的な視点に立った管理運営を進めています。

(4) 下水道

表 50 対象施設（下水道）

分類	種別	施設数等
下水道	管路	298 km
	し尿処理施設、農集排施設	4 施設
		655 m ²

- 下水道の管路延長は約 298km となっています。
- 令和 2 年度末現在、下水道の整備面積は約 1,278ha、整備率は 70.9%となっており、順次、下水道整備区域を拡大している状況です。
- 管路については、市職員又は業務委託により、定期的に点検を実施し、適宜修繕等を実施しています。
- 建物や機械器具については、市職員が定期的に点検を実施し、適宜修繕等を実施しています。
- 管路の耐用年数を踏まえると、令和 19 年度頃から、順次更新時期を迎えます。
- 令和 3 年度に「甲斐市下水道事業経営戦略」を策定し、中期的な視点に立った管理運営を進めています。

6.推進体制

6.1.全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

(1) 全庁的な取組体制の構築

- 本計画を推進していくにあたり、全庁的な取組体制を構築します。
- 経営戦略課が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、推進していきます。
- 全庁的な調整や合議を行う場として、部長級職員で構成される「公共施設等マネジメント会議」を設置するとともに、下部組織として課長級職員で構成される「専門部会」を設置し、全庁的な合意形成を図ります。

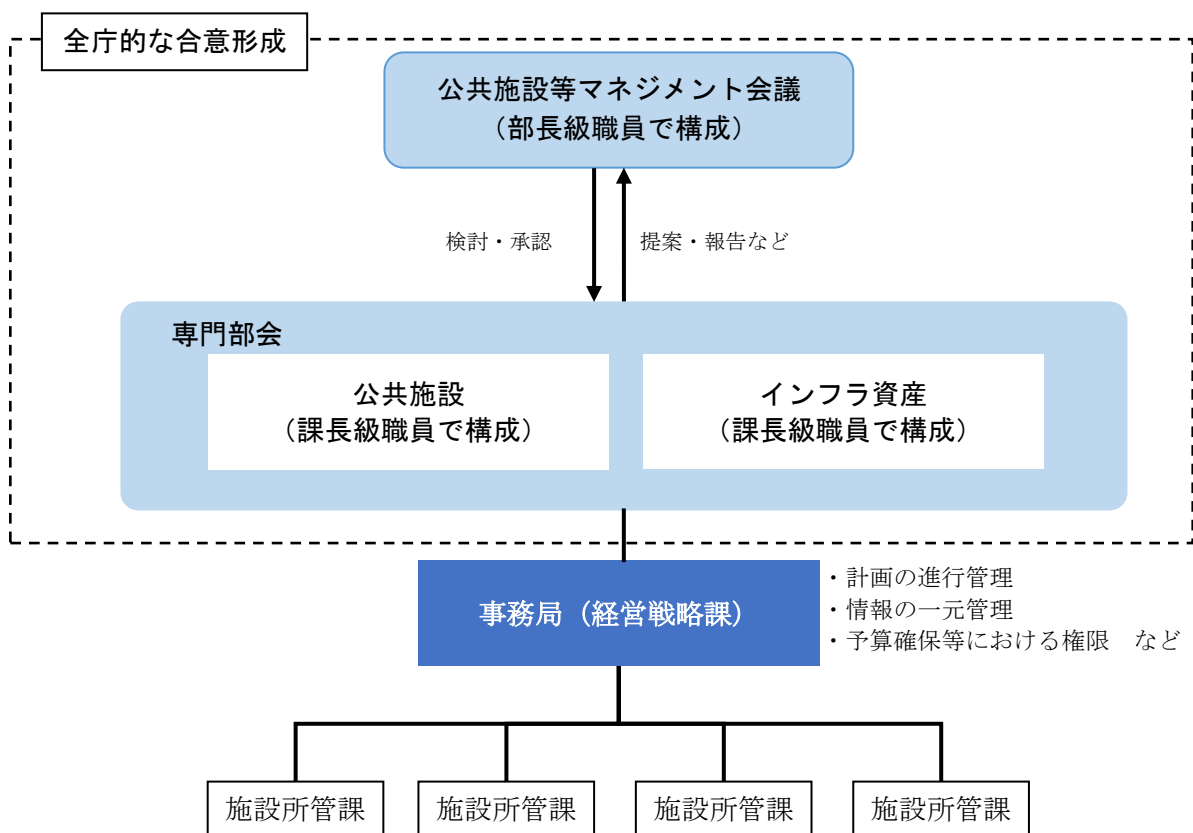


図 49 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理

- 施設所管課が、各施設の運営状況や建物の劣化状況などを把握するために、毎年「施設カルテ」を作成し、最新情報を把握します。
- 「施設カルテ」により施設ごとに施設所管課が把握している施設情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

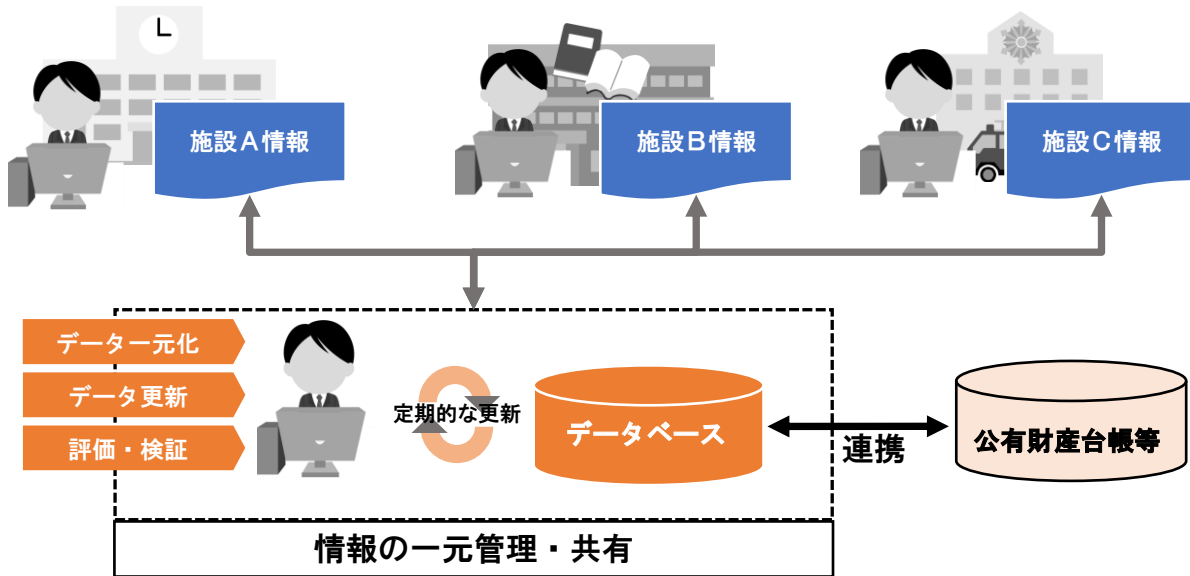


図 50 情報管理・共有のイメージ

- 各施設の評価結果に基づいて、施設の運営改善などのソフト面での対策や、大規模改修や更新などのハード面の対策について検討します。

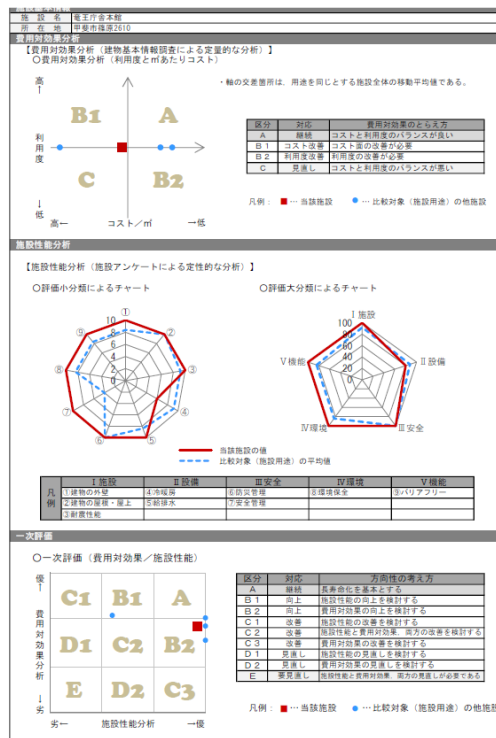


図 51 施設カルテによる評価

6.2.フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

- PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。

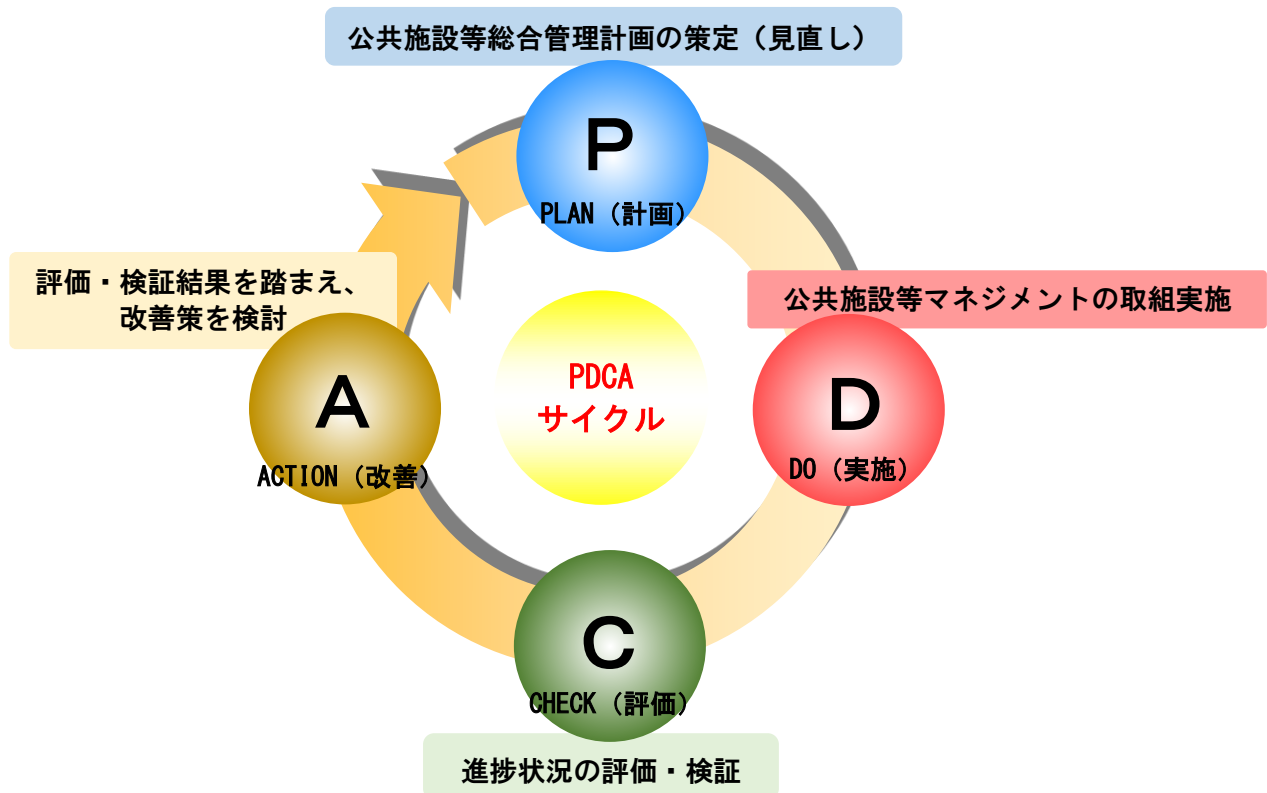


図 52 フォローアップの実施のイメージ

① PLAN (計画)

各施設所管課で作成した個別計画を取りまとめ、専門部会を経て公共施設等マネジメント会議にて本市の公共施設等の全体像を把握し、将来推計を行います。

② DO (実施)

各施設所管課で作成した個別計画に基づいて対策を実施します。実施した結果は、翌年度の「施設カルテ」に反映されます。

③ CHECK (評価)

経営戦略課において実施結果が反映された「施設カルテ」を取りまとめ、将来推計に対する改善効果を検証し、公共施設等マネジメント会議に報告します。

④ ACTION (改善)

公共施設等マネジメント会議にて、報告された対策結果から全庁的に取り組むべき課題を明らか

にし、各施設所管課に公共施設マネジメント全体としての改善策を提示します。その内容を受けて、各施設所管課において個別施設における対策を検討します。

(2) OODA ループによる計画の推進

- 公共施設等の老朽化が進み、多くの施設で改修や建替えが必要な時期を迎える中、施設所管課が施設カルテや施設状況等を分析し、所管する施設の計画的な改修や建替えを効率的かつ着実に実施していく必要があります。そのため、全庁的な PDCA サイクルを基本としつつ、各施設所管課が主体的に状況を判断して迅速かつ的確に対応できるよう、OODA ループ（観察・状況判断・意思決定・実行）により取組を推進します。

① OBSERVE（観察）

各施設所管課において所管する施設の状況等を調査し、毎年「施設カルテ」を更新します。

② ORIENT（状況判断）

各施設の状況に基づいて各施設所管課にて対策案を検討し、本市全体としての公共施設マネジメントの改善方針を加味しながら緊急性や優先順位等を判断します。

③ DECIDE（意思決定）

各年度の対策を個別施設計画等に反映し、その内容を経営戦略課に報告します。

④ ACT（実行）

個別施設計画等に基づいて各施設所管課において対策を実施します。実施後はフィードバックのために再び施設状況の分析に戻り、OODA ループを繰り返します。

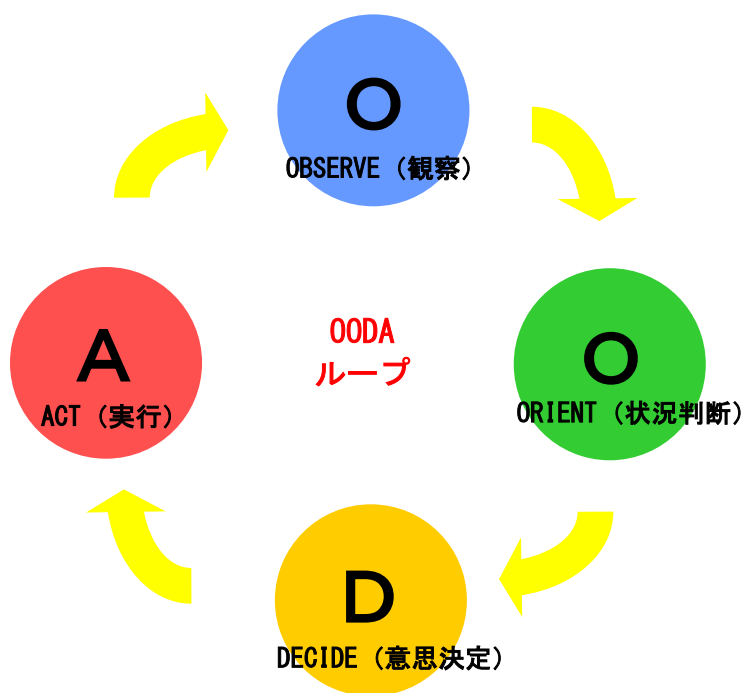


図 53 OODA ループのイメージ

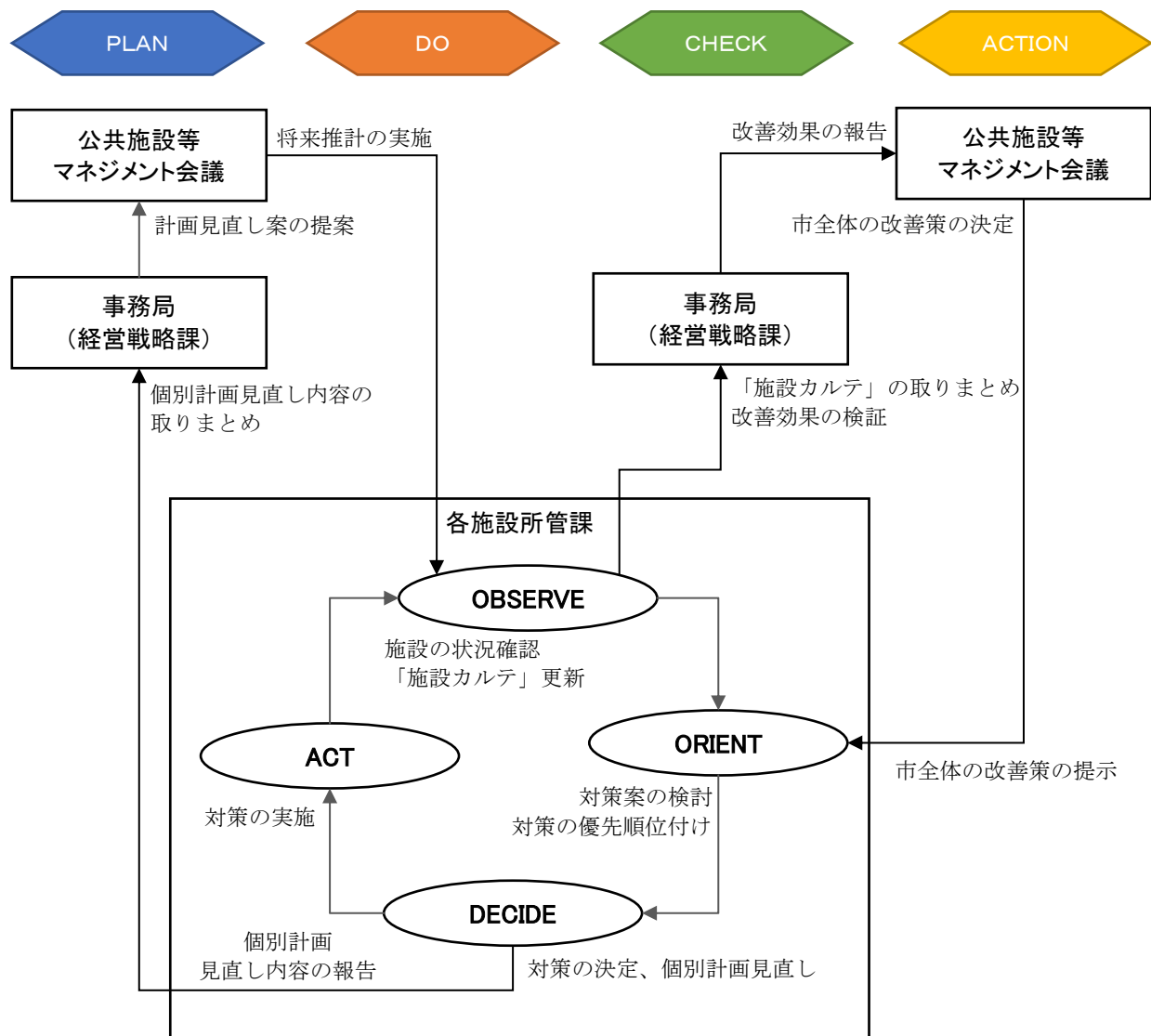


図 54 フォローアップの実施フロー（PDCA 及び OODA）

（３）議会・市民との情報共有

- 計画を推進するためには、市民と情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等の議会報告、市のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。

（４）各種計画との連携

- 総合計画基本計画や行財政改革大綱等、公共施設マネジメントに関連する本市の主要な計画との整合を図っていきます。

(5) 国土強靱化地域計画を踏まえた取組の強化

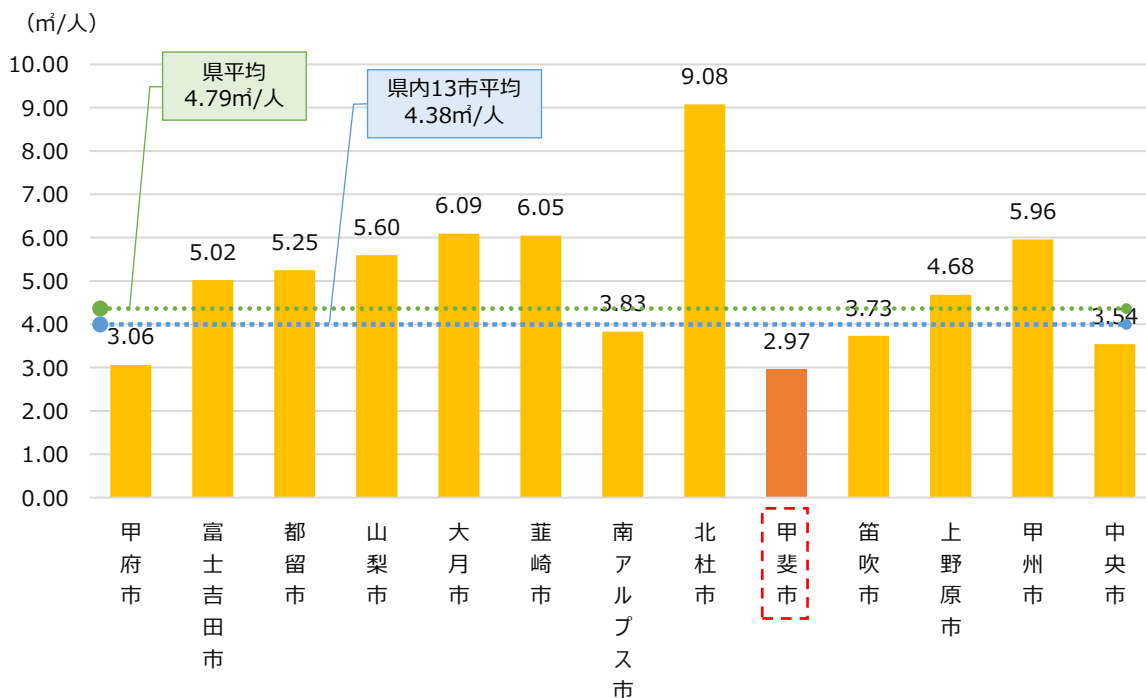
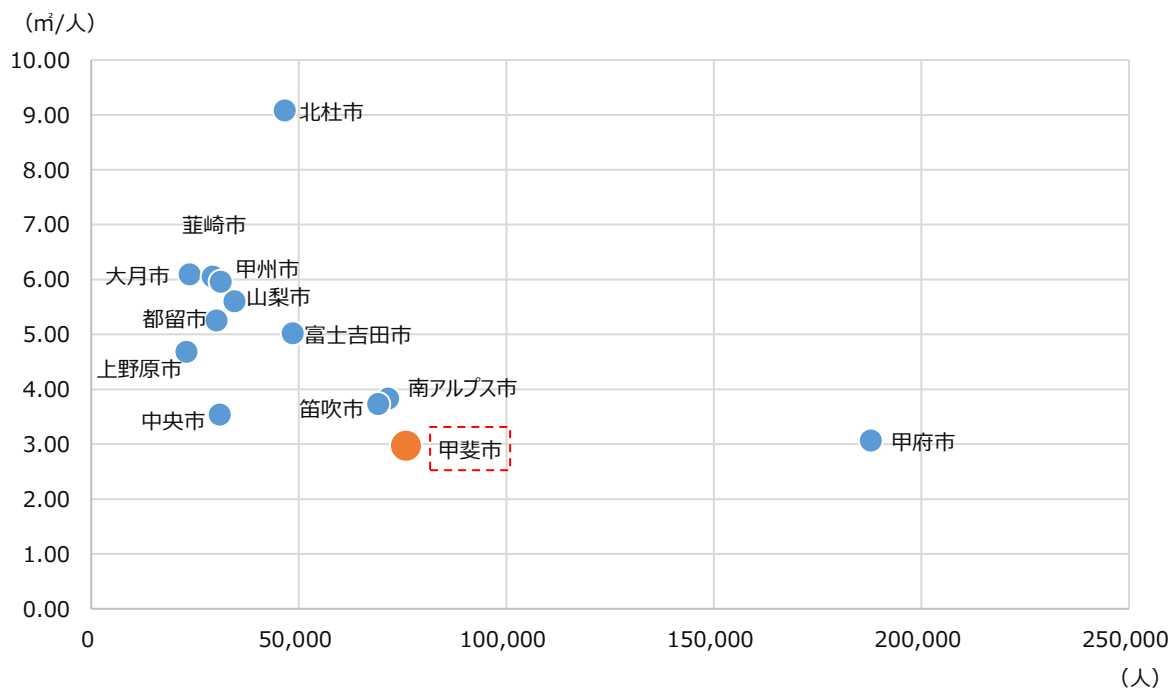
- 東日本大震災や想定を超える豪雨など、近年の大規模自然災害による経験を通じ、平時から自然災害に備えるための総合的な対策の必要性が認識されるようになったことを受け、国や県において国土強靱化基本計画及び山梨県強靱化計画を策定しました。こうした動きを受けて、本市では令和3年度に「甲斐市国土強靱化地域計画」を策定しました。
- この中では、災害による「直接死を最大限防ぐ」ことを目標として、「住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生」というリスクを軽減するために、「公共施設等の耐震化及び長寿命化の推進」を掲げています。
- こうした計画と連携しながら、公共施設等の適正な維持管理に向けた取組を推進していきます。

6.3.地方公会計(固定資産台帳)の活用

- 庁内各部署において管理している公共施設等の利用状況や維持管理費用の情報について、地方公会計における固定資産台帳及び施設カルテを活用して情報の一元管理を進め、これらの情報に基づいて施設の修繕や更新の時期、維持管理費用等の分析、評価を行います。
- 固定資産台帳の記載に基づいて有形固定資産減価償却率を算出し、類似団体と比較しながら公共施設マネジメントの適正化を図っていきます。

資料編

1. 県内 13 市の比較(公共施設の人口 1 人当たりの延床面積)



出典：公共施設の延床面積：総務省「公共施設状況調（令和元年度）」
 人口：総務省「住民基本台帳登録人口（令和 2 年 1 月 1 日現在）」

図 55 県内 13 市との比較 (公共施設の人口 1 人当たりの延床面積)

2.公共施設等の将来の更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

- 物価変動率、落札率等は考慮しない。
- 単純更新をした場合、公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する。
- 単純更新をした場合、建築後 30 年で大規模改修を実施し（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）、建築後 60 年で更新（建替え）する。
- 長寿命化をした場合、建築後 30 年及び 60 年で大規模改修を実施し（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）、建築後 75 年で更新（建替え）する。
- 令和 3 年度時点で大規模改修の実施年の 30 年を経過している施設は、「積み残し」として費用を令和 4 年度から 10 年間で処理する（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）。
- 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、以下の「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用する。

表 51 公共施設の更新費用の単価

用途	大規模改修	更新（建替え）
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

出典：公共施設等更新費用試算ソフト

(2) インフラ資産

① 道路

○市道等

- 更新年数は、単純更新を15年、長寿命化を20年とする。
 - ※ 舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて15年とする。
- 更新費用：全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- 更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用する。
 - ・ 道路（1級、2級、その他）：4,700円/m²
 - ・ 自転車歩行者道：2,700円/m²

○農道、林道

- 更新費用：投資的経費実績額（平成28年度から令和2年度の5ヵ年平均）と同じ額が、今後も毎年かかると仮定する。

② 橋りょう

- 耐用年数は、単純更新を 60 年、長寿命化を 80 年とする。
- 更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用する。

表 52 橋りょうの更新費用の単価

PC 橋	RC 橋	鋼橋	石橋	木橋 その他
413 千円/㎡	413 千円/㎡	500 千円/㎡	448 千円/㎡	413 千円/㎡

出典：公共施設等更新費用試算ソフト

- 建設年度が不明の橋りょう
 - ・ 令和 4 年度から令和 43 年度までの 40 年間で処理する。（更新費を 40 年間で均等に振り分ける。）
- 耐用年数を超えている橋りょう
 - ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：令和 4 年度から 5 年間で処理する（更新費を 5 年間で均等に振り分ける）。

③ 上水道

- 耐用年数は、単純更新を 40 年、長寿命化を 50 年とする。
- 管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用する。

表 53 管路の更新費用の単価

管種	管径	更新単価 (千円/m)	管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm 未満	100	配水管	50 mm 以下	97
	300～500 mm 未満	114		75 mm 以下	97
	500～1000 mm 未満	161		100 mm 以下	97
	1000～1500 mm 未満	345		125 mm 以下	97
	1500～2000 mm 未満	742		150 mm 以下	97
	2000 mm 未満	923		200 mm 以下	100
送水管	300 mm 未満	100		250 mm 以下	103
	300～500 mm 未満	114		300 mm 以下	106
	500～1000 mm 未満	161		350 mm 以下	111
	1000～1500 mm 未満	345		400 mm 以下	116
	1500～2000 mm 未満	742		450 mm 以下	121
	2000 mm 未満	923		500 mm 以下	128
				550 mm 以下	128
		600 mm 以下		142	
		700 mm 以下		158	
		800 mm 以下		178	
		900 mm 以下		199	
		1000 mm 以下		224	
		1100 mm 以下		250	
		1200 mm 以下		279	
		1350 mm 以下	628		
		1500 mm 以下	678		
		1650 mm 以下	738		
		1800 mm 以下	810		
		2000 mm 以下	923		

出典：公共施設等更新費用試算ソフト

- 建設年度が不明の上水道管
 - ・ 令和 4 年度から令和 43 年度までの 40 年間で処理（更新費を 40 年間で均等に振り分け）
- 耐用年数を超えている上水道管
 - ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：令和 4 年度から 5 年間で処理（更新費を 5 年間で均等に振り分け）
- 付帯施設
 - ・ 単純更新の場合、建築後 60 年で更新、30 年で大規模改修を実施する。
 - ・ 長寿命化対応の場合、建築後 75 年で更新、30 年及び 60 年で大規模改修を実施する。
 - ・ 更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
 - 更新（建替え）費用：36 万円/m²
 - 大規模改修費用：20 万円/m²

④ 下水道

- 耐用年数は、単純更新が 50 年、長寿命化が 65 年とする。
- 管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用する。

表 54 管路の更新費用の単価

管理	更新単価 (千円/m)	備考
コンクリート管	124	更生工法を前提
陶管	124	
塩ビ管	124	
更生管	134	布設替えを前提

出典：公共施設等更新費用試算ソフト

- 建設年度が不明の下水道管
 - ・ 令和 4 年度から令和 43 年度の 40 年間で処理する（更新費を 40 年間で均等に振り分け）。
- 耐用年数を超えている下水道管
 - ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：令和 4 年度から 5 年間で処理する（更新費を 5 年間で均等に振り分け）。
- 付帯施設
 - ・ 単純更新の場合、建築後 60 年で更新（建替え）、30 年で大規模改修を実施する。
 - ・ 長寿命化の場合、建築後 75 年で更新（建替え）、30 年及び 60 年で大規模改修を実施する。
 - ・ 更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
 - 更新（建替え）費用：36 万円/m²
 - 大規模改修費用：20 万円/m²

甲斐市公共施設等総合管理計画(令和4年2月改訂)

発行年月 令和4年3月

発行 甲斐市

編集 甲斐市 総合戦略部 経営戦略課

〒400-0192 甲斐市篠原 2610 番地

TEL:055-278-1678(直通)

FAX:055-276-7216

E-mail: keieikikaku@city.kai.yamanashi.jp



甲斐市